佐賀県立九州陶磁文化館

研　究　紀　要

第　1　号

1986

佐賀県立九州陶磁文化館

佐賀県立九州陶磁文化館

研　究　紀　要

第　1　号

1986

佐賀県立九州陶磁文化館

はじめに

このたび佐賀県立九州陶磁文化館は研究紀要第一号を発刊いたしました。

本館は、昭和五十五年、九州の陶磁文化の歴史的・現代的な遺産の保存、かつ展観の施設として設立されました。爾来、特別企画展をはじめとする多面的な行動を行っておりますが、同時に諸種の調査・研究活動もすすめて参りました。開館後五年を経過し、その成果を公にする本書の刊行が課題となっておりました。

本紀要は、三編を掲載いたします。各位の御叱正・御指導をお願い申し上げる次第であります。

昭和六十一年三月

佐賀県立九州陶磁文化館

館長　藤山　巌

目　次

はじめに

伊万里陶商の基礎的研究 (一)
—武富家文書・記録 (一)—……前山　博……一頁

伊万里市大川内山民窯樋口家土型について……吉永陽三……四三頁

肥前古窯の変遷
—焼成室規模よりみた—……大橋康二……六一頁

伊万里陶商の基礎的研究（一）

― 武富家文書・記録（一）―

前山　博

佐賀藩は、他国の商人が直接有田など皿山の釜焼と取引するのを禁じたので、有田などで作られた焼物はもっぱら伊万里の商人の手を経て他国へ流通せしめられた。伊万里はそうした他国「商人の輻湊せる津」（「日本山海名産図会」寛政十一年）であった。「伊万里焼」の名の起ったゆえんである。しかしながら、伊万里津において焼物をあきなった商人の経済活動については、まだ、十分に究明されたとは言い難い。本稿は、伊万里陶商の研究のための基礎的作業を目的とするものであって、最初に「武富家」をとりあげた。

往時の伊万里津の陶商のうち、今日多少とも関係史料を保存している家は僅かしか知られていない。武富家はそのひとつである。

一、武富家家譜

同家の系統の概要はつぎのとおりである。十分ではないが、以下の参考として掲げる。

〈武富家系図〉

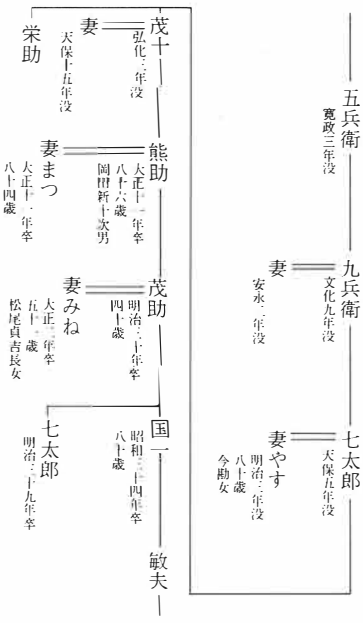

二、諸国商人の書状

現在、武富家に保存されている書状などのうち、発信者が筑前其他他国商人のものは三十余通ある。武富氏を宛名とするそれらの内訳はつぎのとおり。

九兵衛　一通（史料番号No1）
七太郎　二二通（同No2～No23）
茂十　三通（同No24～No26）
栄助　七通（同No27～No33）
関連分　二通（同No34 No35）

九兵衛あての一通は筑前芦屋の吉岡屋孫兵衛のもの。ただしこれは、文面の末尾に、「ほり七様之御手元江も…よろしく様御取なし置為被遊可被下様、呉々も…」と言うから、もともと「ほり七」すなわち武富氏あてのものではなかったとも考えられるが、一応ここに掲げておく。

七太郎関係の発信者を列挙すれば、

No2　筑前脇田浦　萬屋半次郎
No3　筑前山鹿　萬屋治左衛門
No4　筑前芦屋　吉岡屋孫兵衛（源兵衛）
No5　長州下関　乗屋安右衛門
No6　長州赤間関　原屋清右衛門
No7　筑前山鹿　萬屋治左衛門
No8　筑前山鹿　久□屋與平
No9　（不詳）　加納屋和七（長崎発）
No10　伊豫桜井　河内屋徳兵衛
No11　筑前岐志　升屋兵吉
No12　筑前山鹿　萬屋治左衛門
No13　越後三条　神子嶋貞助
No14　筑前柏原　釜津屋嘉兵衛
No15　長州下関　櫛屋茂七
No16　筑前芦屋　塩屋伝四郎
No17　近江日野　松山六兵衛
No18　筑前芦屋　吉岡屋源兵衛
No19　長州下関　乗屋安右衛門
No20　筑前芦屋　吉岡屋源兵衛
No21　長州赤間関　原屋清右衛門
No22　筑前芦屋　関屋甚次郎
No23　越後新潟　播磨屋勘三郎

下関乗屋安右衛門のNo5とNo19は書状の内容も同一である。

この七太郎の時代がちょうど化政～天保期にあたる時代である。

つぎの茂十（もしくは茂十郎）あてのNo24は讃岐丸亀から筑前商人若松屋庄三郎の発したもの。No25は大坂の田中屋忠兵衛から、No26は摂津兵庫の堺屋孫右衛門からのものである。

栄助関係では、

No27　筑前　蛭子屋彦兵衛

No28　大坂　田中屋忠兵衛
No29　伊豫桜井　林屋陸蔵（博多発）
No30　筑前芦屋　吉野屋儀七
No31　越後新潟　布屋（田辺）忠吉
No32　筑前芦屋　野田屋永次郎
No33　土佐高知　才谷屋治兵衛

関連分のNo34は、筑前山鹿蛭子屋彦兵衛（No27に同じ）から武富栄次郎宛のものであり、No35は、長崎街道の杵嶋郡大町の飛脚問屋山下辰十発のものである。

茂十・栄助兄弟のころは天保から幕末にかけての内外の激動期にあたるが、弘化三年茂十の死後、武富家の経営は弟栄助の手中におかれたと推測される。

三、諸国商人書状の内容と特徴

以上の書状の内容は当然多岐に亘るが、それらの多くに共通する点は、第一に、焼物代金もしくは借金の延滞についての詫言であり、第二には送金に関して、第三には焼物の注文あるいは催促のことである。

まず第一の点に関して、例をNo3にとれば、その大意はつぎに記すごとくであろう。

一筆啓上つかまつります。（中略）さて、先だっての催促の御手紙たしかに落手、委細承知いたしました。しかしながら市況ははなはだ不景気、昨年中は全然あきないができず、当年二月ころからようやく駿河方面の売込にとりかかって五月ころ終りましたので、盆すぎからは売掛金の回収に取りかかりましたが、やはり世上不景気のせいで埒明かず、やむなく喜右衛門・藤兵衛両人は残したまま、私ひとりさきに帰国いたしました。どのみち右の両人は来月なかばころでなくては帰れないでしょう。とは申せ、両人のうちひとりでも帰り、少しでも金が入りましたならば、さっそく伊万里へ仕入のため下向するつもりです。

（なお詳しく事情を申しあげますと）私がこのたび持帰った仕切金はようやく三割ほどに過ぎず、これは国許の出資者のほうへ払ってしまい、残金が入らねば新たな仕入もできず誠に困り果てております。さきの江戸方面における冬売分の仕切残は、買主江戸枡清の家内病死のため支払い日延べを言って参っており、春売荷物の仕切に至っては全然送って参りません。冬売分の七割かたは手に入っておりますが、跡金については、春売分と同様日延べを要求して参っております。

右の様な状況なので、私のほうの藤兵衛が只今江戸方面へ仕切金取立に出むいてはおりますけれども、枡清様の事情が事情ですの

で、仕切金支払の延引は決定的と思われます。ともかく右両人のうち一人なりとも帰国しませんと金のやりくりができません。金さえできれば早速仕入に参りますので、それまでのところを何分とも宜敷く。少々なりとも送金申し上げたいのですが、右の様な事情で、御許し下さいますよう。そのうち来月中には是非とも仕入のため参りたいと存じております。云々。

No7・No12もともに萬屋治左衛門のもので、文面もまったく相似て、「江戸駿河両仕切金送り不参内ハ〇印手廻リ不申」（No7）など言うのである。これら三通の手紙は同一時期のものと考えたい。しかもNo7の日付が閏二月十九日である。七太郎の時代つまり化政～天保期において閏二月は文化八（一八一一）年に限られている。

武富家からの右の様な代金の催促は、手紙のほか、人を差向けても行われた。「此度九兵衛様・喜助様御両人御越被下」（No29）、「再度御人ヲ立られ誠ニ奉恐入」（No12）、「御手元様より御名代として御壱人御出被下」（No4）、「先達而ハ七助様御出来被下、大イニ御苦労ニ奉存上」（No32）などの例。

さきの萬屋治左衛門の如きは、代金の催促に対するひとつの対応のケースであって、ほかにもいろいろな対応のありようが存在したのであり、No4もそのひとつである。ここでは銀主と世話人の「咄合」とあるが、じつはこのNo4と後出のNo20とを結んでみると、この吉岡屋源兵衛の身上に仲介の世話人を必要とした事態が明らかとなる。すなわち、「諸道具払物懸方、頃日世話人より取立」、「売残り物も…何れ近々之内ニ皆々売払」って「金子調達」云々と。

これはNo11にしるす筑前岐志浦の「六次一件」（No39には「六次郎様一件」とある）と事実上同一事態である。六次一件においては、とりあえず「有金だけ配分」（武富家の取分は元金八両の四割、三両二合だけ）、結局「分散」の処置が行われるに至ったと書いている。なお、「代呂物」も追って売捌いたのち配分するという。代呂物は普通代物と書き、しろものと読む、金銭に換えうる物品のことである。

さて、本来、代金（借金）は、督促のあるなしに拘らず、期限など約定どおり支払（返済）すべきものであるから、延滞しながらも支払が行われる場合、その文面に延滞を詫びる文言が記されるのは当然であって、第一点と第二点とが結びつくことになり、このケースの書状は多数を占める。

まずNo2はNo16と対応するが、要は筑前脇田浦の萬屋半次郎が「段々延引ニ相成」りながら代金四両を支払ったが、さらに残金の督促に対して「此分ハ私罷下リ候節ニ御払可申上」と約束したものである。彼らとしても所詮は焼物仕入のため来伊しなければどうにもできない訳で、このあたりの事情はさきのNo3山鹿萬屋治左衛門の場合においても察せられたところである。

No8に言うところは素直である。「何分金操（繰）六ツケ敷御座候間、今弐両弐分丈ケ御送リ上申候（ママ）、云々」、と。河内屋徳兵衛（No10）の場合、百両という大金のため安全な便がなかなか得られず、一ヵ月のち漸く利徳丸良助に依託して送金が叶った。「無便ゆえあしからず、云々」と。

送金に飛脚便が利用された例としてNo28がある。また若松屋庄三郎関係のNo24・No26およびNo35がある。

若松屋庄三郎は、No24の書状に添えてまず三拾五両を讃岐丸亀より送った。のみならず、その文中に、さらに飛脚便にて兵庫より送金する旨を予告している（六月十五日）はたして、杵嶋郡大町の飛脚問屋山下辰十の手を経て（No35）、封金五拾四両弐歩および兵庫堺屋孫右衛門の副状（No26）が到来したのは七月廿六日であった。堺孫の副状には「筑前若松屋庄三郎殿仕切金五拾四両弐歩」と明記され、長崎飛脚便を利用している。山下辰十の記すところでは、大坂～大町間の賃銭正銀拾六匁三分五厘、大町～伊万里間は七匁。堺屋の発信日の十一日から算えて十五日を要している。この兵庫の堺孫がいかなる商人であったかは今後を待たねばならないが、若松屋は彼に依頼して武富茂十郎への送金を果したのであった。

さて、第三の点、焼物の注文もしくは催促に関する文面もかなり多く見られる。ときには「返り荷物」のことも。

下関の乗屋安右衛門（No19）は、まず富海（防州鳥海か）利徳丸茂七船に託して拾両の金を送ったことを記し、ついで焼物壱俵を返り荷として送り戻すことを告げる。他方では、去冬注文の金書扇蘭絵の小皿について催促していわく、「まだでき上りませんか、これは得意先の注文ですから何時までも引き延ばす訳に参りません。御面倒ながら早く焼かせて下さいますように」、と。No5もこれとほぼ同内容の繰返しである。

No6の原屋清右衛門の注文は、口金唐草絵上々もの四通揃二十一人前揃、ただし極上のものでなくとも相応の上品を見計らい、ごくごく大急ぎの注文である。神子嶋貞助は、去年買請の四ッ揃物がいまだに到着しない、来春には間違いなく揃えて下さい、と言う（No13）。No15櫛屋茂七らの書状は商品（代品もの）についての苦情、そして事実上値引きの要求にほかならない。No21の原屋清右衛門書状も、要するに早急な送荷と適宜な値段の要望であり、高知の才谷屋治兵衛は、来月十日朝には当地を出発しますから、前以て尺三寸鉢の下物を残して置いて下さい、との予約書を送り届けたのである（No33）。No23は新潟の播磨屋勘三郎の拾四両送金通知と焼物注文（予約）である。来正月二日出立いたし、かなりまとまった数量の錦手の上物下タ物類を買付けたいので、どうか適宜の品物を見計らい

御囲い置き下さるよう、と。

武富家文書のなかの焼物注文書状のうち、特別注文に類するものはNo17の近江日野松山六兵衛のそれである。大意はつぎのとおり。

さて、今年は私こと御地へ下向いたさず、代りに手代どもを遣しましたところ、どうした訳か大いに買縁が薄く残念に存じております。

またまた御面倒とは存じますが、よんどころない方面の依頼につき御願い申し上げます。と申しますのは、去る卯年に、つぎに図示しました、蓋に松竹梅の三ッ丸紋を配した「桂詰かし蓋二十五入壱□」を貴方様から買入れ、当地にて売捌きました折、御役所むきへも買上られたとみえ、このたび前同様の品物を拵えて納めよとの仰せ付けで、よんどころなく御頼みする次第です。おそらく御地には見本が残っているか、さもなくば仕入先の釜元へ照会下されば大概判ることと存じますので、この一件とりわけ御頼み申しあげます。どうか御面倒ながら大急ぎ焼かせてくださいますよう。数量は二十でも三十でもよろしく。万一型も分らず製作不能ならば、その旨御返事も止むを得ませんが、そこを何とか御世話いただきますならば幸甚に存じます。私としても、ほかならぬ御役所むきのことゆえ、製作不能と申し立てて今更御断りもならず、どうかこの辺の事情を御推察いただいて、勝手ながら至急の御頼みを叶えて下さいますよう、伏して御願いいたす次第です。

御返事の宛先は左のように。

大坂土佐堀弐丁目　油屋喜兵衛
京都蛸薬師柳馬場　藤屋喜兵衛
江州日野越川町　松山六兵衛

（以下省略）

文中の「御役所」が何かは判らないが、江戸時代行商に活躍して知られる江州日野商人のひとりと思われる松山六兵衛（和七）の名に注目したい。

つぎに、これら書状の主、他国商人らは、いったい何処で商いを営んでいるか、を検討してみよう。それは二つに大別できると思う。一つは、筑前や伊豫などの商人たち、一つは越後新潟・三条、土佐高知、近江日野などの商人たちである。前者の商圏は、山鹿萬屋治左衛門（No3）が江戸ならびに駿河方面、柏原釜津屋嘉兵衛（No14）が大坂・伊豫、若松屋庄三郎が讃州丸亀というように、広範囲である（もちろん個々の商人は自己の得意先を持つことが多かったであろう）。後者は、言うまでもなく自己の出身地域を商圏としたものである。後者の場合は自己の店舗をもつことも多かった筈である。

彼らは農村へも入り込んで販路をひろげた。No32の「未ダ秋半故、

御年貢さい中ニ而、在方之掛取立出来不申」などはその好証例である。

ところで、この問題に関連して注目すべきものはNo30・No36である。とくにNo30に記すところは重要な事実を含んでいる。これは、筑前芦屋の吉野屋儀七が代金未済を申し詫びる主旨の書状であるが、その理由としてつぎのように言うのである。すなわち、

大坂へは去る四月二十七日無事到着。「入札物」の代金がまだ送って参りませんので、春以来ひとしお不景気のことではあり、私としましては、大坂御屋敷へ少しでも荷物を捌いて「為替金」を拝借し、皆様方への御支払にあてる心づもりで、「兵庫蔵」へ荷揚げしましたところ、（大坂屋敷から）他所ゆきの荷物を大坂において市売することは許さぬと申されました。そのため、不本意ながら延びのびになって、云々

大坂御屋敷と為替金拝借との関係、兵庫蔵とは何か、なぜ「他所行荷物、大坂ニ而市売不相叶」か、などなど。問題の根元は、幕末の当時佐賀藩のとった国産物統制にある。佐賀藩の国産陶磁器に対する「専売」政策の中心は、「見為替仕法」と「京江戸大坂堺兵庫、右之場所商内（あきない）御法度」であった。No36に言う「此節大坂表においては、別当所の居所のある送荷のみ扱い、他国よりのものは屋敷においては売捌かないこと」も、No28の「殊ニ仕・組・荷沢山、云々」も、これらに深い関連のあることは明白である。

〈付録〉No36　前後を欠き発信人不詳

No37　形・寸法・模様などを指示した注文書

No38　陶器送り記

No39　武富七太郎より升屋兵吉宛書状

四、有田釜焼の書状

有田の釜焼から武富氏へ宛てた手紙は四通ある。いずれも栄助あてのものである。

No40　大樽口　亀次良・丑松

No41　上幸平山　牟田判助

No42　同　同人

No43　同　川浪平太郎

大樽の亀次良および丑松のそれは借金の申し入れである。大意は、前登窯の拾番を半間借り受け、当地の取替（資金）を以て先だって焼物を積入れましたが、その資金が月三分の利息で損になりそうです。焼物はすべて貴方様へ差上げますから、何とぞ金拾両をお貸し下さい。

このような前貸資本と釜焼との関係は当時一般的であったもので

あろう。伊万里の商業資本の前貸的投下は、釜じたいの所有とともに、実例はほかにも見られるところである。

No41上幸平山牟田判助の栄助宛書面も、右と同じ事例を提示している。ただしこの場合の実際の借受人は中樽藤市であって、牟田判助は仲介の立場にある。No42も、要は中樽忠右衛門の拾両前借申入れを仲介したものであるが、ほかになお(イ)武富栄助が釜焼中へ「釜祝」として南鐐一片（二朱銀）を贈ったこと、(ロ)「前登へ中樽登より間釜借り請」のこと、(ハ)絵薬大極上壱斤借受の申入れなどのことに注目したい。No43は上幸平の釜焼川浪平太郎からの拾両前借申込である。

五、弓野山等関係書状

化政～天保期のものと推定される武雄領弓野山等関係の書状等はNo44からNo49までである。

No44・No45　弓野山武兵衛　（発信人　満岡啓助）
No46　（小田志山）武助（　同　）
No47　寅之助　（　同　）
No48a　嘉助　（　同　）
No48b・c　浅次郎
No49a・b　（弓野山勘定書）（発信人　満岡啓助）

まずNo44の吉田山より満岡啓助発の七太郎宛書面によると、はじめ弓野山武兵衛は金六両の前借を希望したのである。すなわち、「平日之釜之儀ハ三両取替ニ而押〻火入相整候得共、物前之儀ニ而何分三両丈ニ而仕廻方不行届ニ付、凡出高六両丈御取替被下候様」、と。「物前」とは、「盆・正月・節句などの前。節句の準備や決算期にあたって多忙である。節季」と『広辞苑』にある。これに対し武富方は、約定分の三両と物前払用として壱両、計四両を貸すには貸すが、その中から以前の年賦払不足弐歩弐朱ほどを差引くこと、また釜手形も引留て置くという条件を出す。武兵衛は、今度の釜火入が八日に迫っていることではあり、物前払の壱両は「向釜下釜壱間」を以て返済し、年賦不足分の弐歩弐朱は来る六月釜にて皆済します、むつかしい相談ですが、よろしく御願いする旨、私（満岡）に依頼、私も、今度だけは聞き容れてほしい、と要望するのである。武富七太郎と弓野山武兵衛との前貸（借）関係は歴然である。

小田志山武助の焼物を武富方で買取ってほしいと頼むのはNo46である。幸吉なる者が「銀繰出来兼」ねて武助の焼物の取扱方を破談にしてきたので、その「大極上々吉」の出来ばえの武助の焼物をそちらで買上げて下さい、と。注目したいのは、文中、「早岐其外へも売方可被致候得共、何連之道伊万里取合相離候而ハ職業不行届、跡釜取替等之儀も何連伊万里ならで出来立不申、云々」と述べてい

る点であり、「跡釜取替等之儀…御相談申上」という彼我の関係である。

No47によれば、武富と寅之助との間に、「寅之助より金弐歩ニ而預ケ置候絵薬」との関係がすでに存在し、いま「向釜用摺り置」きたいので預けておいた（質入）絵薬を借してほしい、代物は正月の焼物で払います、と。

No48ａの嘉吉は、とりあえず弐両弐歩の借入を頼んでいるのであるが、その前提となる取り極めは、武富方より「六両之仕入」金の前貸に対し、嘉助は「焼物ハ拾両丈焼立」てて引渡すことであった。これは前貸制度の実態の一端を物語っていると言えるのではないか。

つぎにNo48ｂ・ｃの浅次郎一件について、この場合、金額においても比較的大きく、かつこれまでの事例と違って融資の様式も複雑である。つまるところ、武富からは浅次郎が今後「広東なら茶」だけを焼くことを条件として、「弐拾金仕入」のほかにも「度払、且又利付金等御当借」することを取りきめ、そのおり直ちに「利足付等之金子」は貸渡したが、「残り仕入前四両并ニ度割払金三両丈、〆七両ハ焼物下り候上ニ而御借渡被下候約束であった。ところがそのご、浅次郎の焼物を運んだ小右衛門が相談したにもかかわらず、武富方は、さきの約束を取結んだ茂十の不在を理由に融資の約束を履行しなかったらしい。そのため、浅次郎の頼みもあり、彼の苦境、「地行差責り候上、此節釜塗替、云々」を見かねて、私共（啓助・部助）から武富方への懸合となったのであった。

ところで、満岡啓助らはいかなる存在であるか。これまでの史料では、それが武富家宛のものであるから必然的に、彼らの役割は、釜焼の依頼を受けて融資元である武富家へそれを取り次ぐだけであった。No48ｃでは浅次郎の「請人」に立っていたし、釜焼と武富方との間のもつれや間違いのときは苦しい立場に立たされることになった（No48ａ）。

しかし、No49の勘定書二紙は、満岡（辰巳屋）啓助の役割につきさらに示唆するものがあり、結論的には、彼は弓野山あたりにおける武富氏の現地代理人の如き地位にあった者と推定される。（壱番船などなどについては不詳な点が残る）

六、幕末期の武富家の経営

幕末の万延以降、明治二年に至る時期の武富家の経営状況がNo50～57によって窺われる。

まずNo50ａ・ｂ・ｃはほぼ同内容を示し、万延元年の状況と思われる。そのａによると（表1参照）、現物・売掛金・貸金の合計額千九百両(a)、現金・米（換算）の四百拾両(b)であり、現物の形で存在する焼物がほぼ六〇パーセントに達しているのは注目される。

表1　万延元年棚揚金額

申正月棚揚焼物代銀	1284両2歩
未年冬売込之焼物代銀	197.0
皿山入金並取替迄入テ	200.0
申初山釜正金	100.0
銀札・正銭・小遣イ金	18.2
小計（a）	1900.0
（有金）	221両0歩
古金	38.0
作徳米50俵	150.0
（文判）	10.0
小計（b）	410.0
合計（a＋b）	2310両0歩

表2　元治元年水揚金額

焼物代	330両0歩
絵薬代	55.0歩
客売込	180.0
山取替	218.0
客かし	150.0
播勘かし	455.0
布忠かし	2115.0
地方当時かし	50.0
講懸方	215.0
田　地	150.0
銀札など有合	110.0
かざり金	29.0
半紙代	50.0
売物代	20.0
小計（a）	4127.0
栄助借用	100両0歩
松尾借用	650.0
深川借用	380.0
立石屋預金	50.0
小計（b）	1180.0
合計（a－b）	2947両0歩

No51は文久二戌、同三亥の二ヵ年分で三千七拾両、だが借用前八百四拾両を差引けば金弐千弐百三拾両にしかならない。現物（焼物有高代）などがやはり高い比重を占め、これに「内山取替」・「客人かし」などを合せると九〇パーセントを越している。なかで「大坂登セ荷」が注目される。

No52は元治元年の水揚で、総額四千百弐拾七両に対し借入金が千百八拾両に及ぶ（表2参照）。

このとし、焼物代が急減し、反面「客かし」が激増している。播磨屋勘三郎（新潟）、布屋忠吉（同）ら――この傾向が今後どのような推移を示すか、注目したい。

なお、この年の水揚高と前年度分の差額弐百八拾弐両が「利潤」であると記す。

No50は慶応元丑年の棚揚高を示す。まず内山関係において取前（かし）と払前の差額四百六拾弐両壱歩、居合客衆などへの売込と同払分の差額五百九拾四両、播磨屋・布屋など旅客への貸額弐千弐百弐両壱歩、焼物代金分・地方貸など千七百四拾五両余、合計額五千三両余に対して借用高千百両である。焼物代有高の比重は二一パーセントに回復するが、他面旅客貸のそれも依然高率で四四パーセントに及んでいる。

ついでNo54の慶応二寅年の棚揚を見ると、貸付金・現物の額五千

八百五拾弐両弐歩（うち主なるものは有合焼物代千弐百弐拾両のほか、播勘千弐百七拾両、布忠四百弐拾四両、綿屋幸右衛門百五拾七両弐歩、原屋清右衛門百七拾八両、道具屋勘七弐百八拾両。大坂為登弐百両も見える）、借入（払方）額千五拾四両三歩。その差額は四千七百九拾七両三歩で、前年度の棚揚より八百九拾七両三歩増となっている。

慶応三年の棚揚は見えない。No55のbは同四辰（明治元）年分である。同aは同年の旅客取替分、同cは同年の地方取替分ほかの内訳を示す。aにおいては、あらたに伊豫桜井の林屋陸蔵や㊟らの名が現われる。

明治二巳年は、客衆売込・内山取替・旅客取替・大坂行花瓶などの三千四百七拾両、陶器有高弐千百両などの総額六千三拾両に対し、借入金は千百両。差引四千九百三拾両の棚揚額となっている。

以上、各年次の棚揚額の推移を一覧するために表3を作成した。

二、三の問題点をあげると、

(イ) 元治元年の例外をのぞくと、陶器有高（現物）は毎年千～二千両に達する。そのうちから売却分すなわち「客衆売込」分は年毎に補充、ストックしなければならない。慶応元年分の「居合客衆へ売込」高はおよそ六百両、同三年の「客人へ売込」高（山許

表3　文久2～明治2年棚揚概要

	棚揚高a	借入高b	$\frac{b}{a}$	陶器有高c	$\frac{c}{a}$	d（a－b）	前年高e	f（d－e）	$\frac{f}{d}$
	両	両	%	両	%	両	両	両	%
文久2	3,070	840	27.4	1,500	48.9	2,230	—	—	—
〃 3	—	—	—	—	—	2,665	—	—	—
元治1	4,127	1,180	28.6	330	8.0	2,947	2,665	282	9.6
慶応1	5,000	1,100	22.0	1,060	21.2	3,900	2,947	953	24.4
〃 2	5,852	1,054	18.0	1,220	20.8	4,797	3,900	897	18.7
〃 3	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〃 4	4,617	700	15.2	1,400	30.3	3,917	—	—	—
明治2	6,030	1,100	18.2	2,100	34.8	4,930	3,850	1,080	21.9

取替を含む）六百両、明治二年の「客衆へ売込」および「売物」分合せて九百三拾余両―これらはつぎの年には補充されねばならぬ。ストックされている現物のほぼ半分は毎年更新されていたと考えられる。（なお、この有高に関して注意を要するのは、慶応四年のそれが「元代金六掛」とされている点である）

(ロ) 借入率の高さは一五ないし三〇パーセント近くに達している。慶応元年の例をとると、借入高千百両のうち、松尾三百五拾両、深川四百両などとあり、伊万里町松尾家、有田町深川家などの資金が導入されたことが判る。No58・No59などは、佐賀の鶴丸清右衛門の名も載せている。

(ハ) 客人貸の問題としては、何よりもその高率なことであろう。慶応元年をもって例示すれば、それは総棚揚額の四四パーセントに及び、布屋千五拾両を先頭に、資金の融通を武富氏より受けているのである。このことは当時の武富家がすでに金融面に経営の重点を移しているのではないかということを推測せしめるものである。

〔付録〕No60　松尾彦兵衛書状（覚）

No61　上瀧益太郎覚

〔史料〕

No1「イマリ　九兵衛様　自阿しや

早序　尊下

金四両相添　吉岡屋

〆十一月廿八日　孫兵衛」

一筆啓上仕候、昨今柄追々寒気ニ相成御座候処、其御地御家内様益々御安康ニ可ヒ遊御座恐悦至極ニ奉存上候、次ニ下拙義茂無異罷在居申候間、乍憚御休意思召ヒ成可ヒ下候、然者先進而者毎度遠慮（路）之処を御越被下、殊ニ千萬忝仕合ニ奉賀候、就而者其節以御願御差操（繰）被下右金子早々ニもさし上可申筈之処、許元日々ニ米下落ニ相成、一向在方商内六ツケ敷大イニ延引仕候、先此度漸々金子四両丈操（繰）合仕さし上置申候間、何卒残り之処者無油断都合出来次第ニさし上可申候間、左様御思召ヒ遊可ヒ下候、下拙義茂段々咄合ニ相成、心易き先江も惣（相）談仕少々成共都合仕是悲（非）〳〵年内中ニ罷下り可申咄合ニ者相成申候得共、御存知之通昨今柄之事ゆへ、若又先様冬中之処金子廻合不仕都合も候ハ者正月廿四五日迄ニ者是悲〳〵罷下ル可手都合ニ仕居申候間、自然残り金子之處、年内中ニ都合出来不仕候ハ者、正月迄之處何卒御尊公様御手元ニ而御差操置為ヒ遊候様乍恐呉々も奉願上候、尤利足之處者私相弁へ可申上候間、乍憚今少シ之處呉々も御手元様ニ而御差操置偏ニ奉願上候、左候得者正月ニ者罷下り早々御勘定可申上候間返々も御願奉候、其之内ニも右金子廻合仕候得者年内ニも早々さし上可申上候、乍憚左様御思召御承知之段偏ニ奉願上候、尚又ほり七様之御手元江も是悲〳〵正月ニ懸ヶ罷下り可申筈御座候間、よろしく様御取なし置為ヒ遊可ヒ下候様呉々も重畳奉願上候、先者以愚筆御願奉候、委細之義者何連罷下り得拝顔萬々御咄御禮可申上候、恐々謹

言

十一月廿八日　　吉岡屋
イマリ　　源兵衛

九兵衛様

（「追啓」十二月朔日、省略）

No 2　「到伊万里

七太郎様　　脇田浦
半次郎

御□□下

〆　従筑前　　」

御書墨忝拝見仕候、（中略）然者此度芦屋塩屋傅四郎殿御帰りニ残り金相渡筈之様御書面被下奉承知候、尤帰宅之節七助様迄細悉御咄申上候得共、私帰宅前ニ山鹿迄金子相送り御座候得共、折節能便り茂無御座候ニ付段々延引ニ相成候、是依而即傅四郎殿へ金子四両丈相渡申置候、不足ニ御座候へ共、此分者私罷下り候節ニ御払可申上候、何連帰宅之節罷出御算用仕度、先者右之段申上度如斯御座候、早々以上

三月廿六日　　萬屋
七太郎様　　半次郎

No 3　「伊万里

武冨七太郎様　　萬屋
貴下要用　　治右衛門

〆　十月六日出　　ゟ筑山　　」

一筆啓上仕候、（中略）扨先達而者御紙面御送りヒ成慥ニ落手仕委細承知仕候得共、昨今ゟ売場大不景気ニ付昨年内一切商内出来不仕、当春二月頃ゟ駿河商内取懸り、五月頃迄ニ漸々商内片附、仕切取立も盆後ゟ取入ニ懸り居候得共、不景気之事故寸度埒明不申、依之ニ喜右衛門藤兵衛両人相残し置、私儀者先ニ罷帰り申候、何連来月中頃ならで者両人共ニ帰宅ニ相成り申間敷、尤も両人之内壱人帰国次第ニ少々ニ而も金子手ニ入候半者早速仕入ニ罷下り可申積りニ御座候、私儀此節帰宅仕候而も仕切金之所者漸々三歩所計り持下り候間、国元銀主へ入金仕候跡金不参ら候而者仕入も出来不仕、誠ニ困り入候、江戸表冬売分仕切金、江戸枡清内病死致され候ニ付日延申来り、同所春売荷物仕切も一切送り不参誠ニ困り入候、尤も冬売分ハ七分通り者手ニ入候得共、跡金之所者春売分一同之日延申参候、右ニ付私方藤兵衛儀此節江戸表へ仕切取立ニ参り居り候、枡清殿宅右之成行ニ御座候間、彼是仕切延引ニ可相成ル与大ニ心配仕居り候、何連両人之内何連成共帰国不仕候内者金子手廻り不申候間、左様御承知可ヒ下候、金子さへ手廻り候得ハ早速仕入ニ罷下り可申積りニ御座候、夫迄之所何分御用捨可ヒ下候、此度少々ニ而も送金仕度奉存候得共、前文之次第ニ御座候間宜敷御聞通可ヒ下候、何連来月内ニも是非仕入ニ罷越可申存意ニ御座候、左様御承知可ヒ下候、右申上度如此御座候、早々

覚

一、御注文ヒ遊候ツキタテ之儀、大坂ニ而仕立仕、同所ゟ御地江直に舟□ニ仕置候間、追て入津可仕候、左様御承知可ヒ成候

一、御注文ツキタテ　壱ツ
代金壱両也相払召置候

十月六日　　萬屋
武冨七太郎様　　次左衛門

No 4 「肥州伊万里ニ而

武冨七太郎様　　ゟ芦屋

貴下要用入

閏二月　〆　　吉岡屋
孫兵衛　」

（前略）然者此度態〻御人被下誠ニ恐入奉り候、就而者右昨春焼物代残金之義被仰越奉恐入候處、下拙義当春帰国仕候得とも、御存知之此節柄折津〻き、弥以手元大不廻ニ相成、夫ニ付是迄之銀主手元今タ以世話人咄合仕候得共相片付不申、此節者咄合寂中に而御座候、然處ニ御手元様ゟ御名代として御壱人御出被下誠ニ恐入奉り候、夫ニ付未熟之私始一族中皆〻折寄右□□之處段々御断申上候處、御聞届ヶ被為遊誠ニ忝仕合ニ奉存上候、夫ニ付是迄当地銀主衆中之振合ヲ以御手元様之借用金之處いなと申訳ニ而者無御座候得共、前文之通咄合寂中之事ゆへ、今志ばらく之所御用捨被成下候ハ者、咄合津〻茂り次第ニ而者下拙一族内ゟ御手元様迄御沙汰可仕候間、乍恐左様御思召被為遊ヒ下候様以愚筆申上候、先者右之段荒〻可申上候、余者佐七様ゟ御聞済被為遊可ヒ下候、恐〻謹言

閏二月廿一日　　吉岡屋
源兵衛

武冨七太郎様　　一族中

（追啓、省略）

No 5 「いまり

武冨七太郎　　石屋
安右衛門

大急用

㊥　　従下関　　」

（前略）五月六日出帆□□□船利徳丸茂七ゟ金子拾両并ニ錦手ならちや壱俵差送□□□定而相着□□□入候、尚また此度大徳□□兵衛船より口金杉成奈良茶□俵御送りヒ下□□□候、大徳丸之御出□□十一日御仕出し相成候處、御紙面之趣御催促有之候得ども、是者尊□□念歟与奉愚□□候、少〻宛申上候而□□□御面倒と奉察□□、又去冬御頼申□□錦手小皿手本□□□焼ヒ下早〻御送可ヒ下候、先者右之段御□□□此御座候、恐□□□（惶謹言）

六月十九日　　石安

七太郎様

No 6 「肥前今里

武冨七太郎様　　原屋
清右衛門

大急用注文書在中

㊥　　さとう相添
従長ゟ赤間関　　」

尚〻申上候、乍麁末黒砂糖壱斤差送り候間、御笑納可ヒ下候、以上

一筆啓上仕候、（中略）然者過ル二月九日仕出し候て、右之為替金之儀福一屋へ差送置申候、定而御入手被下候と奉存候、誠ニ段〻より之御世話忝奉存候、扨又此度口金唐艸へ上〻もの四通揃廿壱人前揃、注文□形入もの宜敷御座候、尤極上之ものニ者及不申、相応之上品御見計らひニて極々大急きニ候間、相成丈乍御面倒御はたらき被下、早〻御仕出し奉待入候、実者去春失念仕居候代呂ものニて誠ニ火急之儀萬端御察ヒ下早〻御願申上候、尚〻皆〻様へ茂宜敷様乍憚様御傳聲奉希上候、先者右御頼申上度早〻如此御座候、恐〻

謹言

三月九日　　原屋
　　清右衛門

武冨七太郎様

No 7「伊万里

武冨七太郎様　　萬屋
　　治左衛門

〆　　ゟ山鹿　　」

（前略）然者私事も仕入大延引ニ相成り候得とも、何連江戸駿河両仕切皆済送り参り次第ニ無相違仕入ニ罷下り可申積りニ御座候、附而者御手元ゟ借用仕居候焼物代金少ニ而も此節さし送り度奉存候得共、何分江戸駿河両仕切金送り不参内者〇印手廻り不申、甚御気之毒ニ奉存候得共今しばらく御延し可ヒ下候、尚又喜右衛門儀も此節迄者帰宅ニ相成り不申大ニ心配仕居申候、同人も何連近日之内ニ者帰国ニ相成り可申間毎日〳〵相待居申候、同人帰宅ニ相成候得ハ不遠内ニ者仕入ニ可参与其手当テ仕居申候、何分延引之所者幾重ニも御用捨奉願上候、先者右之段御願申上度如此ニ御座候、早〻、以上

一、乍末申上候、御注文ヒ下候江戸はつち壱ツ、此度佐七殿便ニてさし送り申候、御受取可ヒ下候、御母上さま御注文之博多織女帯之儀ハ何連下り之節博多ニ而手当テ仕持下り可申候、左様御承知可ヒ下候、乍憚皆〻様へ宜敷御傳聞奉頼上候。

閏二月十九日　　萬屋
　　治左衛門

武冨七太郎様

No 8「肥前伊万里ニ而

武冨七太郎様　　久□屋
　　與平

人〻御中

㊐閏二月五日　　筑前山鹿ゟ」

（前略）然ル処早速金子御送り上可申積り之所、当所御切手類多ク、何分金操六ツケ敷御座候間、今弐両弐歩御送り上申候間、御受取被遊可ヒ下候奉願上候、残金之義ハ売場ゟ早速送り出申候間、佐様御思召候仰付可ヒ下候、先ハ右申上度、委敷義ハ嘉助殿ゟ可申上候、以上

閏二月四日　　久□屋
　　与平

武冨七太郎様

No 9「堀はた

武冨七太郎様　　加納屋
　　和七

急用書

〆極月十三日　　ゟ長崎　　」

（前略）然者此度儀三郎様之為替ニて金子拾両之辻取替申候間、此節掛屋与七様方江送り金差支ニ付此手形ヲ差向申候間、右手形ニ引替、前書之金子御渡シ被下候様奉願上候、尤私此表ニて商内出来仕候へハ御取替置申候へ共、此砌一向不景気ニて商出来不申候故、無據送り金差支申候間、無間違手形ニ引替御渡し可ヒ下候様、此段幾重ニ茂奉願上候、（下略）

極月十三日　　加納屋
　　和七

武冨七太郎様

No 10 「肥前伊萬里

武冨七太郎様

金百両添利徳丸便り以　　河内屋徳兵衛

〆三月五日　　自伊予桜井　」

尚々御老母さま始メ御家内御店衆中宜敷御傳言被下様奉願申候

利徳丸良助殿便以啓上仕候、追日暖気相成候處、先以御家内様益御機嫌能被遊御座奉歓喜候、随而野生無別義罷在候、乍憚御安意可ヒ下候、誠ニ先達長〻御世話ニ相成難有仕合ニ奉存候、然者其節御恩借金子二月三日調達仕、定便相待候へとも大金之義慥成便りならて得不申送候、様〻心配仕居候處折節中間内其御方角塗もの商内参上仕人有之候ニ付相頼候へとも、何様真道中、其上大金之義、乍気之毒脇方へ頼呉候様被申ニ付、下関虎屋様迄持参被下相頼候へとも至而相断候故大延引仕候、亦早速持参被下様之人物下拙気ニ入不申、慥成便りも無之、態〻直人ヲ以虎屋様迄持参可仕之處、甚無人無其義、色々心配仕居處、利徳丸此度井の屋梅吉殿荷物積入ニ候由、右船ニ相頼候様被申、漸今日良助殿相頼、御約速（束）之通金弐朱百両壱封ニ〆差送り候、着之砌御改御入手可被仰付候、夫ニ付出帆之砌御頼申上置候松貞ゟ送り金到着御入手被下候哉、亦外ニ中山屋大吉歟申人ゟ六七拾金貴家様江持参仕筈ニ御座候間、持参次第御入手被下度、此人薩州川内与申處ニ罷下有之、遅参之□難計候得共大半参上者無間違候間、何卒出合丈御受取置被下度奉頼上候、何分下拙手許ゟ百両延引之段前文之訳無便故不悪敷御汲取被下度、先者右御断之為愚筆以申上度如此ニ御座候、恐惶頓首

辰三月五日　　河内や徳兵衛

武冨栄助様

追啓申上候、此度之荷物之内、注文物少々相渡し候處、反中なら茶、口金本皿中皿、月かげなら茶、緑笹其外ゑり方あしく甚困り入候、積返し之品も沢山罷在候へとも、此便ニ者間に合不申、後便ニ積返し候間、乍御気毒左様御承引可ヒ下候

No 11 「いまり堀はた

七太郎様　　升屋兵吉

用書入

（手）　　ゟ筑岐志　」

尚々

一筆致啓上候、愈其後御家内様御揃益御勇勝可ヒ遊御座珍重奉賀候、随而私無呉罷在居申候、乍憚御安意思召可ヒ下候、然ハ六次一件段〻相調子申候處、言語ニ絶次第、持下り金漸半金ならて無御座候、尚又尊公様ゟ御送りヒ下候□之義預ヶ置候様申段端〻不行合點、得与吟味仕申候處、是又為替かり参候趣明白ニ相分り申候、何事も跡商売之謀ニて偽計、何共気之毒千万之仕合ニ御座候、元来六次義ハ下拙共組合と申而ハ無之なれ共、親方ゟ□も之仕出しゆへ買入之義ハ一所ニ仕来候、尤少〻他銀主も御座候ニ付□□御銀主不残御寄合ヒ下候而評定相決候ハ、、彼地少〻売預荷物并手形ホも御座候へハ□□多分之金子不足ゆへいか、之訳ニ候哉、御銀主衆中不可案心（安）□□、大黒や幸右衛門殿彼地へ御上りニ付御同人に御頼、此方ゟも壱人指立候様評定相決ニ

相成申候、先□□ハ有金たけ配分仕候様、いつれ彼地相調子之上文散ニも仕
申候様評定相決申候、且又居屋敷家財ホハ旅行中別帋之通り預り申候、右之
仕合ニ御座候条、此段宜御聞済ヒ下度、先配分金子別帋目録之通指上申候、
御受取ヒ遊可ヒ下候、委細之義ハ卯左衛門殿御頼入候間、宜御聞通ヒ成下候
様奉願上候、先ハ御報申上度如此ニ御座候、恐惶謹言

申三月十三日　　升や兵吉

堀はた
七太郎様

覚

一元金八両　六次分
四ア通
此割符金三両武合

右之通御受取可ヒ下候、尤持下り正金分、代呂物之分ハ追々売捌次第指上
可申候、左様ニ御承知ヒ遊可ヒ下候、以上

三月十三日　　きし　船頭中

七太郎様

No 12　「いまり

武冨七太郎様　　萬屋　治左衛門

貴下要用

十一月二日出　　ゑ山鹿　」

一筆啓上仕候、冷気ニ相成候得共、御家内様御揃益々御平安ニ被成御座奉大
賀候、然者御手元焼物代金借用之所、御勘定大延引ニ付再度御人ヲ立られ誠
ニ奉恐入候、早速送り金可仕之所、前度世話人ゑ以書状申上候通、江戸駿河
両所掛り合多分出来仕、国元銀主方へも少々不沙汰仕居候ニ付、世話人相頼、
先達而内ゑ段々道附ヶ咄合仕候所、此節漸々済方ニ相成候間、近日之内御地
ニ仕入ニ罷下り可申積り、当銀主方へ相談仕候所御聞通りニ相成候得共、此
節〇印手廻り兼急埒ニ参り不申、当月末方ニ相成候半者少々廻り金も可有之
趣、右ニ付何程ニ而も金子出来次第ニ一先其御地江罷下り、借用先一同ニ払
方仕、其上仕入可仕積りニ相決し申候、乍併前文之訳ヶ合御座候間、格別之
御勘弁ニ預り不申候而ハ難相成候条、宜敷御聞通可ヒ下候、何連不遠内罷下
り利□相立テ決算可仕候、誠ニ払方大延引ニ相成り候儀申訳ケ次第も無之候
得共、実ニ不景気ニ出合、大心配仕候事故、無是非御一同御無心申上候、尤
も商売筋之所者前之通り不相替仕入可仕積ニ御座候間、左様御承引可ヒ下候、
御地払方大延引ニ相成り候而も手元大不□合ニ成行無余儀延引仕候、何分御
勘弁を以今少々延引之所御用捨可ヒ下候、其内下拙罷出急度御算用可仕候、
此段宜敷御聞通可ヒ下候、右御断申上度如此ニ御座候、尚又国元世話人ゑも
書状さし上候間御一見可ヒ下候、先右申上度、早々

十一月二日　　萬屋　治左衛門

武冨七太郎様

No 13　「肥前伊萬里

武冨七太郎様　　神子嶋貞助

□□□中

㊊　亥十一月四日出ス　ゑ越後三條　」

㊐サマ

一筆啓上仕候、寒冷之砌御座候処、先以其表御家内様御揃被遊御座候奉察入候、随而当方ニも皆々無別条罷居候間、乍憚御安意可ヒ下候、然者当春者段々御世話相成忝奉存候、何連来春御貴面之上ニ萬々御禮申上候、猶又去年買請申候之錦手木爪割へ四ツ揃不参之分当年御取揃被成候様被仰候得共、未タ入船不申候、甚下家ニも迷惑仕候間、何卒来春者無間違江御取揃置可ヒ下様奉頼上候、何連下拙来春正月十八日ニ出立仕候而、其御地江二月中ニ者無相違着仕候間、左様御承知可ヒ下候、乍末筆御家内様江宜敷御傳意之程奉頼上候、先者御禮旁々申上候、右之段如此御座候、早々以上

十一月四日出ス　　神子嶋貞助

武冨七太郎様

□□□中

No 14 「肥前伊万里　武冨七太郎様　釜津屋嘉兵衛　貴下」

㊊　四月卅日

一筆啓上仕候、（中略）然者其後手紙差出不申誠ニ御無礼仕申候、然處御借用仕申候金子甚タ延引仕、大イニ気毒ニ奉存上候、大坂ゟ罷帰り早速御地参上仕ル積り致置候へ共、無拠儀つき伊豫之方罷出申候、能々廿日頃罷帰り申候、左様御承知可ヒ下候、猶又御地ニ参上仕事者㊐殿近々内ニ御地ゟ御帰りニ相成申候様ニ承申候、同人御帰り相成申候へバ、此節之大坂市内一条咄合仕度事々山々御座候故、同人御地相済御帰宅ヒ成候へバ早々参上仕申候間、何事右之金子御まちヒ成可ヒ下候、宜敷奉願上候、何連懸御目萬々御咄申上候、先者此段如斯御座候

四月卅日　　釜津屋嘉兵衛

武冨栄助様

何連当月来ニ者罷出申候間、其節迄金子御待ヒ成可ヒ下候、無間違御返済仕申候、左様御聞済可ヒ下候

No 15 「肥前伊万里堀端　武冨七太郎様　櫛屋茂七　要用書」

〆　七月四日出　　自下関」

（前略）然處先達而揃もの御送りヒ下千萬難有仕合奉存候、乍併去冬御座候分とは代呂もの不宜、尚又なら茶取分不出来ニ而甚困り入申候、直引ニ茂相成候哉、余り高直ニ而引合不申、尤代呂もの上出来ニ而候へバ少々高直ニ而よろしく候得共、何分不出来頓と困り入申候、直引六ヶ敷候ハヽ、積下し可申哉、急便より御知らせ可ヒ下候、先ハ右之段御懸合申上度如此御座候、早々以上

午七月廿三日　　櫛屋茂七　政蔵

武冨七太郎様

No 16

「いまり下町ニて　　塩屋
武冨七太郎様　　傅四郎
尊下

卯月二日認　〆　あしやより　」

源助殿下りニ付一筆啓上仕候、（中略）次私共滞留之節ハ大ニ預御世話ニ忝存居申候、然ハ脇田浦半次郎殿事、三月廿七日勘□□態〻指立可申之処、幸折能居合、貴面致候而段〻相掛合候処、外〻江も少々不足銀有之候様子、夫ニ付テハ山鹿表魚彦殿江御頼有之、此家同人共旦那ニ有之候、同家ゟ受取誤レ候と被申候ニ付、勘蔵帰り立寄可申候処、旦那留主中ニ而翌日私宅江金子持参仕候処、段〻外方行一同ニ壱封仕持参り、万治殿手元迄指贈候都合ニ致有之間、又〻其儘差返し、何連ニ相成候とも金子堀七殿手元迄相届キ候ヘハ宜敷事ニ候ヘハ、魚彦ゟいまり表万治殿迄早便ニ御贈ヒ成下候様申談置候、寂早相届きと奉存候間、一寸御知らせ申上候、先ハ右用事如此ニ御座候、早〻頓首

四月二日夕　　塩屋
武冨七太郎様　　傅四郎

尚〻金子相届き候以上ハ万治殿ゟ封切、夫〻御配当ニ相成候と奉存候、以上

No 17

「肥前今里堀端
武冨七太郎様　　松山六兵衛
注文大急用

八月十四日発　〆　従近江日野町」

一筆啓上仕候、秋冷之砌ニ御座候処、先以其御地御家内様御揃益〻御勇健可成御座珍重之御儀ニ奉存候、然者当年者小生義茂□下向不致、手代共遣候処、如何之義御座候哉大いに買縁簿、御□□□残懐不少候、扨亦近頃御面倒之義ニ御座候得共、無拠方より之相参りニ付御頼申上候、卯年中貴家様ニ而桂詰かし蓋廿五入壱□、如図〇　此通ニ而蓋之上丸紋之中松竹梅之三ツ紋ニ御座候、右之買入致、当地ニ而夫〻売捌キ之趣、右御役所向江上り居、此度夫と同様之品拵へ差上可申旨ヒ仰付、無拠此段御頼申上候、定めし御地ニ而手本残り歟、亦者其年之御仕入先釜元御吟味ヒ下候ハヽ、大概相別(分)り可申哉ニ奉存候間、此段別而御頼ミ申上候、何卒〳〵御面倒様なから急〻御焼セヒ下候様伏而奉願上候、尤も数廿ニ而も三十ニ而も宜敷候間、何卒〳〵急〻御仕立ヒ下候様伏而奉願上候、若し亦片も不分出来方も六ツケ敷候ハヽ、幸便ニ其向御返事ヒ下度奉存候、何条御配慮ヒ下、出来候ハヽ、誠ニ以難有仕合奉存候、当方茂外方なれ者宜敷候得共、御役所向之事故、拵難義申立候而者大いに心配仕候間、何卒〳〵此段御推量ヒ下、乍自由急〻御仕立之□伏而奉頼上候、先者右御願迄如是御座候、恐惶謹言

八月十四日　　江州日野
松山和七判

武冨七太郎様
貴下

尚〻、御返事ヒ下候砌ニ者、紀州連中様歟、筑前連中様之内急便御座候ハヽ、夫江御返事可ヒ下候、若し亦思ハ敷幸便無之候ハヽ、大町飛脚□□□□□向ケ、左之通御した、め可ヒ下候
大坂土佐堀弐丁め

油屋　喜兵衛殿

京都蛸薬師柳馬場

藤屋　喜兵衛殿

江州日野越川町

松山　六兵衛殿

右御志たゝめ御出しヒ下候得者即刻相届キ申間、左□御認メ可ヒ下候

一、荷物之義[水]印ニヒ成下、藤野ニ而表書相頼ミ□□□□□□□□右三軒□□□□□□□□□状通同様ニ送り認メ御遣可ヒ下候、何分本文之通り之義ニ御座候、何卒〳〵御面倒様なから御出来ヒ下候様、伏テ奉願上候

No 18「伊万里

武冨七太郎様　　ゟ筑州

要用のみ

〆三月十八日　　吉岡屋源兵衛」

尚々

幸便付一筆啓上仕候、先以其御表御家内様益々御安全之由目出度奉存上候、次ニ下拙義茂不相替無事ニ而当月十二日夕ニ帰宅仕候間、乍憚御休意思召□□□候、然者右金子義此節之便りニ差送り可仕筈ニ御座候得共、此節者間合不申候間、何連跡送り ゟ成丈心配仕候而差送り可申上候間、左様御承知□□□候、就而者出立之砌者色々と御馳走被御付千萬忝仕合ニ奉存上候、一寸成共懸御目何□御禮可申上と存候得共、折阿し具山寺江御越し相成、不懸御目誠ニ残念至極ニ奉存上候、何連跡便ゟ□□可申上度、先者取込早々如此御座候、恐惶謹言

三月十八日　　吉岡屋源兵衛

武冨七太郎様

No 19「伊萬里堀はた

武冨七太郎様　　帋屋

安右衛門

尊下無事

〆五月六日　　金子拾両相添、外ニ焼物壱俵添　従関」

尚々

一筆啓上仕候、薄暑之砌御座候處、先以其御表御内様御揃益御安泰可ヒ遊御座大悦至極奉存候、下当方無異罷在候、乍憚御安意思召可ヒ下候、然者冨海利徳丸茂七船よ里金子拾両差送申候間、着船之砌改御受取可ヒ下候、尚又錦手上ならちや、錦手竹割上十五、間五ッ、合菊詰凰鳳へ間十ツ、右之分下タ物者不向ニ御座候間、御返し申候間、是茂同船ゟ御受取可ヒ下候

一、去冬御頼申上候金書扇蘭へ小皿之儀、いまた出来不申候哉、得意先江只様延引ニ相成候事故不都合ニ御座候間、何卒乍御面倒為御焼立ヒ下候様奉願上候、先者右之段御頼迄以書中申上度如此御座候、餘期後便□□、恐々謹啓

五月六日　　帋屋

安右衛門

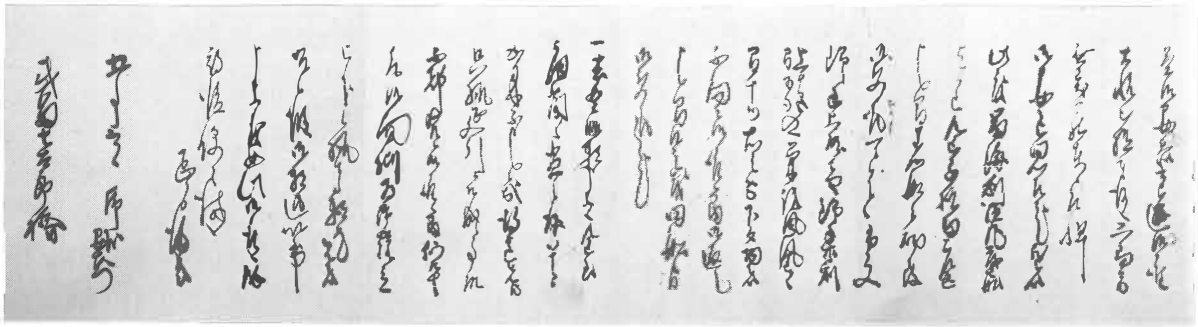

下関馬屋安右衛ゟ伊万里武冨七太郎宛の書状（No19）

武冨七太郎様

No 20

「イマ里ニ而

武冨七太郎様　ゟ阿しや

早序　要用

八月廿八日　吉岡屋源兵衛」

尚々、七助様今御壱人様江茂
乍恐宜敷御傳聞被為遊可ヒ下
候

以愚筆申上候、追々寒冷之趣御座
候處、其御地御家内様益々御安康
ニ可ヒ遊御座恐悦至極ニ奉存上候、
次ニ下拙義茂不相変無異罷在居申
候間、乍憚御休意思召可ヒ遊可ヒ
下候、然者先達而者御両人様遠慮（路）
之處ニ御出被下誠ニ御苦労様ニ奉
存上候、就而者右割符金之處末タ
割方ニ相成不申、尤諸道具払物懸
方頃日世話人よ里取立寛中ニ御座
候、売残り物茂相調子見候得者沢
山ニ御座候、何連近々之内ニ皆々
売払金子調達仕候迄ニ而、右割符
御座候間、毎度申兼候得共、今少
シ之處御用捨為ヒ遊可ヒ下候様呉々も奉頼上候、割符出来次第ニ早々金子御
持参可仕候間□□も夫迄之處御用拾偏ニ奉希上候、尚又下拙義茂無油断世話
人之處ニ懸合仕置候間、乍恐左様御承知為ヒ遊可ヒ下候、下拙義茂只今之□
□ニ仕候而者立行がたく候間、何連成共焼物商売ニ取付度存念ニ御座候間、
何分共御尊公様以御影ヶ御引立之程偏ニ御頼申上候、先者以愚筆御見□如此
御座候、恐々謹言

八月廿九日　吉岡屋
武冨七太郎様　源兵衛

No 21

「肥前伊萬里

武冨七太郎様　原屋
清右衛門㊞

急当用

〆七月廿四日出し　従赤間関」

a（前失）強く御座候處、先ハ其御地御家内様益御堅勝ニ可ヒ成御座珍重之
御儀ニ奉存候、然ハ先日天神丸ゟ、（昨）作年御頼申置候組もの、直段御方御取
計ニて、急出来可ヒ下候様御願申上越候間、若来タ天神丸着船不致候ハ者、
右品早々御調送り可ヒ下候様、御繁用之中江乍御面倒奉願上候、先者右御
見舞旁以書中を御頼申上度早々如斯御座候、恐惶謹言

午七月廿四日　原屋
武冨七太郎様　清右衛門㊞

尚々申上候、天神丸ゟ書状取込相認候ニ付若相わかり（後失）

b（前失）仕候處、直段私方江取計呉候様との儀ニ付、甚タ困り居申候間、

先達而七両位迄出来之御方様江手紙差上候處、今以出来不出来之何之義茂無之、寂早出来候ハヽ急便ヒ下御送り可ヒ下候、代金之儀ハ為替なり共御都合よろしく被仰聞可ヒ下候、若又未タ出来無之候ハ者何卒急〻御調へ送り可ヒ下候、尚又直段之儀者宜敷御取計可ヒ下候、何分火急入用ニ付此段奉願上候、折節取込失礼御高免可ヒ下候、早〻以上

午七月十四日　　原屋清右衛門

武冨七太郎様

No 22 「いまり不りはた

武冨七太郎様　　ゟ阿しや

金子拾両相添

〆正月九日　　せきや甚次郎　」

（不り七廿一日行）

新春之御吉□不可有休□御□重畳目出度申納候、先以其御表御家内皆〻様御揃益御機嫌能ヒ遊御□歳御座珍重之御儀奉賀上候、次ニ拙家無異儀加年仕候、乍憚様御休意御思召可ヒ下候、然ハ旧冬ハ罷出御世話ニ相成難有仕合奉存上候、且又旧冬勘定残り早速差送り可申上之處甚以延引ニ相成、則此度平次郎殿便りニ拾両也差送り申候間、改御受取御帳済可ヒ下候、先者右年始之御祝詞申上度如此ニ御座候、期猶永日之時候、恐〻謹言

せき屋甚次郎

武冨七太郎様

No 23 「肥前今里ニ而

堀七様　　播磨届勘三郎

金拾四両添ル

〆　従越後新潟　」

越前屋新吉殿幸便ニ付一筆啓上仕候、（中略）然者当春中滞留之節ハ段〻御厚情ニ相成忝奉存候、其節残金之分早速差登可申筈ニ御座候處、幸便茂無之甚延引仕候、此度新吉殿へ金拾四両誂へ差上候間、着之節御改御請取可ヒ下候、

一、前廣御注文申上候間、左之品々御用意ヒ下度候、錦手上物并下タ物類大分買入仕度間、何卒格好之品御見計御囲置ヒ下度深〻御頼申上候、私義ハ来正月二日出立仕罷登り可申候間、何分とも宜敷御計ヒ下度奉希上候、乍末書御家内皆〻様へ宜御傳言ヒ下度、尚以後便可申上如斯ニ御座候、以上

十月十五日　　播磨屋勘三郎

堀七様

No 24 「於肥前伊万里ニ

武冨茂十郎様　　若まつや庄三郎

金子三拾五両包壱ツ相添

〆　従讃州丸亀　」

尚々、御尊母方様へも宜敷御傳言奉願上候

傳作殿便りニ一筆啓上仕候、先以大暑之節ニ相成候處、其御地御家内様御儀益々御勇健ニ可ヒ成御座奉大賀候、随而当方下拙儀無別条当国商行仕居候へとも、来タ人気立直り不申甚不景行ニて一向商内ニ相成不申候。乍憚左（様）要御承知可ヒ下候、扨又借用金子之義比ゟも参り筈ニ申合セ置候へとも如何儀哉与奉存候節、此度分印之金子手廻し候処ニ三拾五両□指送り申候、尤来月入方ニ飛脚便ニて兵庫ゟ金子送り可申筈ニ御座候間、乍御面倒様夫□御入手可ヒ下候、其内比ゟ参り候ハヽ、御手元分相成候節者亀源殿ニ御渡し置可ヒ下候、書入手形ハ下拙下り候節ニ受取可申候、先者各之趣申上度如斯御座候、恐々謹言

六月十五日　　若まつや
武冨茂十郎様　　庄三郎

No 25「肥前伊万里　　田中屋
武冨茂十様　　忠兵衛
急用参人々御中

〆阿じ路包上下入壱包添　自大坂」

横尾茂兵衛様便りニ一筆啓上仕候、未タ余寒難去御座候得共、御家内様愈々御安泰可ヒ成御座奉賀候、然ハ御注文之上下壱具同人様江指送り申候間、着之砌御受取可ヒ下候、余ハ後便ニ追々可申上候、先ハ取込以乱筆申入度、早々頓首

二月五日　　田中屋
武冨茂十様　　忠兵衛

覚

一祢ごやち、婦
小紋上下壱具

〆右御受取可ヒ下候

（午春冨山屋庄平ゟ田中屋忠兵衛宛「御仕切覚」二通其他を同封するも、略之）

No 26「肥前伊万里堀畑ニ而　　摂州
武冨茂十郎様　　兵庫ゟ
早便り金子五拾四両弐歩入壱包相添申候

〆午七月十一日認メ　堺屋孫右衛門」

長崎飛脚便ニ一筆啓上仕候、先以時分から未タ残暑之砌ニ御座候處、御家内様益々御機嫌能被遊御座珍重之御儀奉存候、然ハ此度飛脚ゟ筑前若松屋庄三郎殿仕切金五拾四両弐歩差送り候間、同人殿御入帳可被下候、先ハ右之段申上度如此御座候、恐惶謹言

午七月十一日　　堺屋孫右衛門
武冨茂十郎様

No 27「伊万里ニ而　　蛭子屋
武冨栄助様　　彦兵衛
尊下

〆三月十一日出　」

田中屋彦兵衛様便りニ啓上仕候、先以春暖相募居申候處、御家内様益々御勇健可ヒ遊御座候奉大賀候、次ニ爰元無異ニ罷在居申候間、乍憚御休意思召可ヒ下候、然者私義先月より眼病為仕上之当国須恵目醫方へ罷越、漸々昨今引取申候、右ニ付久々御出来も不申上失礼御免可ヒ下候、然ルニ御地へ仕入罷越候義者四月ニ可相成、当辺銀主何連〇印不底困入居申候、自然来月下り延引ニ及候得者、借用申上候金子送り上可仕候、委細者田彦様へ委敷相咄置申候、宜敷御聞得可ヒ下候、先者以愚札荒々如斯ニ御座揃、已上

三月十一日　　蛭子屋彦兵衛

武冨栄助様

No 28

「肥前伊万里　　田中屋忠兵衛

武冨栄助様

無□急要用

七月廿日　同封　封金五拾両添　久徳殿手形在中　従大坂

ホリ七殿行

一翰啓上仕候、未残暑強御座候処、御□堂様愈々御□□可ヒ成御座奉賀寿候、二ニ野子儀無異罷在、先六月国元出航、漸々当七日ニ登坂仕候、乍慮外御安意可ヒ下候、就而者御地滞留中種々御□□ニ相成、尚又貴雅ニも其比御病中ニ而染々不得貴意失敬勝ニ而帰国仕、其后御尋門も相怠り失礼奉背本意候、追々噂承り申候処、日増御全快与承知仕、乍蔭大悦ニ奉存候、扨送り金彼是延引仕候、此辺も商売向大詰り〇印大廻り困り入事ニ御座候、此度飛脚江様ヲ向ケ金五拾両并久為殿渡り金拾壱両弐朱之手形指送り申候、右手形之義ハ着早々先方江御言附可ヒ下候、別紙之通り利足相加江御受取可ヒ下候、且久太殿渡り為替金三拾両当地ニ而約束仕置候得共、先方今日手形出来兼、今日飛脚之間ニ合不申候間、跡飛脚来ル八日出ニ指下シ可申候、左様御承知可ヒ下候、上方も兎角時節柄之□□解不申候、殊ニ仕組荷沢山、委細ハ〇様書状ニ而御承知可ヒ下候、併シ順気宜、米抔も日増下落、追々ハ人気も引立可申候、先ハ御見舞旁以書中申入度、急便取紛文略御仁免可ヒ下候、乍未筆御家内皆々様江御傳達宜頼上候、早々頓首

七月廿六日　　田中屋忠兵衛

武冨栄助様

七助様

覚

一封金五拾両　但弐朱金壱包

一手形金拾壱両弐朱

外ニ先方〆月壱部半之利足御受取可ヒ下候

〆　右之通受取可ヒ下候、以上

No 29

「肥前伊万里　　いよ桜井林や陸蔵

武冨榮助様

参ル尊報

霜月九日出ス

〆　筑前博多より

貴墨忝拝見仕候、如仰寒気強御座候處、先以其御表御家内様益々御機嫌能ヒ

遊御座奉歓悦候、然ハ此度九兵衛様善助様御両人御越ヒ下甚気ノ毒次第奉存候、扨当夏之比残金之処差送候筈ニ奉存候所、商売方甚以不印御座候故不能事延引之段真平〳〵御光免可ヒ下候、且又此度御両人御越し相成候而ハ早速差送り候筈奉存候へハ、漸々先月廿九日博多湊へ入津仕而荷物売捌最中故、改算所ニも不能、其□先内金ト而金五両差送候間御入帳成置ヒ下度此段奉頼上候、何連当冬中ニハ得貴顔度奉存候旨ニ奉存候、乍此上何角御引廻偏ニ奉頼上候、委細之儀ハ御両人様ゟ御聞取可ヒ下候、まつハ取急候間以愚札早々如此御座候、恐々頓首

霜月九日　　林や陸蔵

武冨栄助様

No 30

一筆啓上仕候、向暑之砌御座候處、先以其御表御家内様益御勝勇可被遊御座奏賀寿候、随而下拙義無滞障四月廿七日大坂着仕候、乍憚御安慮思召可被下候、然者入札物代金先月頃下金当心組居申候處、未送参不申候間、勿論売場春以来一入不景気と承り、大阪御屋敷（ママ）□少々成共荷物相捌、為替金拝借仕、各様方へ納金可致心組ニ而、兵庫蔵江荷物揚ケ置候處、他所行荷物大坂ニ而市売不相叶旨被申候故、無拠此地ニ而金子間ニ合不申、及延引□面之至ニ御座候、何分下拙急ニ下金可仕候間、右始末御推察被下、不悪御高免可被成下奉願上候、且又軽麁之煎茶棚贈進仕候間、御受納被成下度奉願上候、先右御願旁以愚札如此御座候、謹言

五月四日　　吉野屋儀七

武冨栄助様

No 31

「肥前伊萬里

（ママ）冨永栄助様　　布屋忠吉

貴下用書

十一月朔日〆　　（判）田邊　自越後新潟」

（前略）当年者下代店者藤松と申者差登セ可申上候間、何分御地始而、様子柄も相□□兼而候間、萬端宜敷御添見ヒ成下度候、且御店様ゟ借用仕置候金子之義、先達而中大村船江為替取組遣し候間、定而御請取ニも相成候と奉存候、尚不足金等之義者下代藤松ゟ御勘定可申上候、又候不足金等も御座候得者宜敷奉希候、且入用品物之義も直段精々御働ヒ下、越後上向下タ物御召出申御売□□ヒ下度是又奉願上候、右申上度早々如此御座候、□□御家内皆々様奉希候、頓首

十一月朔日　　布屋忠吉判

冨永栄助様

No 32

「於肥前伊萬里

武冨栄助様　　野田屋永次郎

尊下要用

〆　　筑前阿しやゟ　」

幸便ニ一筆啓上仕候、弥御壮健奉賀候、然ハ先達而者七助様御出来被下、大イニ御苦労ニ奉存上候、扨此節吉儀様御下りニ付宜敷便故金子さし送り申上度存念ニ御座候得ども、未タ秋半故御年貢さい中ニ而在方之掛取立出来不申候間、此度迄ハ金子出来兼申候、何連来月半過なら而ハ掛取立出来間敷候間、

此段御推量なし可ヒ下候、且又其内ニも宜敷便り御座候得ハ、急々掛取寄、少々ニ而も指送り可申上候、いづ連者私罷下り萬々御咄し可申上候、先ハ右之段御志らせ申上度、早々如此御座候、恐々謹言

九月廿八日　　野田屋永次郎

武富永（栄）助様

No 33 「竹富栄助様　　才谷屋治兵衛

大急用書

亥九月廿八日　今土ゟ　〆　」

一筆啓上仕候、寒気之砌ニ御座候處、先以其御表御家内様可遊御揃益々御勇健ニ目出度珍重之御儀ニ奉存候、然ハ先達而下候節ハ明々大井ニ御世話被仰付難有奉存候、且亦私義来月十日朝ニ者出足仕候間、尺三寸鉢下物御残し置可ヒ下候、宜敷御頼ミ申上候、返ス〳〵茂無間違様尚々奉希上候、先ハ取紛右御頼ミ申上度□□ニ如此御座候、恐々謹言

亥九月廿八日　　才谷屋治兵衛

竹富栄助様

No 34 「武富栄次郎様　　蛭子屋彦兵衛

貴下

〆　」

源左衛門便り一筆啓上仕候、先以暖気之砌ニ相成候處、其御地御家内皆々様益御勇健可ヒ遊御座候奉大賀候、次ニ下拙義も無異儀罷在居申候間、乍憚御休意思召可ヒ下候、然ハ昨年勘定不足之儀、未タ送り金も不仕、誠ニ御気之毒千萬ニ奉存候、此度者源左衛門参り候得と母、当年より同人者別仕入ニ而相分り不申、併私義も遠からず内罷出可申積りニ御座候、何連其節御目ニ懸り御勘定可仕候、先者右申上度如斯ニ御座候、頓首

五月八日　　蛭子屋彦兵衛

武富永次郎（ママ）様

No 35 「至伊萬里　　山下辰十

武富茂十郎様

要用封印

〆封金五拾四両弐歩入副　大町よ里」

残暑未退御座候處、□□□御安剛可ヒ成御暮珍重御儀奉存上候、然者当節封金并書状到来仕、則為持差送り申候間、慥ニ御落手可ヒ成候、尤賃銭大坂ゟ大町迄正銀拾六匁三分五厘有之、大町ゟ御当所迄七匁、〆て弐拾三匁三分五厘、右之通此人へ御渡し可ヒ成下候、先者右之段為申上、早々以上

七月廿六日　　山下辰十

武富様

但し壱包ニ〆封

一封金五拾四両弐歩也

并副状壱封

〆

No
36

（前失）〻と理含仕、他之品も注文仕候而拵替可申様引合置申候間、何連後
便出来次第御送可申上候、一、兼而御咄し申上置候くわし鉢兵庫表ニ而承り
申候處、寂早品遠ニ積下しニ相成居申候由残念存候へ共致方無之候、併し回
伯父共何角定而御談事可仕与遠察仕候、其談合通御計ひ被下奉頼上候、本
文ニも申上候通、此節大坂表者別当所〻居印送荷之外ハ、他国〻之送荷物者
屋敷ニ而相捌きニ成不申候間（ママ）候間、若又伯父談合大坂ニ而売捌不申都合相成
居申候ハ、、大坂行荷物是迄之通ニして回名前、又ハ陶器荷物ニ而も宜敷様、
都合〇様へ御談事被成御送、都合片時（後失）

No
37

上物方
奈良茶（一〇・七cm）　小皿（径一〇・七cm）
此所内外口金之づ
本皿（径一四・四cm）　猪口（径八・七cm）
手扨（径九・〇cm）　本皿猪口（径五・一cm）
指身（径二〇・五cm）
右之通七通物　唐花詰形入口金大沢山奈良茶ふた糸敷惣金
極上物上金ニ而御附可ヒ下候　壱組
右之通七通物　唐花詰丸ニメ形入なし尤口金附片之義大沢山
奈良茶ふた糸敷惣金
但し丸之品〻何連之細工人ニても本皿浅ク　壱組
候間、此分本皿少しふかく奉頼上候
ナラチャ（径一〇・六cm）　コサラ（径一〇・五cm）
ホンザラ（径一四・三cm）　チョク（径八・五cm）
ホンザラノゾキ（径五・〇cm）　サシミ（径二〇・〇cm）
右之通六通物　花薄葉絵染付　弐通
外ニ
口金当り前ヨリ沢山ニメ弐通
右之通六通り物　素書唐花絵染付弐通
外ニ
口金一通りヨリ沢山にメ弐組
外ニ
一金書松竹梅へ
六通ニ而も七通ニ而　弐組
尤直段かっこう之物御座候ハ、御（衍）御買入
置可ヒ下候

No
38

陶器送り記
防州平尾蒲
栄福丸仁太郎船
一　㋐印三号　拼取合
弐拾六提
此分三拾五俵ニメ

No
39

一筆啓上仕候、其御地御家内様益御堅勝可被遊御座珍重奉存候、然者六次郎
様一件言語ニ絶候趣被仰聞候得共、私議茂内々之儀者存不申候處、素り貴公

様之買入与申、右組物之儀も来年迄者相待呉候様御相談被遊、其代り少し之損失も相懸不申候様堅被申聞候處、右之咄ニ而者其気之毒ニ者奉存上候得共、唯今之商売少シ之利ヲ得候得者、何分右書面之通ニ而者難得御相談候故、右ア通之金預不申候様御咄仕候得共、幸八様被仰聞候様者、何連兵吉様御下向之節者万端御□会セ、如何と成共成行候故、先以三両弐合之処者預り置呉候様御咄被遊候故、先以三両弐合預り置申候、少々之事ニ而御座候得者左様不申上候故、得与御推量被遊可被下候、申上度事ハ段々御座候得共、愚筆故荒辻申上候、何事茂御下向之上御語可申伸候、先者御見廻旁期後日之時候、恐惶謹言

五月廿一日　　堀端七太郎

筑前

升屋兵吉様

No 40

「至伊万里堀端　有田大樽口
栄助様　亀次良
丑松

専要用」

一筆啓上仕候、（中略）然ハ終々御見舞も不申上疎遠之至御座候処、節角跡釜之儀、前登拾番半間借受心配仕罷在候処、此地少々取替ホを以先達焼物積入申候処、三ア利足附彼是損気立ニ有之、及聞候処、御尊所様今金子差出ヒ成候由承、就而ハ此節焼物勿論貴所様可差上奉存候条、何卒金拾両御借ヒ下間敷哉御相談申上候、左候得ハ此地取替之儀ハ右之次第ニ付何分行届兼而已出来立候条、御相談之程奉頼上候、猶委細之儀ハ此人申含遣候ニ付文略仕候、宜御聞取可ヒ下候、先ハ右愚筆を以如是御座候、以上

三月廿四日

No 41

「到イマリ堀端
武冨栄助様　従上幸平山
牟田判助

御内要用」

乍書中ニ而御座候處、此節中樽登火入ニ付而、中樽藤市殿釜半軒積入之約定ニ而御座候處、右ニ付而私之方へ相談ニ相成候ニ付而ハ、先達而も御噂申上置候通ニ而、何卒半軒ニ当金拾両丈御取替置ヒ成下度様御相談申上候、併年内之儀ハ其内金五六両丈ケ之処御恩借ヒ成下度、此段御相談申上候、就而ハ右之訳合ニ付而ハ此地平太郎殿恒三郎殿ヒ罷越居候故、右人よりも御聞合見ヒ成下候而宜御座候故、尚亦委細之儀ハ私よ里万端取計差出可申候處、右御相談之次第宜御聞済ヒ成下候而、御恩借之儀深々御頼申上候、委細ハ御面上之上御咄可申上候、以上

十二月廿七日

No 42

「到イマリ堀端
武冨栄助様　従上幸平山
牟田判助

御用要用」

先日者御出ヒ成候得とも別而大形之至御座候處、就而ハ其砌釜祝として南鐐壱片ヒ遣候付而ハ、其御元様御取替ヒ成釜焼中御馳走ニ相成糸仕合之御儀ニ奉存上候、左付而ハ前登へ中樽登より間釜借り請之申談、内輪相極り居候處、忠左衛門殿取替之儀金拾両丈之儀此者ニ而御思借ヒ成下度様、此段宜御願申上候、外ニ絵薬大極上壱斤御恩借ヒ成下度深々御頼申上候、委細ハ尚亦近日之内期面顔万端得与御物語可申上候、先ハ右御相談之儀深々奉頼上候、以上

四月廿五日

No 43 「到イマリ堀端ニ　　従上幸平山
武冨栄助様　　川浪平太郎
御内要用」

所々洪水ニ而御座候由奉驚入候、其御地ニ而ハ無御故障珍重之御儀奉存上候、然者此地釜方殊之外忙敷相成居候處、何卒此者ニ而金拾両丈ケ御恩借ヒ成下候様、此段宜御相談申上候、先者いつ連其内期高顔万端御咄可申上候、先ハ右御相談迄如斯ニ御座候、以上

三月十八日

No 44 従吉田山致啓上候、然者今五日弓野山武兵衛殿よ里使之人罷越申聞候者、平日之釜之義者三両取替ニ而押々火入相整候得共、物前之義ニ而何分三両丈ニ而仕廻方不行届ニ付、几出高六両丈御取替ヒ下候様ヒ申越候趣之處、約定前之分三両与物前払之壱両を借り面ニメ御遣ヒ成、其内ゟ前方年賦払不足金弐アト弐朱計之釜手形□□之義も御引留ヒ成候趣ニ而、旁ニ付、此節之火入来ル八日ニ相定り、私壱人不捌ニ而火入難行届ニ付、当物前壱両成込之義者向釜下釜壱軒積込相渡し可申趣、猶又右弐ア弐朱計之處者六月釜ニ而皆済無滞御引合可致ニ付、此節者初而之處難渋ケ間敷御相談ニ御座候得共、物前之儀ニ付色々仕廻方不行届ニ付、何卒右之通私ゟ御相談申上呉候様、以来之義ハ随分三両宛ニ而何角無ニメ焼立遣し可申趣、態々吉田山江申越候振合ニ御座候得ハ、能々之義与相見、火急之火入ニ付而者積後ニも相成候而も気之毒ニ御座候間、初発ゟ如何敷可ヒ思召候得共、此節之儀者御聞済ヒ成下、相談通御取替ヒ下候様尚又私ゟも呉々□□候、委細者使へ申含メ可ヒ越候間、得与御承知可ヒ下候、先以此段為御相談如是御座候、以上

五月五日　　啓助
七太郎様

No 45 「武冨七太郎様　　満岡啓助
急要用」

弥御堅勝ヒ成御座珍重存候、然者弓野山武兵衛釜之儀、段々差詰候處、渡シ切ニ可仕趣申聞、尤近日茂十様釜揚御越之上、猶又御相談之筋も御座候由ヒ申聞候、私ニも近日罷帰申候、委細ハ□御面上可□話候、以上

八月十八日

□而、趣次第ニハ弓野釜上迄ハ同所可罷在哉も難計、其砌ハ私ニも茂十様出合咄合可仕候、以上

No 46 「武冨七太郎様　　満岡啓助
武冨　茂十様
急要用」

従小田志山致啓上候、先日者早目御帰ヒ成候哉□□奉存候、然者其砌御加談ヒ下候武助焼物之儀、幸吉殿何分銀操(繰)出来兼候ニ付取扱之儀致破談呉候様申来、就而者焼物之儀当節者早岐其外へも売方可ヒ致候得共、何連之道伊万里取合相離候而者職業不行届、跡釜取替ホ之儀も何連伊万里ならで出来立不申、御覧之通焼物之儀者大極上々吉ニ出来立居候ニ付、何卒貴公様御買入ヒ下、跡釜取替ホ之儀小右衛門方を以御相談申上候間、何卒御買入可ヒ下候、幸吉

殿よ里者先達而ゟ脇方へ売り候様被申置候得共、先日も御□気之毒ニ奉存、取扱候得共承引無之ニ付而者致方無之、依之右為御相談態与差越候間、宜御仰談御買入ヒ下候様呉々も奉願候、此段為御頼如此御座候、以上

七月廿七日

No 47 「武冨七太郎様
同　茂十様　　満岡啓助」

以手紙得御意候、弥御堅勝ヒ成御座珍重奉存候、然ハ近来御相談申上兼候得共、寅之助ゟ金弐ァニ而預ケ置候絵薬何卒御かし可ヒ下候、右者向釜用摺り置度御座候間、代銭之儀ハ正月焼物ニ而払方可仕候間、何卒此節之儀奉頼候、先以為御相談如是御座候、以上

十二月十四日

No 48 「武冨七太郎様　　満岡啓助
尊下急用　　樋口部助」

a　七太郎様　　啓助
部助

嘉助一件之談合、先達而茂十様御越之折、〆ル處六匁之仕入被差出、焼物者拾金丈焼立被相渡候様相成居ニ付、嘉助ゟ右金三辻弐両弐歩御借渡被下様御談被致候由ニ而御座候處、是又茂十様御出違ニ付御帰宿迄ハ猶豫仕候様被仰聞趣ニ御座候得共、何分も内證方差支、此上差延被申候様無之趣ニ御座候条、何卒右弐両弐歩此者江無間違様深〻奉頼上候、連〻もつれ合候末ニ付而ハ、此節間違ホ仕通りニ者私共ゟも何角申候様無之候条、御推察ヒ下旁宜奉頼上候、以上

八月十一日

b　七太郎様　　浅次郎内

覚

一、白綿　半斤

右之通り御借可ヒ下候、若御持合無御座候半者御求〆御遣可被下候、代銭之儀ハ此かま揚焼物ニ〆差上可申間、右宜敷奉頼上候、先日茂十様江者家内ゟ申上被置由ニ〆御座候得共御出違ニ御座候、貴所様無間違様御求御借渡可被下候、右之段猶又深重奉頼上候、已上

八月十一日

c　七太郎様　　啓助
部助

態与以愚札啓上仕候、不〆之□ニ而御座候得共、弥御堅固可被成御座珍重之御儀ニ奉存候、然者先達而茂十様御越之節浅次郎御問合之一件、手を尽申談、〆ル所弐拾金仕入ニ而、外ニ度払且又利付金ホ御当借被下、右之訳を以此節ゟハ廣東なら茶斗り焼立被申通り談合相決、其砌利足付等之金子ハ被相渡、残り仕入前四両并度割払金三両丈、〆七両ハ焼物等下り□□□小右衛門を以浅次郎ゟ御相談被致趣ニ而候處、近日茂十様御留主ニ付、御帰宿之上御借渡被下旨被仰聞由、委細御尤ニ奉存候、乍併右浅次郎ニも地行差(迫)責り候上、此節釜塗替被致候處、弥ケ上之難渋之趣ニ付而、何連ニも差延被申候様無之模様ニ御座候条、何卒前断金七両丈此者江御借渡可被下候、当節者平□之直談ニ者格別乍小身不弁之我〻請人ニ相立、焼物之儀者是迄之通り違約無之、廣東なら茶斗り仕立候通り、一際格段之決約ニ前急度向後相改ヒ申候様相成居行懸り御座候ニ付而ハ、御仕急茂可被成御座候得共、是非右金数無間違様深〻奉願上候、兼而御聞及をも被為御座候哉、縁反なら茶其外手替りものホ焼方仕候与廣東もの仕立候弁利ハ過分ニ相違仕候得共、只今之通りニ而ハ浅次郎ニも不宜、其御方様ニも潤之亨与ハ不存候ニ付、前断之通り我〻ニも手

ヲ尽置候行方ニ御座候、右ニ付浅次郎ゟも私共ゟ相歎呉候様只管申事ニ御座候条、便卒無間違様呉〻奉頼上候、尤茂十様ゟ右之細砕御申談ニ相成居不申振り合に御座候得者致方無御座候、其砌ハ何日共ニ茂十様御帰り被成候哉可ヒ仰聞可被下候、右申上度辻不砕なから以愚札早〻如此御座候、已上

八月六日

追而、本文之通り金数七両丈無間違様御借可被下候、左無御座ニ付而ハ御互ニ不宜与愚推仕居、乍憚押而御相談仕候

月　日

啓助」

No 49「丑十一月廿一日

勘定書　弐紙入　多つみや

a

覚

丑春壱番船弐番船焼物代不足

一銀三百三匁八分九厘

内

銀弐拾五匁五分

右者弓野山米蔵預壱紙

同五拾壱匁

右同断、盆前払

同弐百五拾匁

右者絵薬五斤ニ而引合

差引〆三百弐拾六匁五分

過上銀弐拾弐匁六分壱厘

右者三番船焼物代ニ立

丑十一月廿二日

七太郎殿

啓助

b

覚

弐百八拾匁替

一金書尺弐寸瑠璃鉢　弐枚

四拾八匁　五百六拾匁

一錦手盃洗　九枚　内中三ツ

三百八拾八匁八分

〆九百四拾八匁八分

銀ニ〆百八匁壱分九厘

三匁七分

一錦手青外濃丸中丼　廿一

七拾七匁七分

三匁壱分

一同菱割へ高臺中丼　三十二

百弐匁三分

拾弐匁

一青磁鳳凰へ三ツ与丼　八組

壱匁六分　九拾六匁

一金書詩へ湯呑　五十壱

八拾壱匁六分

合銀四百六拾五匁七分九厘

内

銀四拾六匁五分七厘九

右者壱割引

同弐拾弐匁六分壱厘

右者壱番船弐番船焼物代過上

同五拾壱匁

右者弓野山藤兵衛預
同拾四匁
右者遠目鑑　壱ツ（毛）
〆百三拾四匁壱分八厘九厘
差引
残銀三百三拾壱匁六分壱毛
丑十一月廿二日　啓助
七太郎殿

No 50
a
（万延元）申正月棚揚焼物代銀覚
一金千三百八拾四両弐歩也
未年冬売込之焼物代銀
一同百九拾七両也
皿山入金并ニ取替迄入テ
一同弐百両也　但シ古借ホ引退
申初山釜正金
一同百両也
一同拾八両弐歩也
右者銀札正銭并ニ小遣イ金入テ
〆金千九百両之辻
右之高、申正月棚揚之上小子相預ル
文久三年亥十月十一日

一正金弐百拾壱両也
一慶長判五両也
一同壱歩判壱両弐歩也
一文判拾六両也
右者八村天神馬神大吉五合入テ
一文壱歩壱両也
一文判保判三両也

一同壱歩判壱両也
一甲州壱歩金壱両弐歩也
一作徳米五拾俵
壱俵三両之見積リニ而代金百五拾両也
〆金四百両也
都合
金〆弐千三百両也
右之分、文久三年亥十月根居ニ相成ル

b
一文拾両
右者十月十二日御書御渡之節被相加候、以上
元手金引譲候高
安政七年申正月
一金千九百両
一同弐百五拾六両
一同百五拾両　田地代、新米五拾俵也
〆
一同拾三両　八村其外
一同六両弐歩　慶長金
一同四両　新文古金
一同四両　文半保半
一甲州金　六ツ
〆金弐千三百三拾五両
右之通相渡可申候、以上
文久三亥十月　栄助
熊助殿

c
焼物高金
一金千三百八拾四両弐ア

年内売込之焼物代取揃
一同百九拾七両
山許入金并ニ取替迄入テ
一同弐百両　但し古借之分者引退、新ニ相改候丈相譲ル
申正月初山行
一同百両　正金
同月
一同拾八両弐歩　又遣し
〆金千九百〇両ニ成ル
文久三亥十月
一正金弐百廿一両
一六両弐歩　慶長金
一拾三両　八村九村其外
一四両　文半保半
一甲州金　六ツ
一百五拾両　米五拾俵
一同四両　文印古金
〆

No 51　文久弐年戌亥五月　壱ヶ年分

一金千五百両　焼物代有高
一同弐百七拾両　内山取替
一同弐拾八両　絵薬代
一同三百九拾三両　客人かし
一同弐百三拾両　大坂登セ荷物代
一同百拾両　地方かし預り入テ
一同百両　（講）構懸方
一同百八拾両　栄助様引合前
一同三拾両　ぬり物代
一同百七拾両　居合客引合前
一同三拾七両　有金
一同拾九両　古金
一同三両　正銭
〆金三千〇七拾両
内
借用前分
金八百四拾両
指引
金弐千弐百三拾両也

No 52　元治元年子六月水揚

一金三百三拾両　焼もの代
一同百八拾両　客売込
一同弐百拾八両　山取替
一同弐百拾五両　（講）構懸方
一同五拾両　半紙代
一同五拾五両　絵薬代
一同五拾両　地方当時かし
一同四百五拾五両　播勘かし
一同弐千百拾五両　布忠かし
一同百五拾両　客かし
一同弐拾両　売物代
一同百五拾両　田地
一同弐拾九両　かざり金

一同百拾両　銀札金子⊙有合
〆金四千百弐拾七両也
内
金百両　栄助様借用
同六百五拾両　松尾同断
同三百八拾両　深川同断
同五拾両　立石屋預り金
〆金千百八拾両
指引正ミ
金弐千九百四拾七両
亥年五月水揚分也
此處
金弐千弐百三拾両也
亥年十月元手金栄助ゟまし
同四百三拾五両
〆金弐千六百六拾五両
指引
金弐百八拾弐両
右之分利潤ニ相成ル

No 53

慶応元年丑閏五月中旬
丑年棚揚覚
一金百九拾弐両　深平かし
一同弐拾弐両三歩　佐平同
一同百八拾両　伊兵衛同
一同五拾両　平左衛門同
一同弐拾両　城嶋同
一同拾両　廣作同
一同弐拾八両　平蔵同
〆金五百両
弐両三歩
右内山取前
一金六両　又市払
一同四両弐歩　官蔵払
一同弐拾両　実太郎払
〆金三拾両弐歩
一金拾両　平太郎払
〆金四拾両〇弐歩
指引
四百六拾弐両壱ア
一金壱両〇三ア　住源取前
同拾九両壱ア　長右衛門同
一同百九拾弐両　焼弥同
一同拾壱両　嘉十同
一同弐拾弐両　櫛庄同
一同七両弐ア　喜八郎同
一同拾両　吉伊同
一同弐両　伊八同
一金壱両三ア　㊟
一同拾壱両弐ア　キ栄三
一同五両　キ伊八
一同四両　卯平
一同百三拾八両　駒
一同四両壱歩弐朱　松　源次郎

〆金四百三拾両〇弐朱
一同百四拾五両　勘七
一同三拾壱両　小売帳分
〆金六百〇三両〇弐朱
一金三両　出雲払
一同弐両壱ア　同払
一同七両　田村屋払
〆金拾弐両壱ア
指引
金五百九拾四両也
右居合客衆売込

一金四両　魚屋　与平
一同弐拾両　イヨ　新吉
一同千両　播磨屋　勘三郎
一同千〇五拾両　布屋　三之輔
一同九拾両　越後　長右衛門
一同三拾八両壱ア　幸右衛門
〆金弐千弐百〇弐両壱ア
右者旅客かし

一金三拾両　百田官市
一同三拾両　勘次郎
一同八両　(砥)戸石代
一同五拾両　藤田亀吉
一同弐拾両　常五郎
一同拾両　幸七

一同五両　源太郎
一同拾両　小間〈(講)構懸過金
一同九拾両　栄助様田地用
〆金四百〇三両
一金三拾両　坂角取前
一同千〇六拾両　焼物代金有之之分
一同百両　有金
一金廿両　銀札
一同六拾弐両壱ア　古金拾七両三ア
一同弐拾八両　かさり金
一同廿五両　絵薬代
合〆金四千九百八拾六両三ア
一金拾七両　銀札
〆金五千両
内
金百両　紋太郎
同百五拾両　栄助様分
同三百五拾両　松尾
同四百両　深川
同百両　百田
〆金千百両
右者借之高也
指引
金三千九百両
金弐千九百四拾七両
右子年棚揚分

指引

金九百五拾三両

No 54

（慶応二年）
寅五月棚揚

一金六両三歩二朱　福よしや栄三郎
一同四拾両　住屋瀬（源）蔵
一同弐拾両　中村屋平七
一同弐拾七両　笹屋忠次郎
一日三拾四両　清水屋平左衛門
一同弐拾壱両弐朱　三ツ□屋甫之輔
一同九両　田村屋幾三郎
一同三拾両　五嶋屋長蔵
一同弐拾五両　焼酒屋弥輔
一同八拾五両　松尾屋源次郎
一同三百拾七両　傳吉
一同百七拾八両　はらや清右衛門
一同弐百八拾両　道具屋勘七
一金九両三歩　恵三郎
一同拾弐両弐歩　奈良屋夘平
一同五両　田中屋彦兵衛
一同弐拾四両　小売帳
一同五両　豊後清輔
一同百五拾七両弐歩　わた（綿）屋幸右衛門
一同四百弐拾四両　布屋忠吉
一同弐百両　同大坂為登
一同弐百三拾五両　植木勘三郎
一同千弐百七拾両　はりまや勘三郎
一同五両　大黒屋儀八
一同六両弐歩弐朱　魚屋与平
一同五両　くしや庄衛門
一同三両弐歩　春吉
一同五拾両　松尾
一同百四拾両　有田町傳吉
一同拾両　洗切栄助
一同四拾両　常五郎
一同拾両　鹿太郎
一同九拾両　勘次郎
一同七両　同人
一同壱両　政太郎
一同四両　焼物屋為替
一同五拾両　亀吉
一同三拾両　平蔵
一同弐両　構（講）ゆ幾
一同八両　同春吉
一同四両弐歩　同才次郎
一同五両弐歩　同傳吉
一同四拾五両　同平蔵
一同拾壱両　同長之助
一金百三拾両　構（講）佐平
一同七拾七両　兵蔵

一同五両弐歩　小間物売帳下
一同四両壱歩弐朱　甚助
一同七拾両　山ノ小帳下
一同五拾八両　深平
一同弐拾両　城しま
一同七両　竹治
一同三拾両　佐平
一同弐拾両　絵薬代
一同千弐百廿両　有合焼物
一同百弐拾両　数の子棒たら片くり
一同三拾両　反物其外
一同六拾壱両　通用金
一同拾両　銀札百文銭
一古金四拾五両三ア
〆金五千八百五拾弐両弐歩也

内　払方

一金百六拾五両　平太郎
一同拾両　伊六
一同百七拾弐両　伊兵衛（右）
一同七両　嘉衛門
一同拾四両三歩　深川
一同六両　嘉十
一同三拾両　与平
一同四百両　深川借用
一同弐百両　松尾借用
一同五拾両　焼酒屋同断

〆金千〇五拾四両三歩也
指引
金四千七百九拾七両三歩

金三千九百両

右丑閏五月棚揚

指引金八百九拾七両三歩也

No 55
a（慶応四年）辰閏四月水揚

一金九拾弐両弐歩六百廿文　升屋圓助
一同六両三歩　田中屋忠次郎
一同七両弐歩　直方屋庄五郎
一同廿一両弐歩弐朱　小田周蔵
一同三両　米屋権右衛門
一同弐拾弐両　道具屋勘三郎
一同弐拾両　戎屋忠治
一同拾両　櫛屋庄右衛門
一同拾両　同　龍太郎
一同拾八両壱歩三朱　綿屋幸右衛門
一同四拾両　林屋睦（陸）蔵
一同百五拾両　越前屋新吉
一金拾弐両　原屋清右衛門
一同四両三ア　甫屋安右衛門
一同弐百八拾四両　道具屋勘七
一同拾七両　播磨屋勘三郎

一同弐百両　大坂荷物代
一同三百七拾両　〆分
一同弐百両　伏見屋岩蔵
一同百五拾三両　植木長右衛門
〆金千六百四拾弐両弐歩弐朱

b

辰閏四月水揚
元代金六掛ニ〆
一金千四百両　陶器有高
一同千六百四拾弐両　旅客取替
一同六百両　客人売込、山許取替
一同六百六拾両　地方取替、諸品売込
陶器小売帳分、構(講)掛
金
一同弐拾両　絵薬代金
一同三拾五両　政之助見渡
一同百五拾両　別売物代
一同百拾両　通用金有金
〆金四千六百拾七両
内
金七百両　借用金
指引金三千九百拾七両也

c

一金百〇六両　構(講)代
一同四両　焼物屋為替
一同四拾五両　洗切長助
一同八拾弐両　勘次郎
一同三拾六両　百田官市
一同拾両　紅屋儀平
一同廿五両　新町与七
一同百廿両　常作
一同六両　恵輔
一同百両　藤田亀吉
一同弐拾両　常五郎
一同拾両　立石屋
一金九拾八両　諸品売帳
一同弐拾五両　孫市板代
一同三拾五両三ア　傳吉売物
一同廿弐両　売分
〆金六百三拾両
一金三拾両　平太郎
〆六百六拾両

No 56

(明治二年)
巳七月棚揚

一弐百〆目　客衆売込
此金二百三拾三両
一拾八〆目　内山取替
此金一拾両
一金七拾三両　萬蔵
一同弐拾両　峯輔
一同三拾両　虎三

一同弐拾両　城嶋
一同八拾弐両絵薬　平太郎
一同弐拾両　絵薬　同人
一同三拾九両　貞吉蝋代
一同弐拾四両　伊藤治
一同百五拾両　庄屋
一同五拾五両　常五郎
一同三拾四両　龍右衛門
一同百両　城嶋
一同七両弐歩　岡長
一金七両　角吉
一同三拾両悪金　原屋
一同六百両　売物
一同五両　傳吉
一同百両　藤亀
一同弐拾両　常五郎
一同弐拾五両　古儀
一同弐拾両　貞吉
一同六拾両　亀吉
一同三両　国輔
一同四拾両　百田
一同八拾両　西勘
一同三拾八両　孝七
一同七拾三両　外右衛門
一同百四拾両　綿幸

一同三拾両　櫛庄
一金弐拾両　萬政
一同三拾両　嘉十
一同弐拾八両　儀平
一同拾八両　庄五郎
一同弐拾三両　助三郎
一同四拾両　睦(陸)蔵
一同弐拾両　忠次郎
一同弐拾八両　□蔵
一同弐百五拾両　勘七
一同六拾両　分
一同九拾両　忠
一同五拾三両　平太郎
一同五拾両　深平
一同拾両　深川
一同百五拾両　大坂行花瓶
一同弐百両　講掛
一金百両　売物
一同拾五両　新酒場
〆金三千四百七拾両
一金百弐拾両　有金
一同百拾両　有金
一札弐〆目　有金
一金弐百両　松尾へ　栄輔様へ
一金弐千百両　陶器有高

〆金六千〇三拾両
内
金五百両　花嶋
同六百両　松尾
指引
金四千九百三拾両
辰年棚揚
金三千八百五拾両

一金壱両三ア　関甚払前
一同百拾六両　薬屋
一同百廿五両　小分
一同五両弐歩　喜八
一同廿両　伊七
一同三拾壱両　舎
一同八拾両　田
一同四拾両　田
一同廿三両　平太郎
一同九拾五両　深平
一同三両　伊十
一同廿両　城しま
一同十五両　五平
一同三両　又市払前
一同廿九両　黒牟田払前

No 57

午巳辰三年ノ水揚〆高

卯ノ六月朝日ヶ
午ノ六月五日迄

染附焼物代
一銭百四拾七貫六百三拾五匁
錦手金書もの代
一同百六貫百目
三川内もの代
一同拾五貫百七拾四匁
南川原菊次郎殿□焼物代
一同七〆八百三拾七匁
安吉殿附残り焼物代
一同六貫八百目
助五郎不足分
一同拾六貫五百目
一取合手頭残り物　見合都合廿両斗り
代拾壱〆四百目
一はたもの　取合
仁われもの
蓋なしもの
代五〆七百目
〆三百拾七貫百四拾六匁
五七御金五百五拾六両壱歩仁朱
五百七拾目金三〆

一金弐拾両　皿山　助五郎殿
一同壱両弐歩　上幸平　幸吉
一同五両　三川内　□右衛門
一同拾三両　弓野山　多喜太
一同四両三歩　同　惣十
〆四拾四両壱歩
右者客ニかし付置候
一金四百両斗り
外ニ
内ニ有り金

一八村金八両
一同三両分斗り銀ニてあり（ママ）
一同六両
一同六両　松尾取替へ
一同拾両　灰七拾俵代
一同壱両　唐石七ヒ斤　助五郎殿行
一同五両　川東与平
一同弐歩　作井手綿屋殿
一同三両　庄太郎
一同弐歩　重蔵
一同十五両　孫三郎
一同弐両　平三
一同四十両　俵屋松之助
一同壱両　半助
一同六両三歩　泉山綿代
一同五両　林吉殿
一同五両　卯傳次
一同壱両　利助
一同六拾六両　右ハ講懸金取前
一同三両　米六俵代
一同弐両　治三郎
〆百八拾九両三歩
惣〆千百九拾両壱ア
内　払前
五両　皿山　栄蔵

弐両　キ　清兵衛
拾両　魚屋　重平
七両三戸　土佐　才谷屋
十五両　同　笹や
拾両　善九郎
弐拾両　助五郎
〆六拾九両七合五勺
指引
千百弐拾両弐歩

No 58
手形覚
一正金弐百五拾両也
右之通慥ニ請取借用仕候儀実正ニ御座候、尤払方之儀者、向未ノ二月限ニハ聊無間違、月ニ壱部弐朱宛利足相加江急度御返納可仕候、但し引当と〆永代持来之私住居家居屋敷并(沽)券状相添相渡し置申候、自然間違之節者何時も明除相渡申候故、右引当を以御勝手御支配可ヒ成候、其節何歎故障申間敷候、為其請人仍而如件、已上
弘化三年　武富七太郎判
午九月
靄丸清右衛門殿
深川栄左衛門殿

No 59
覚
元金弐百五拾両之内
一金百五拾両也
一同拾八両也
右者午九月分未二月迄、弐百五拾両之利足也

右之通慥ニ受取申候、尤鶴丸御取替金之内ニ而御座候、已上

三月八日　　栄左衛門判

栄助殿

外ニ金五両　受取判

右者御買入焼物代金之内ニ而御座候

三月八日

No 60

覚

一金六拾五両也

右者佐嘉銀主池田理右衛門其外江私年済金之内を馬場傳右衛門ゟ引受納前之処、当暮不差分ニ付明三月迄之内尚又及問合ニ差分ヶ可申候、惣而ハ私年済前之金子其元様ゟ銀主取次廣川丈左衛門江預壱紙差出し置候訳を以、無拠右丈之金子預壱紙今又向方江差入ヒ呉候ニ付而者、於向々ニ御難題ホ不相掛様取計可申候、為念一札如件

午十二月　　松尾彦兵衛判

武富茂十殿

No 61

覚

一親掛三両之内正金壱両弐歩也

右之金子慥ニ受納仕預里召置候儀実正明白ニ御座候、但し向丑二月限無滞御返金仕儀ニ候、為後證之仍而預里如件

戌ノ三月十五日　　上瀧益太郎判

伊万里市大川内山民窯樋口家土型について

吉永陽三

目次

○はじめに
○樋口家土型の調査
○樋口家土型の紀年銘および墨書
○樋口家土型の原料
○樋口家土型の種類・形状と利用法
○樋口家土型の伝来経路
○捻り細工人について
○土型の歴史について
○樋口家石膏型について
○むすび

○はじめに

大川内山鍋島藩窯は、江戸時代に佐賀藩鍋島家の御道具山として、厳しい統制のもとにすぐれた製品を生み出した。

この大川内山鍋島藩窯跡ならびにその関連遺跡は、これまで通算して六回の調査が実施されてきた。

(一)、昭和二七年六月二三日～二六日、鍋島藩窯調査委員会による。藩窯製品の物原の発掘が主眼で、数多くの「鍋島」の破片が採集された。

(二)、昭和四七年一〇月一一日～一六日、伊万里市教育委員会が主体となり、窯跡の登りのうち、藩窯製品の焼成にあたったという第一四・一五室の規模、構造等の確認が行われた。

(三)、昭和五〇年三月二四日～三一日、伊万里市教育委員会が主体となり、胴木間及び第一・二室の発掘が行われた。

(四)、昭和五〇年一一月一日～一六日、国庫補助事業第一次調査。窯

跡の全長、窯跡上方の各窯室の確認。窯跡東側に堆積する民窯製品の物原の調査。また、この年度から発掘調査に加えて、民俗、文献等の資料調査も行われるようになった。

(五)、昭和五一年七月二六日～八月九日、国庫補助事業第二次調査。窯跡本体（第一一・一二・一六～一八室）、窯跡西側平坦部、藩窯製品の物原調査が行われた。

(六)、昭和五二年七月一一日～三〇日、国庫補助事業第三次調査。窯跡本体（第六～八室）、藩窯製品の物原及びその周辺の調査が行われた。

昭和五二年度の調査をもって、とりあえず藩窯跡の調査は終結された。

(一)については『鍋島藩窯の研究』鍋島藩窯調査委員会編、一九五四年。

(二)については、『鍋島藩窯とその周辺』伊万里市郷土研究会編、一九七五年。

(三)、(四)については『大川内山鍋島藩窯跡発掘調査概報〈第三次調査〉』伊万里市教育委員会、一九七六年。

(五)については『大川内山鍋島藩窯跡発掘調査概報〈第四次調査〉』伊万里市教育委員会、一九七七年。

(六)については『大川内山鍋島藩窯跡発掘調査概報』鍋島藩窯研究会、一九七八年。

また、(一)～(六)について『鍋島藩窯とその周辺、増補改訂版』伊万里市郷土研究会、一九八四年。

以上によって報告がなされている。

本稿は、(四)および(五)において調査された、樋口長七氏宅におさめられていた「土型」についての追加報告である。それらの「型資料」は伊万里市教育委員会の所蔵品となり、現在、佐賀県立九州陶磁文化館に保管されている。

○樋口家土型の調査

昭和五〇年（一九七五）一一月一三日、樋口製陶有限会社・樋口長七氏宅（佐賀県伊万里市大川内町乙一八二三）の家屋調査がおこなわれた。（実測図参照）同家の作業場の絵付室の天井裏（中二階のようになっている）に、江戸末期ごろから明治ごろまで使用されたと思われる多種多様の土型をはじめ、木型、石膏型が保存されていることがわかり、その一部が調査された。（『大川内山鍋島藩窯跡発掘調査概報〈第三次調査〉』伊万里市教育委員会、一九七六年の二四頁～二五頁、および『大川内山鍋島藩窯跡発掘調査概報〈第四次調査〉』伊万里市教育委員会、一九七七年の四三頁～四四頁参照）

それらの中には「大殿様　御用　水入」と銘が刻まれた「二四弁菊花型水入（水滴か）」成形用土型（径九・六センチ、高八・〇セン

チ、内径七・六センチ)(写真一・二)や、「茁(嘉)永三年(一八五〇)　戊十一月冨文」の紀年銘が刻まれた「四角隅切鉢」成形用土型(径一九・四センチ、高四・〇センチ、総高七・〇センチ)も含まれていることが明らかになった。

昭和五一年(一九七六)七月二六日から八月九日まで、再び同家の型の調査が行われた。天井裏におさめられていた型のすべてがおろされて、ほこりが払われ、水洗いされた。(写真A・B)

そして土型と石膏型に区分され、各々の総数を確認するために、一個一個に通し番号が記された。その結果、土型にはNo.1～No.1474、石膏型にはNo.1～No.1443と記されて、前年度調査分H―1～H―12(土型一一個、石膏型一個)をあわせて、土型が一七八五個、石膏型が一四四四個、総数三二二九個にもおよぶことが明らかになった。(なお、土型として番号を記されたもののうち、No.250、252、354、356、399、479、482、484、1261の9個については石膏型が混入していることが、後に認められた。したがって、土型が一七七六個、石膏型が一四五三個となる。)

○　樋口家土型の紀年銘

樋口家土型一七七六個のうち、紀年銘が記されていることが確認できたのは以下一〇点である。

一、(H―7)「茁(嘉)永三年　戊十一月冨文」(写真三・四)

一八五〇年、径一九・四センチ、高四・〇センチ、総高(台まで)七・〇センチ、「四角隅切鉢」用。「冨文」は、藩窯の焼成にたずさわった「御手伝い窯焼」のうち、「本手伝い窯焼」の一〇人のうちのひとりである「富永文右エ門」のことであろう。(中島浩氣『肥前陶磁史考』肥前陶磁史刊行会、昭和一一年、四〇五頁参照)

二、(No.1728)「永良　明治十四年　巳旧七月吉日」(写真五・六)

一八八一年、径二三・三センチ×一九・五センチ、高三・〇センチ、総高(台まで)七・〇センチ、「長八角平皿」用。「永良」は「本手伝い窯焼」のひとりである「永瀬良七」のことであろう。(『肥前陶磁史考』四〇五頁参照)

三、(No.63)「明治廿二　二月改」(写真七・八)一八八九年、高八・〇センチ、巾七・七センチ、用途不明(器の脚部を成形するためのものか)

四、(No.1309)「明治廿二　二月改」(写真九・一〇)一八八九年、縦八・五センチ、横九・〇センチ、置物「鍾馗」人形の帽子の一部。

五、(No.446)「△　明治廿三年」(写真一一・一二)一八九〇年、径一一・七センチ、高一三・五センチ、「花樹文(仏手柑文)筒茶碗」用。「△」は福岡六助の窯印である。「福岡六助は、

福録亭と号し、代表的窯焼として知られ、明治九年四月宮内省に陶器献上、同一〇年精巧社設立に協力、鍋島焼の再興に尽した。遺作品は後継の樋長陶苑に保存、明治二六年五月一〇日、五三歳で卒去した。」（田中時次郎「陶工と窯焼」『大川内山鍋島藩窯跡発掘調査概報（第三次調査）』一九七六年、四四頁参照）

六、（No.1228）「川佐製　三十一年」（写真一三・一四）一八九八年　径五・三センチ×三・五センチ、貼付装飾文「山水図」用。「川佐」はNo.767の花入用土型の裏にみられる「川内野佐一」なる人物と思われるが未詳である。

七、（No.966）「三三初　川佐製　壹年目」（写真一五・一六）一九〇〇年、高二五・五センチ、巾一八・五センチ、置物「岩上人物像」の背面用。

八、（No.681）「明治□□（年カ製カ）」（写真一七・一八）高一四・一センチ、巾七・五センチ、注器の「雲形把手」用。

九、（No.1508）「明治年製」（写真一九・二〇）高一一・五センチ、巾五・五センチ、注器の「雲形把手」用。

一〇、（No.1553）「明治年製」（写真二一・二二）　高一四・五センチ　巾六・八センチ、注器の「雲形把手」用。

○樋口家土型に記された銘および墨書

土型一七七六個のうち、なんらかの銘あるいは墨書が記されてあるものは九一一個ある。そのうち「△」が記されているものがもっとも多く六七六個におよぶ。この一群は福岡六助（樋口長七氏の先々代。明治二六年五月一〇日没、五三才）の窯で製作され、用いられていたものであり、またその後、福岡六助の後継者（樋口長三）の時代にも作られ、用いられたものである。

「川」、「川佐」、「川佐分」、「サ」、「川佐記」、「川佐製」、「川サ」、「カワサ」、「川内野」、「川内野佐分」、「川内野佐一」これらは川内野佐一の製作と思われる。

「池林作」、「福六分　池林作」とあるのは、「御手伝い窯焼」のうち、「助手伝い窯焼」の六人のうちのひとりである「池田林左エ門」のことと思われる。（『肥前陶磁史考』四〇五頁参照）また、副田系譜の中に「安永五年車細工池田林左エ門捻細工柴田善五郎両人共に一代足軽被召成」とあるという。（『肥前陶磁史考』四〇六頁参照。）

そのほかには、「柴市」、「中　柴良」、「㊥」、「小」、「大川内　㐂三」、「や」、「今」、「仆」、「イ」、「ヨ」、「㊀」（樋口長七）、「一」、「二」、「三」、「四」、「五」、「六」、「七」、「八」、「九」、「十一」、「十五」、などが見られた。

土型の背面には墨書で記されたものがあるが、この墨書は、おもに土型の用途を示している。

「林和靖」（北宋の詩人、梅を愛して有名）、「小　関羽」（三国志の英雄）、「象形」、「大こく」、「ショギ大人」（鍾馗）、「天仙人」、「ゆす」（ゆずの葉）、「ビキ」（蛙）、「大仙人手」、「カンシンそで」（韓信、漢の高祖の臣。韓信の股くぐりで有名）、「ゑべす」、「金」（将棋の駒）、「ダルマ火鉢」、「チヨヒ形」（張飛、三国志の英雄）、「犬」、「鳥」、「弁財天」、「大仙人」、「カラ人形」、「ほてゐ」、「ウさキ」（兎）、「王」（将棋の駒）、「ウシ」、「クサカリ人形」などである。

○樋口家土型の原料

土型の原料に用いられた粘土は、伊万里市大川内町吉田産出の土、および大川内山六本柳に産する辻陶石を用いたといわれる。（古賀稔康氏教示による）

「吉田疫神さんの土取場」

県道平尾から約七百メートル、吉田部落の民家ほぼ中程から西北約一三〇メートルの地点に、今は空地となって赤茶色の粘土質の土肌を露呈した広場がある。ここの土は古く藩窯時代から近くは戦時中まで、大川内山の陶器用の素地材料に、また、道具物製作用に欠くことのできないものであった。現在では天草方面から、素地材料を求めているが、往時は貴重な土取場として重要な役割を果したものである。」（森清次『大川内山鍋島藩窯跡発掘調査概報（第三次調査）』一九七六年、五〇頁）

○樋口家土型の種類・形状と利用法

土型の分類は、大別して「雄型」と「雌型」の二つに分けられる。雄型は土型の表面が凸状になっているもので、製品の内面を成形するために用いられる。いっぽう雌型は土型の表面が凹状になっているもので、製品の外面を成形するために用いられる。

A―一「正形器用雄型」（写真二三～二六）

円形・隅入四角形・隅切四角形・梅花形・六角形・六輪花形・八角形・八輪花形・十六弁菊花形・二四弁菊花形・三二弁菊花形・編籠形など。

これらのA―一「正形器用雄型」によって成形する場合は、まず、ロクロ成形によって型に応じたおおよその形状を成形する。そしてその成品が生乾きの時、成品に微粉（型と成品のはなれをよくする）をふったのち、成品を型にすっぽりとかぶせる。底を棒で打ち、側面を手で押さえ、圧着させて形を整える。八角鉢の稜には添え土をして補強することがある。型からはみでた余分の土は「切り取り弓」で切り落とす。底には、高台となる円形の粘土板を新たにのせて、板でよくたたきしめる。その後、成品を型からとりはずし、高台部

分を削り出して仕上げる。

A―二「変形器用雄型」（写真二七～三〇）

楕円形・四角形・隅入長方形・長八角形・菊花形・輪花形・葉形・蓮葉形・編籠形・扇形・鮑形・舟形・将棋の駒形など。

これらのA―二「変形器用雄型」によって成形する場合は、一定の厚さの粘土板を用意する。それを型にかぶせて、手で押さえ、圧着して形を整える。型からはみ出た余分の粘土は「切り取り弓」で切り落とす。高台の成形については、高台が円形の場合は、前記と同様に行うが、高台が器形と同様に変形の場合には、付け高台による。それは、底に高台用の板型をのせて、そのまわりに沿って、薄い帯状の粘土を貼り付けたのち、高台用の板型をぬいてはずす。

B―一「置物用雌型」（写真三一～三四）

関羽・張飛・韓信・達磨・鍾馗・観音・仙人・大黒・布袋・弁財天・恵比須・唐人物・草刈人形・唐獅子・象・犬・猿・鳥・蛙・蟬・鯛・富士山・岩など。

これらのB―一「置物用雌型」によって成形する場合は、左右に二分された型の内側に、粘土板、あるいは粘土紐を圧着させ、型を合わせて成形する。今日、この型は石膏の鋳込型に変っている。この方法は、石膏の吸水性を利用して、その中へ原料の泥漿を流し込んで成形する。土型は素焼きしてはいるが、吸水性に乏しいので、前述の工程による。できあがった成品の内面をみれば、土型によるものか（表面に凹凸がある）、石膏型によるものか（表面は平面的）、区別できる。

置物用は、顔、胴、腕、手先、足、足先など別個の型で部分づくりされ、あとで接合される。

B―二「器用雌型」（写真三五～四二）

円形・円筒形・楕円形・四角形・六角形・八角形・輪花形・菊花形・瓢箪形・舟形・蓮葉形・編籠形・鮑形など。

これらのB―二「器用雌型」による成形は型の内側に、粘土板あるいは粘土塊を圧着させて成形する。皿・鉢・瓶用の型には、胴面に複雑な装飾文様（人物文、山水文、花卉文、唐草文、詩句文、篆刻印文など）を彫刻したものがあり、煎茶用の茶器のなかには、高台裏に渦巻文様や銘がみられるものがある。また高台部分も彫り込んである。このように成品の外面は、型によって規定されるが、成品の内面は、削り工程によってその表面を仕上げなければならない。なお、この場合、A―一・二の「雄型」と併用（成品は「雄型」と「雌型」の間にはさまれて成形される）することによって、仕上げ工程の簡略化が考えられるが、現在のところ、樋口家土型の中にこの雌雄一対になったものはまだ確認されていない。

現代の中国の定窯においては、内外面ともに鎬文様のある輪花形

鉢の成形には、この「雄型」と「雌型」の併用によって成形を行っている。（『中国陶瓷全集九　定窯』一九八一年、美乃美社、一五二頁参照）

B―三「装飾品・貼付用雌型」（写真四三～四五）

劉備・関羽・張飛・大黒・お多福・獅子頭・龍・菊花・梅花・牡丹花・枇杷・桃・花卉・ゆずの葉・松葉・蔦・葉・茄子・小鳥・亀・巻貝・二枚貝・波涛・火炎・雲・唐草・瓔珞・七宝・山水・円・四角・六角など。

これらのB―三「装飾品・貼付用雌型」による成形は、粘土を型に嵌め込んだ後とり出し、その成品を本体に貼りつけるものである。花瓶、香炉、火鉢の耳や脚、注器の注口部分、注器の把手、あるいは装飾用の貼付文様として用いられる。なお、B―三の型は用途上、比較的小さいものが多い。

C「原型（元型）」（写真四六）

玉取獅子・龍首・鯛など。

これらの原型はB―一の雌型を製作するための元になる原型である。鯛の原型を例にとると、これには頭部から尻尾に至る胴の中央に糸のはいる程度の溝が彫られている。この溝に糸を入れておいて、全面に粘土をかぶせ、糸を引きあげれば、粘土は両面に切り離され、雌型がつくり出される。

○樋口家土型の伝来経路

樋口家土型のなかには、「大殿様　御用　水入」銘のものをはじめ、藩窯（御細工屋）において使用されていた土型が一部混入していると思われる。「△」銘のあるものは、福岡六助個人および、その後継者樋口長三のものと考えられるので、藩窯（御細工屋）で用いられていたとは考えられない。もっとも、日峰大明神の祠（藩窯の南方にあって、藩祖直茂を祀った佐賀の日峰社を分祀したもの。安政七年（一八六〇）再建）の台石に彫られた施主人名に、御陶器方細工人の名がみえ、その中に「福岡嘉兵衛」がいて、彼が福岡六助にゆかりのある人とすれば、「△」銘の土型が、幕末の藩窯（御細工屋）で用いられていた土型を反映していることは考えられる。『肥前陶磁史考』には、藩窯末期における大川内山について調査したところにより、「本手伝い窯焼」名の中に福岡嘉兵衛（始め藩窯工人）と福岡六助の名を記している。（同書四〇五頁）

樋口家土型には無銘の土型が八六五個あるが、この中に藩窯（御細工屋）で用いられていたものが混入していることが考えられる。

さて、伝来経路についてであるが、調査当時（昭和五一年七月二六日～八月九日）の古賀稔康氏のご教示によると以下のとおりである。明治四年藩窯が廃されると、藩窯の土型は、四百両で畑瀬武右衛門（幕末、「お手伝い窯焼」の一人。『肥前陶磁史考』四〇五頁）

に一括して落札された。藩窯廃絶後、畑瀬武右衛門は自分の窯を経営し、そこには一時、光武彦七（註A）、柴田善平（註B）らが働いていた。畑瀬武右衛門は窯の経営が困難になった折、市川卯兵衛（註C）、福岡六助、森某の三人に自分の所蔵する土型の一部を分売した。

以上の経路で福岡六助のもとに藩窯の土型の一部が伝来して、それが樋口家に伝わったものと推測される。なお、畑瀬武右衛門の曽孫である畑瀬一範氏宅（伊万里市六仙寺）にも、畑瀬武右衛門が落札した型が所蔵されている。それについては、古賀稔康「鍋島藩窯前後」（『鍋島藩窯とその周辺』伊万里市郷土研究会、一九七五年）に述べられている。

註A「光武彦七は、絵画練達し、明治初年、藩命にて上京し服部杏圃の教習所に入りて西洋の上絵付法を習得し、又、京都の三代道八に就いて京風の赤絵付法を研究した。彼は又、捻細工に長じ、梅と菊の環枝構図を額面用に製作せしは、其考案に成りしものにて、殊に梅花の蘂の毛の如き、繊細なる技巧に長ぜし名工であった。斯くて明治二十六年一月二十六日五十八才に卒したのである。」「鍋島焼の名が彌々断絶せんことを惜める光武彦七は、明治十年原次右エ門（藩窯工人丈左エ門の子）立石寛兵衛（藩窯工人寛六の子）と糾合して復興に尽瘁し、宗藩内庫所の補助を仰いで精巧社を設立した。そして彦七が其社長たりしが、後年打絶へんとせる頃に、柴田善平、福岡六助相協力して継続せしも、又々経営難に陥ったのである。」（『肥前陶磁史考』四〇六頁および四〇七頁）

註B「善平又捻細工の名工にて茶器を善くし、就中床置物にては、仙人又は関羽像など得意であった。而して貯へる長髯を撫せる善平それ自身が、真に仙風道骨の人であった。彼は明治初年京都に遊び、清水焼を研究せしより、製する所の茶器頗る気韻に富み、手捻り唐焼の山水浮彫物など、当時の雅品であった。（又急須の蓋裏に四つ足を付けたのがある。）善平が製品に鴨脚の刻銘あるは、彼の庭前に鴨脚樹あるに因める号である。明治八年但馬の出石に於いて、桜井勉が士族授産の目的にて盈進社を起業するや、彼は柴田虎之助、同福蔵と共に聘せられて、子弟に陶技を教授したのである。明治十年有田村の松村辰昌姫路に於いて永世社と称する士族授産の製陶業を創むるや、善平招かれて該社に入り、傍ら募集せる士族の子弟五十余人に陶技を教授した。今当時の門下鷺脚なるもの、同市小姓町に手捻りの茶器を製して鷺脚焼の名で売り出している。斯くて善平は、明治三十五年六月二日六十八才を以て卒している。」（『肥前陶磁史考』四〇六頁～四〇七頁）

註C「御細工屋の画工にて市川卯兵衛なるものがあり、曽て藩命にて、当時の画伯應斎の門に入り、頗る名手の聞へありしが、安政

三年十月物故し、其子重助家職を嗣ぎしも、御細工屋廃場と共に失職し、前記の善平、六助が経営せる精巧社を引請けて営業することとなり、後年卯兵衛を襲名せしが、明治三十一年十一月十日五十九才に卒し、其子光之助之を継承して営業しつつある。」（『肥前陶磁史考』四〇七頁～四〇八頁）

樋口家土型のうち、置物「関羽」像や「仙人」像、また煎茶用茶器のなかには柴田善平の作がふくまれていることが考えられる。

○「捻り細工人」について

『肥前陶磁史考』によると、藩窯の職人は轆轤細工人十一名、捻細工人四名、画工九名、下働き七名、計三一名がいたという。（『肥前陶磁史考』三九二頁）前述の日峰大明神の祠（安政七年再建）の台石に彫られた施主人名には、「御陶器方役」二名。「郡目付」一名。「詰役」二名。「庄屋」一名。「御陶器方細工人」二四名。「下働」七名。「御手伝窯焼」十六名。「手男」一名の姓名が記されている。しかし、「御陶器方細工人」を轆轤細工人と捻細工人と画工に分けて記してはいない。捻り細工とはロクロによらずに成形するもの、すなわち、角のある皿鉢類や花瓶、重箱、彫文様のある皿鉢類や花瓶、変形の皿鉢類、耳や脚のついた皿鉢類や香炉、文房具の硯屏、文鎮、水滴、筆軸、筆架、置物の人物像や動物像、透し彫りの鳥籠、装飾貼付用の彫刻品などの作品を製作することで、彫刻品については、一点一点、個々に彫り出すものがあったであろうが、大半は型を用いて製作した。そしてこれにたずさわった細工人を捻細工人と称したのであろう。前記の光武彦七（明治二六年一月二六日没、五八才）や柴田善平（善兵衛、明治三五年六月二日没、六八才）は、幕末の藩窯において、捻り細工にすぐれた「御陶器方細工人」であった。

○土型の歴史

型の歴史は古い。それは人間がものをつくり始め、同一規格のものを反復、量産する場合には必要とされた道具であった。天日乾燥による土製の煉瓦も、なんらかの型によって成形されたと思われる。古代の青銅器も鋳型を必要とした。成品の素材となる原料が、可塑性のあるもの、また液体状のものであれば、型を用いて成形することが可能である。陶磁器の成形用については、中国金代（一一二七～一二三四）の定窯では、「模子」とよばれる土型が成形に用いられていたことが報告されている。（馮先銘『中国陶瓷全集九　定窯』一九八一年、美乃美社）それによると、型押しの型にはこれまで決った名称がなくて、「印模」とか「陶範」とか呼ばれていたが「劉家模子」と刻まれているものがあり、「模子」という名称が使われていたことがわかったという。同書には、

・「大定二十四年印花蟠紋盤模子」高三・五センチ、口径一五・〇

センチ、個人蔵（一一八四年）

- 「印花蓮鴨双魚紋碗模子」高五・〇センチ、口径六・八センチ、個人蔵
- 「泰和六年印花折枝柘榴紋碗模子」高七・一センチ、口径一八・五センチ、個人蔵（一二〇六年）
- 「大定二十四年印花花卉紋碗模子」高七・〇センチ、口径一七・七センチ、個人蔵（一一八四年）
- 「大定二十九年印花纏枝牡丹紋盤模子」口径二九・〇センチ、英国大英博物館蔵（一一八九年）
- 「泰和三年印花纏枝菊紋碗模子」口径一八・六センチ、英国デヴィッド財団蔵（一二〇三年）

が紹介されている。いずれも形は正円の盤や碗の成形用で、表面に文様が陰刻されていて、成品では陽刻文様があらわされる。

有田皿山では、酒井田柿右衛門家に八百点あまりの土型が保存されている。その中でもっとも古い紀年銘をもつのは「貞享辰（一六八八）　田中新三郎」と裏面に彫られた「正八角形小鉢」成形用の土型である。また、新しいものでは「明治四十三年（一九一〇）」の紀年銘が記されている。

柿右衛門家に残されている土型が、皿や鉢の成形用のものに限られていることは、柿右衛門窯が皿や鉢などの食器を主に生産していたことを物語っている。（『柿右衛門窯跡第三次発掘調査概報』有田町教育委員会、一九七九年、一八頁～一九頁参照）

○石膏型について

「明治二年九月東京の陶工服部杏圃が、仏国博覧会に渡航して伝習せし、同国式彩料の写真絵付法、油絵法、及石膏型使用法を教授するや、百武郡令は泉山の深海竹治、白川の大塚為助、中野原の西山盛太郎、大川内山の光武彦七等を選抜して、上京練習せしめしが、此時維新の改革に遭ひ、学資の支途絶えたるを以って、六ケ月の短時日にて一同帰国するの止むを得なかった。」（『肥前陶磁史考』五五一頁）また「明治七年墺太利（オーストリア）より帰朝せし、納富介次郎と川原忠次郎は有田に於いて、新たにもたらせる石膏型に依る、泥漿溶造法、及び匣鉢（烟護爐）製作法並に其の重積法（従来は一個づつ蓋をなし、或は冠せ積をなせしもの）等を二三の斯業者に伝へて、大いに製作上の改良を促しつ、介次郎は上京したのである。然るに翌八年忠次郎も亦命に依って上京するに至った。」（『肥前陶磁史考』五八八頁～五八九頁）さらに「明治八年四月二十八日東上を命ぜられし川原忠次郎は、太政官の勧業寮に奉職することと成り、彼は納富介次郎と共に、官立墺国式陶業伝習所（内山下町なる海外工芸参考品陳列所内の一部に設けらる）に於いて、全国陶業者の子弟を教授することと成り、而して此招集に応じて入所せしは、佐賀、

愛知、石川、京都、鹿児島等の諸県陶家であった。此際有田よりの伝習生としては、大樽の藤井寛蔵、白川の中島儀三郎、同深川亀蔵、本幸平の山口巳之吉等四人であった。瀬戸の川本富太郎、加藤友太郎等も亦此の中にあった。之より石膏模型の熔造法、及匣鉢重積法、又は水金使用法等が、全国に普及するに至ったのである。」(『肥前陶磁史考』五八九頁)というように、明治初めに、有田皿山や大川内山に石膏型が紹介された。

しかし、柿右衛門窯には、明治四三年銘の土型があり、また樋口家の土型には、明治三一年銘の土型がみられるように、石膏型の普及には、まだかなりの年月を要したと思われる。そして昭和四年頃、「此頃石膏型泥漿熔作法益々多く応用さるるに至った。蓋し小口物を製作するには、轆轤細工や押込型物よりも、薄壁にして平均せる厚味は、焼損じ物少なきことを認識せしためである。而して赤絵町の辻重之助の如きは、三寸五分角にて高さ尺二三寸まで此方法に依って製作し得ることを発表した。」(『肥前陶磁史考』七五九頁)という。

大川内山では、光武彦七が最初に石膏型の製法を習得したが、それをひろめたのは小笠原長春であったという。「小笠原長春は、明治二十七年二月一日、大川内山にて、小笠原谷蔵の長男に生まる。明治四十二年熊本薬専校に入学したが、一年修了で帰宅し、明治四十三年有田工業学校別科に修学した。大正二年二月名古屋の日本陶器原型部に入り、原型技術を修得し、優れた技能を認められて、大正六年四月から東洋陶器の原型製作の技術指導にあたった。大正九年一月帰郷して、自家窯業に従事した。彼は工芸技術保存者に認められ、日本伝統工芸会員であり、手づくり人形、観音像や香炉など、みごとな彫刻や原型制作に特技をもった人で、多年研究した技術を生かし、大川内山で、やきものの型の型造りをはじめ、それが山中の窯焼きに普及したといわれる。(中略)昭和四十八年十月二十二日行年七十九才を以て永眠された。」(田中時次郎「大川内の陶工と窯焼」『鍋島藩窯とその周辺』伊万里市郷土研究会、一九七五年、四一頁)

樋口家の型には、石膏型が一四五三個ある。なかに「△」銘を彫ったものもあるが、これは福岡六助(明治二六年没)の時代のものではなく、その後継者樋口長三、樋口長七の時代のものと思われる。

今日、土型はすべて石膏型に変っている。

○むすび

樋口家土型は一七七六個ある。しかし左右二個一対で一つの成品を製作するもの、あるいは人物像成形用のように、数個一組で一つの成品を製作するものもあるから、実質的な数はより少なくなる。今後、整理にあたっては、それらの組み合わせに注意しなければな

らない。

土型は同一規格品を、あるいはロクロでは成形できない変形ものを量産するための粘土でできた素焼の成形道具である。量産についてはどの位の数かわからないが、なかには「改」、という銘もみられるので磨滅によって新たにつくりかえることが必要な程、ひんぱんに用いられるのもあったのであろう。

中国では（金時代、定窯において）「模子」と呼ばれた土型は、我が国で何と呼ばれていたかはわからない。有田では、これによって成形することを「型打ち」と呼び、この型を「押型（おしがた）」とよんでいる。A―一、A―二、B―一、B―二、B―三、Cで分類した名称は仮称である。各地によって様々な呼称があるのであろう。B―一、B―二、B―三のような型について「押込型物」という記述もみられる。（『肥前陶磁史考』七五九頁）

紀年銘をもつ土型は、その成品の編年資料として貴重なことはいうまでもない。しかし土型と成品が合致する例は極めて稀なことである。むしろ、土型自体がもっている形状、その用途、その数量が、その時代を物語ってくれる。樋口家の土型はその意味で、藩窯末期の捻り細工人の仕事内容を示す貴重な資料といえる。

明治四年（一八七一）、廃藩置県にともない、藩窯も廃止され三一人の職工には金禄公債（明治九年）が与えられ、全部士族に編入されたが、なかには有田皿山のほか、三川内その他諸国に転住するものが少なくなかった。（大川内崩れと呼ばれる。）これによって三川内には鍋島風が加味されたという。樋口家土型にみられる作品と似たものが明治初期の三川内の作品にもあるいは伝来しているかもしれない。

本稿は樋口家土型の現段階における、調査報告であり、今後、詳細な整理が行われたのちに、改めて論ぜられるであろう。

最後に写真掲載にご快諾下さった、伊万里市教育委員会にお礼を申し上げる。

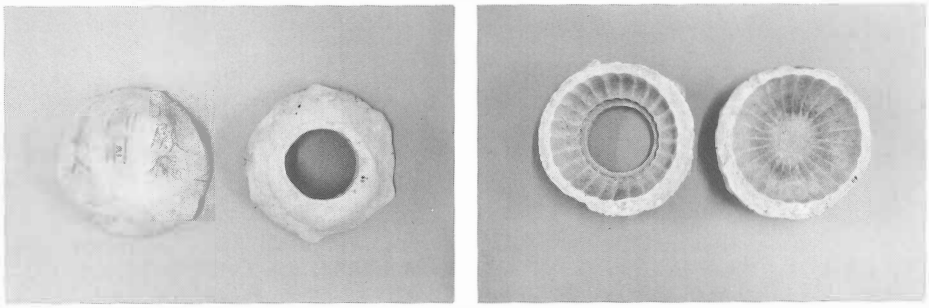

写真1・2　「大殿様　御用水入」銘,「二十四弁菊花形水入（水滴か）」成形用土型
（H－9）　径 9.6cm　高 8.0cm　内径 7.6cm

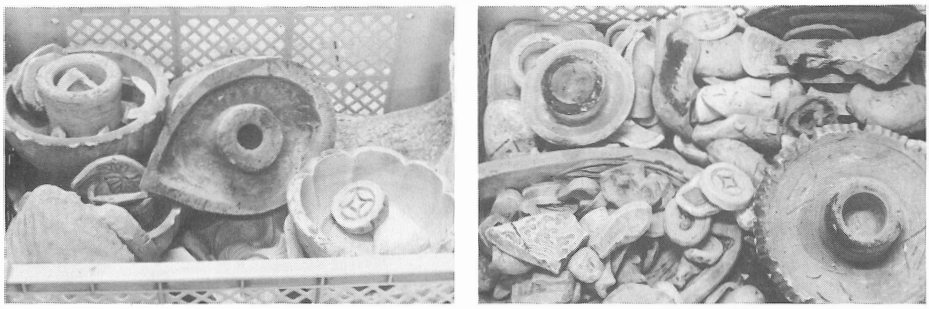

写真A・B　「樋口家土型の一部」

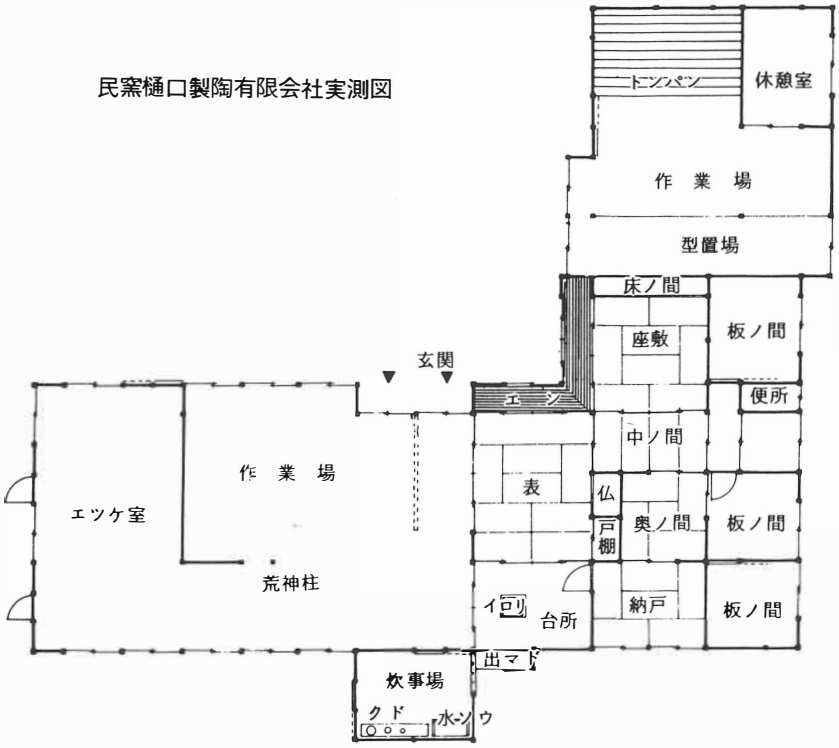

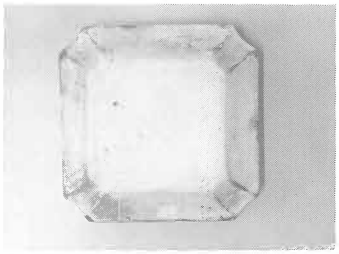
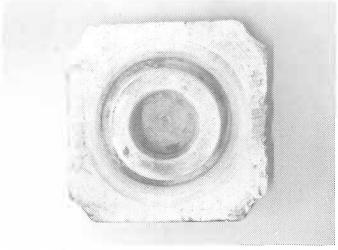

写真３・４　「茴（嘉）永三年　戊十一月冨文」銘，「四角隅切鉢」成形用土型（Ｈ－７）
1850年　径19.4cm　高 4.0cm　総高（台まで）7.0cm

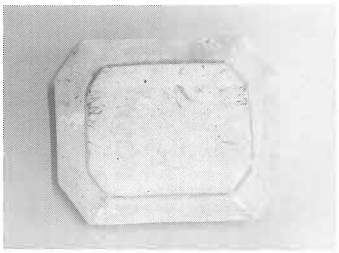
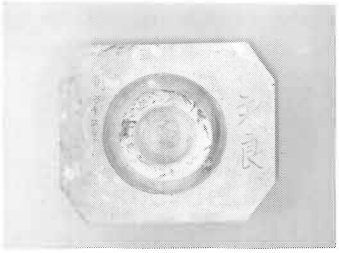

写真５・６　「永良　明治十四年巳旧七月吉日」銘，「長八角形平皿」成形用土型（No.1728）
1881年　径23.3cm×19.5cm　高 3.0cm　総高（台まで）7.0cm

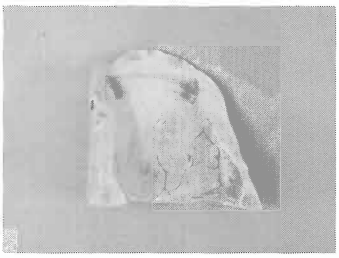
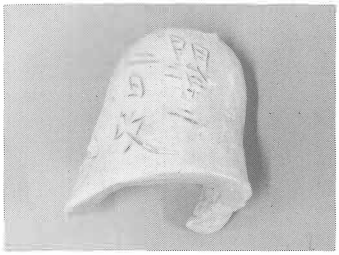

写真７・８　「明治廿二　二月改」銘，土型（No.63）　1889年　高 8.0cm　巾 7.7cm　脚部成形用か

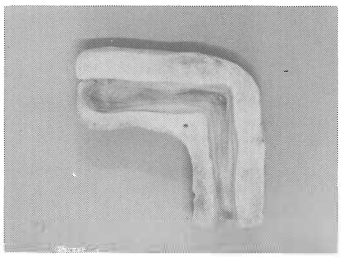

写真９・10　「明治廿二　二月改」銘，「鐘馗の帽子の一部」成形用土型（No.1309）
1889年　縦 8.5cm　横 9.0cm

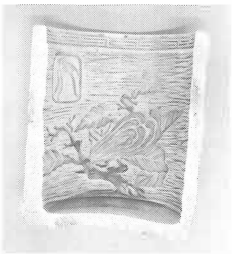
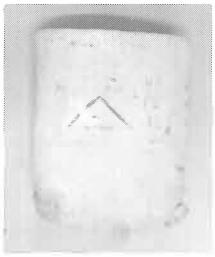

写真11・12　「明治廿三年」銘，「花樹文（仏手柑文）筒茶碗」成形用土型（No.446）
1890年　径11.7cm　高13.5cm

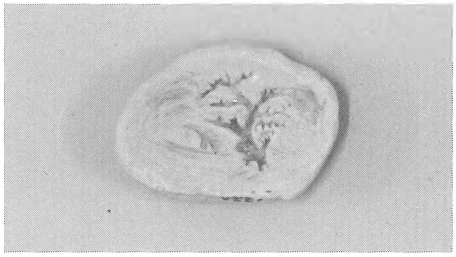
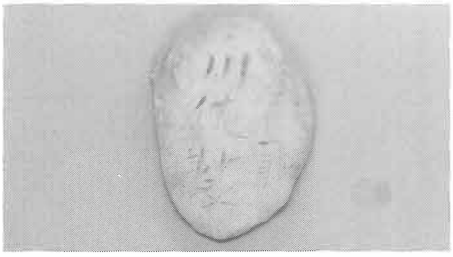

写真13・14　「川佐製　三十一年」銘,「貼付装飾・山水図」成形用土型（No.1228）
1898　径 5.3cm× 3.5cm

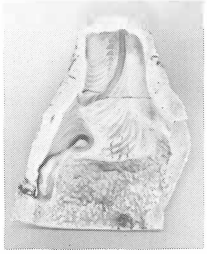

写真15・16　「三三初　川佐製　壺年目」銘,「岩上人物像」の背面成形用土型（No.966）
1900年　高25.5cm　巾18.5cm

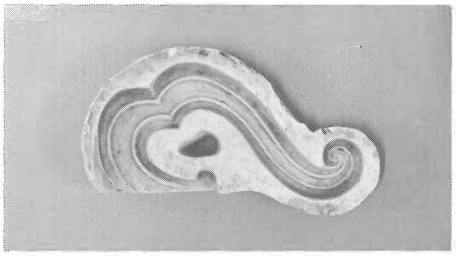
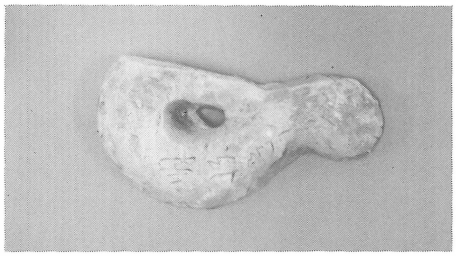

写真17・18　「明治年ヵ製ヵ」銘,「雲形把手」成形用土型（No.681）　高14.1cm　巾 7.5cm

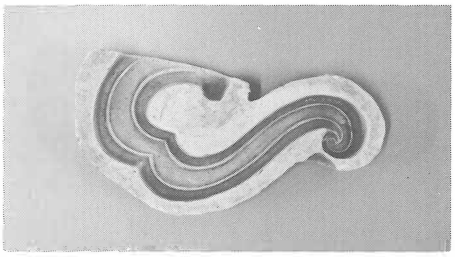
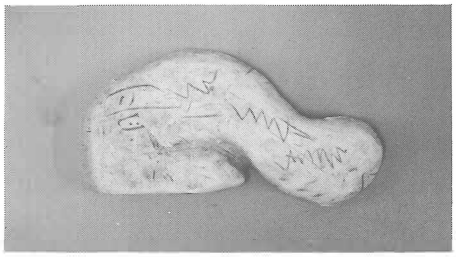

写真19・20　「明治年製」銘,「雲形把手」成形用土型（No.1508）　高11.5cm　巾 5.5cm

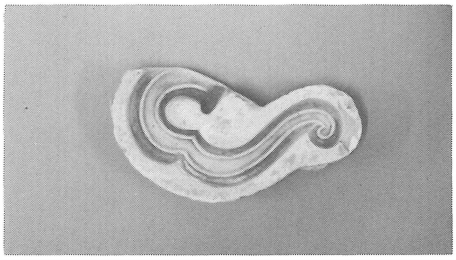

写真21・22　「明治年製」銘,「雲形把手」成形用土型（No.1553）　高14.5cm　巾 6.8cm

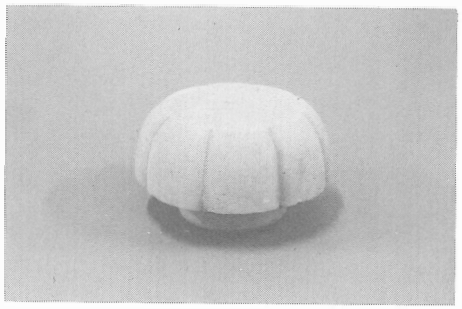
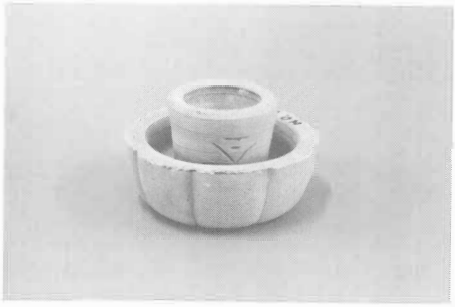

写真23・24　「八輪花形鉢」成形用土型（No.845）　径15.5cm　銘「△」

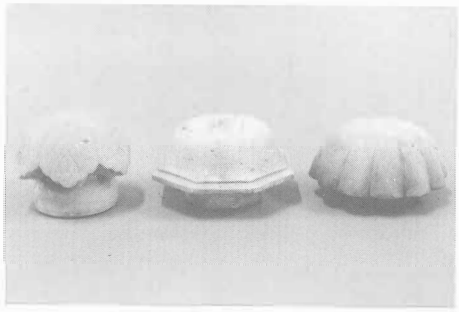

写真25・26
左「六弁葉形鉢」成形用土型（No.26）　径11.5cm
中「八角鉢」成形用土型（No.769）　径13.5cm　銘「△六」
右「十二弁菊花形鉢」成形用土型（No.559）　径13.5cm

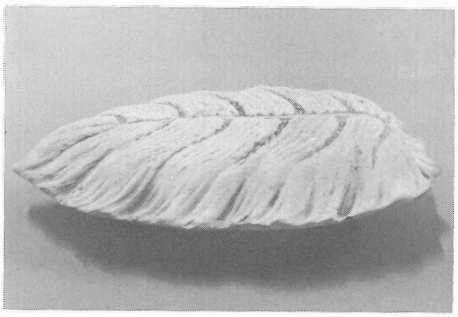
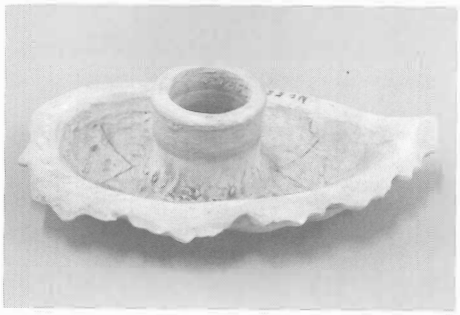

写真27・28　「葉形鉢」成形用土型（No.584）　径30.0cm　銘「△」

写真29・30　「鮑形鉢」成形用土型（No.20）　径24.5cm

写真31・32　「鐘馗人形」成形用土型（No.483）　高22.0cm　巾27.0cm　銘「△」，墨書「ショギ」

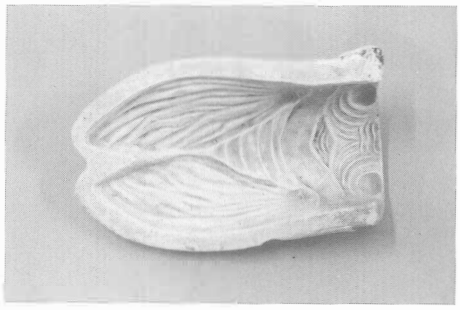
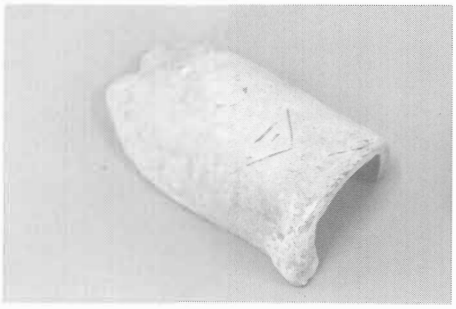

写真33・34　「蟬」成型用土型（No.498）　高31.5cm　巾19.0cm　銘「△」

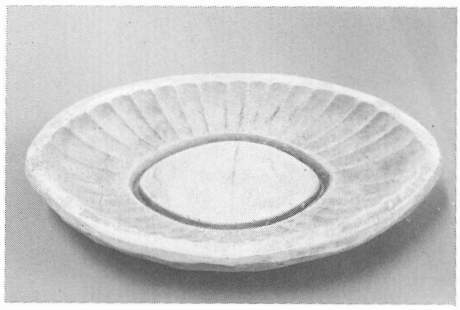
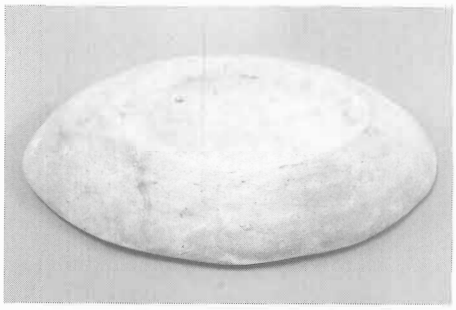

写真35・36　「三十六弁菊花形鉢」成形用土型（H－3）　内径25.8cm×14.5cm

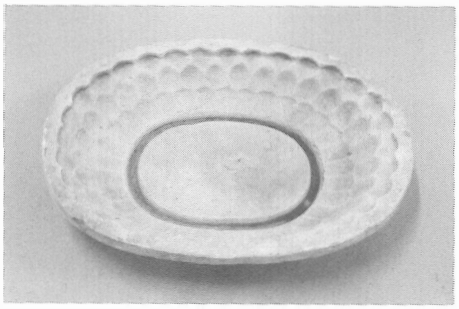
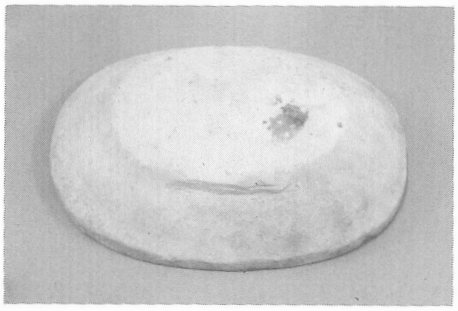

写真37・38　「多弁菊花形鉢」成形用土型（H－1）　内径20.8cm×15.5cm

写真39・40　「山水に桃文舟形煎茶用茶器」成形用土型（No.1711）　内径15.0cm× 8.5cm　銘「川佐」

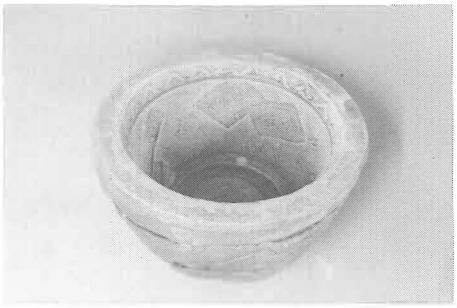

写真42　「四書文煎茶用茶器」成形用土型
（No.825）　内径 7.5cm　銘「△」

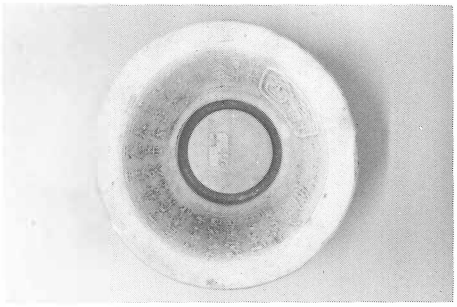

写真41　「詩句文煎茶用茶器」成形用土型
（No.355）　内径 7.5cm　銘「△」

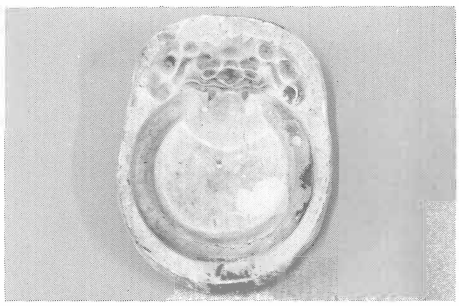

写真44　「火鉢の耳・獅子頭」成形用土型
（No.1657）　高14.8cm　巾11.2cm　墨書「大一」　銘「一上一△ △」

写真43　「龍形把手」成形用土型（No.72）
長19.2cm　巾 9.0cm

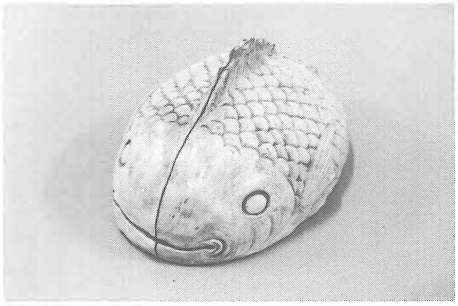

写真46　「鯛形」成形用土型の原型（元型）
（No.508）長21.5cm　巾15.0cm　高10.5cm

写真45
左「貼付用七宝文」成形用土型（No.1419）　径 6.0cm
中「貼付用葉形」成形用土型（No.1485）　径 5.3cm
右「貼付用貝形」成形用土型（No.1495）　径 6.7cm

肥前古窯の変遷
―焼成室規模よりみた―

大橋康二

はじめに

肥前陶磁の製品の変遷は、近年の調査研究によって基本的な流れは明らかになりつつある。しかし、これらを焼造した窯や窯跡に捨てられた窯詰用の道具については十分な研究がなされたとは言い難い。本稿では近年の考古学的研究の成果を踏まえて窯本体の変遷について概観してみたい。

なお焼成室の大きさの記述の場合、特にことわりのない場合には、幅というのは、中央付近の床面で測ったものをいい、また奥行というのは、火床の部分を含めて、前壁から奥壁の部分までの床の長さをいうことにする。

一、窯体の比較

肥前の窯のうち、発掘調査によって明らかになった窯は山の斜面を利用した階段状連房式登窯である。

この形態と異なる窯としては長崎県諫早市の土師野尾（はじのお）古窯跡群の中道古窯跡[注1]がある。この窯は登窯の下半が破壊消滅しており、上部の焼成室五室を検出した。保存状態の良かった四室をみると、窯床面の勾配が比較的急であり、焼成室間の奥壁の高さは二二～二九センチと低い。また焼成室の幅は一・二二～一・三三メートル、奥行が二・三五～二・七一メートルと奥行が極端に長いのが特徴である。

焼成室が幅より奥行の長い平面縦長プランの窯は、肥前の場合、唐津系陶器を焼造した窯にいくらか例がある（第一図）。例えば、焼山下A窯（伊万里市）、山辺田四号窯（第二図）、天神森四号窯（以上有田町）、葭の本三号窯（佐世保市）などがある。このうち磁器を併焼したのは天神森四号窯である。

肥前の磁器窯の焼成室は幅より奥行の短い平面横長プランを呈するのが一般的である。この点については既に秀島貞康氏が土師野尾古窯跡群と他窯の比較で焼成室の奥行と幅に注目して、「陶器窯から

磁器窯への移行に伴い、縦長プランから正方形プランを経て横長プランの窯室へと変遷していく」[注2]とし、また「同時に規模の拡大化、火床の増大」を指摘する。筆者も既に窯の焼成室の幅が時代とともに拡大傾向を示すことを述べてきたが[注3]、これも一、一具体的に数字をあげて考察したことはないので、ここでそれを行い、改めて製品・窯道具などを考慮して時代変遷を追ってみたい。

二、焼成室平均幅の変遷

焼成室平均幅の変遷をみるに当って、窯の拡大が、長い登窯の全体にわたって一様に進んだのではなく、連房式登窯のうち上方に登るに従ってその拡大傾向が強いことが注意される。そのため焼成室数の少ない窯、つまり十室以内のように小規模生産の窯においては胴木間（燃焼室）から窯尻までが扇形に拡張するような平面プランを呈するものが現れるのである。松浦皿山窯[注4]（長崎県松浦市）はその早い時期のものと思われ、全体を発掘した好例であるが、副島邦弘氏がこれに注目し、須恵窯（福岡県粕屋郡須恵町）、平原窯（宮崎県延岡市）などをあげ、磁器窯の中でそうした傾向が現れることを述べている[注5]。

しかしこれは必ずしも磁器窯に限らず、肥前系の窯の築窯技術の変遷の可能性が強いのである。このように焼成室幅は年代が下降するほど窯の上方と下方の焼成室幅に差が開く傾向があることや、窯の焼成室数が有田辺では一七世紀前半では一〇数室が普通であり、室数が一〇室以下の地方窯と単純に比較が難しいことがあげられる。つまり同時期の窯の焼成室幅を単純に平均計算すると、焼成室数の少ない窯の場合は、登窯の下部の幅の狭い部分の割合が大きいため、平均値は小さくなり、逆に室数の多い窯では、上部の幅の広い部分が大きな割合を占めるために平均値は大きくなる。この平均値の大小が意味するものは生産規模の差なのである。それならば連房式登窯のうちの同じ位置の焼成室間で比較すればよいのであるが、十八世紀以降の窯全体を調査した例は少ないのでそうした比較は現在のところ困難なのである。よって焼成室幅を比較するに当って、次のような操作を加えることにした。

㈠　胴木間およびそれに続く焼成室三室分は除く。これらの位置が明らかでないものは地形などから推測して行った。

㈡　焼成室の幅・奥行のどちらか一方のみが判明した室の場合も、その判明した一方の数値は採用する。

以上のような操作を加えて各窯の焼成室幅・奥行の平均値を算出し、それを図化したのが第一図である。これらを製品・窯道具・窯壁構築材などの点から検討すると六つに大別できる。以下順次説明しよう。

(イ) 第一グループ

焼成室平均幅が一メートル台であり、中道窯、焼山下A窯がある。今後、唐津系陶器窯の調査が進めば、このグループの窯も増えることが予想されるが、現在は少ない。前述のように奥行が幅より長いという点も特徴としてあげられよう。占地の仕方は山の斜面に直角に築き、中道窯をみると勾配は急である。中道窯では焼成室床面も奥壁側から火床へとかなりの傾斜で下っており、奥壁の高さは低い。

製品の窯詰技法は、皿の場合主として胎土目積が用いられ、皿の装飾は焼山下A窯の場合、鉄絵が施されている。

窯道具は中道窯のように工字形のトチン（第六図2）と円板状に手捏（てづく）ね成形したハマが用いられている。

このグループの年代は、製品の窯詰めが胎土目積であり、装飾が鉄絵であること、皿の形態などから、唐津焼創始から一六〇〇年代（一六〇〇年から一六〇九年を表す。以下同じ）と推測される。[注6]

(ロ) 第二グループ

焼成室平均幅が二～二・八九メートルの窯であり、葭の本一～三号窯（佐世保市）、茅ノ谷一号窯（伊万里市、第二図）、原明A・B窯（第二図）、迎の原上窯（以上西有田町）、山辺田四（第二図）、七（第三図）、九号窯、天神森三、四、七（第三図）号窯、清六の辻二号窯（第二図）、猿川B窯（第三図）（以上有田町）、畑ノ原窯（長崎県波佐見町、第三図）など調査例は多い。

このグループの段階では、山辺田四号窯、天神森四号窯、葭の本三号窯のように奥行の方が長い縦長プランの焼成室がみられるが、このグループの中で奥行より幅の拡張が著しく、横長プランの焼成室が多くなる。

占地は山の斜面に直角に設けたものが多いが、原明A・B窯や天神森七号窯のように少し斜行したものも現れる。また焼成室床面の傾斜は緩くなり、水平に近くなる。勾配は天神森七号窯、原明B窯、清六ノ辻二号窯などのように上部を緩く作る例がみられる。これは登窯の火度の調整のためであろうと思われ、中国などでもこうした例があり、現代竜窯では後部の傾斜度を小さくして熱が速く流失するのを防ぐためとしている。[注7]

このグループの窯には唐津系陶器窯もあるが、陶器と磁器併焼の窯が多い。また猿川B窯のように磁器専焼の窯がある。唐津系陶器のみを焼いたとみられる窯としては葭の本一～三号窯、茅ノ谷一号窯があり、山辺田四号窯もその可能性があると思われる。このうち葭の本一号窯は胎土目積の皿が主で、鉄絵装飾を施しており、二号窯は物原から胎土目積や鉄絵を施した製品が出土しているが、窯床面出土品は砂目積の溝縁皿であり、三号窯はまったく砂目積溝縁皿

グループ名	No.	窯名	所在地	焼成室平均規模		文献
				幅	奥行	
第一グループ	1	焼山下A窯	伊万里市大川町大字川原字辻	1.5	1.7	伊万里市教育委員会「古窯跡分布調査報告」1984
第二グループ	2	迎の原上窯	西有田町大字曲川(甲)字中川内	2.19	1.84	西有田町教育委員会「迎の原古窯跡」1977
	3	天神森7号窯	有田町大字西部字天神元	2.19	2.07	有田町教育委員会「佐賀県有田町天神森古窯址群調査概報」1975
	4	葭の本1号窯	佐世保市	2.2	2.2	佐世保市教育委員会「葭の本窯跡範囲確認調査報書」1983
	5	葭の本2号窯	佐世保市	2.21	2.22	同上
	6	山辺田4号窯	有田町大字中部字後山	2.24	2.39	有田町教育委員会「佐賀県有田町山辺田古窯址群の調査（遺構篇）」1980
	7	原明B窯	西有田町大字曲川(甲)字ズウメキ	2.28	2.26	西有田町教育委員会「原明古窯跡」1981
	8	天神森4号窯	有田町大字西部字天神元	2.4	2.65	有田町教育委員会「佐賀県有田町天神森古窯址群調査概報」1975
	9	畑ノ原窯	波佐見町	2.4	2.2	佐々木達夫「波佐見・畑の原窯跡の発掘調査」『白水No.9・1982
	10	猿川B窯	有田町字岩中	2.43	2.2	佐賀県教育委員会「有田町猿川古窯跡第一部発掘調査概報」1970
	11	山辺田7号窯	有田町大字中部字後山	2.48	2.38	有田町教育委員会「佐賀県有田町山辺田古窯址群の調査（遺構篇）」1980
	12	山辺田9号窯	有田町大字中部字後山	2.5	2.4	同上
	13	葭の本3号窯	佐世保市	2.54	2.85	佐世保市教育委員会「葭の本窯跡範囲確認調査報告書」1983
	14	原明A窯	西有田町大字曲川(甲)字ズウメキ	2.59	2.51	西有田町教育委員会「原明古窯跡」1981
	15	清六の辻2号窯	有田町大字西部字西黒川	2.76	2.02	
	16	茅ノ谷1号窯	伊万里市松浦町大字山形字辻	2.8	2.35	伊万里市教育委員会「古窯跡分布調査報告」1984
	17	天神森3号窯	有田町大字西部字天神元	2.88	2.5	有田町教育委員会「佐賀県有田町天神森古窯址群調査概報」1975
第三グループ	18	山辺田2号窯	有田町大字中部字後山	2.9	2.85	有田町教育委員会「佐賀県有田町山辺田古窯跡群の調査（遺構篇）」1980
	19	山辺田1号窯	有田町大字中部字後山	3.18	2.85	同上
	20	天狗谷E窯	有田町字白川	3.44	2.88	有田町教育委員会「有田天狗谷古窯」1972
	21	天狗谷A窯	有田町字白川	3.53	3.17	有田町教育委員会「有田天狗谷古窯」1972
	22	百間窯	山内町大字宮野字板ノ川内	3.6	2.16	九州陶磁文化館「百間窯・樋口窯」1985
	23	掛の谷窯	有田町大字中部字掛谷	3.76	3.41	佐賀県文化館「弥源次古窯址物原ならびに掛の谷古窯址について」1970
	24	天狗谷D窯	有田町字白川	3.85	3.75	有田町教育委員会「有田天狗谷古窯」1972
第四グループ	25	天狗谷B窯	有田町字白川	4.0	3.41	同上
	26	不動山皿屋谷3号窯	嬉野町	4.73	3.82	嬉野町教育委員会「不動山窯跡」1979
	27	地蔵平東A窯	佐世保市	4.14	4.1	佐世保市教育委員会「三川内古窯跡群緊急確認調査報告—木原地蔵平窯跡の発掘調査」1978
	28	清源下窯	伊万里市大川内町(丙)字三本柳	4.6	3.75	伊万里市教育委員会「古窯跡分布調査報告書」1984
	29	柿右衛門B窯	有田町大字西部字梨木原	5.36	3.62	有田町教育委員会「柿右衛門窯跡第2次発掘調査概報」1978
	30	御経石窯	伊万里市大川内町(丙)字三本柳	5.5	3.0	伊万里市教育委員会「古窯跡分布調査報告書」1984
	31	江永C窯	佐世保市	5.5	3.6	佐世保市教育委員会「江永古窯」1975
第五グループ	32	柿右衛門A窯	有田町大字西部梨木原	5.83	4.25	有田町教育委員会「柿右衛門窯跡第3次発掘調査概報」1979
	33	江永A窯	佐世保市	7.12	4.6	佐世保市教育委員会「江永古窯」1975
第六グループ	34	谷窯	有田町字大絵本	7.35	4.82	
	35	小樽2号新窯	有田町字保屋谷	8.5	4.96	有田町教育委員会「小樽2号窯跡」1986

注 ●単位：m
●清源下窯の幅は奥壁部分で測ったもの

表1 肥前古窯における焼成室規模（平均）の一覧

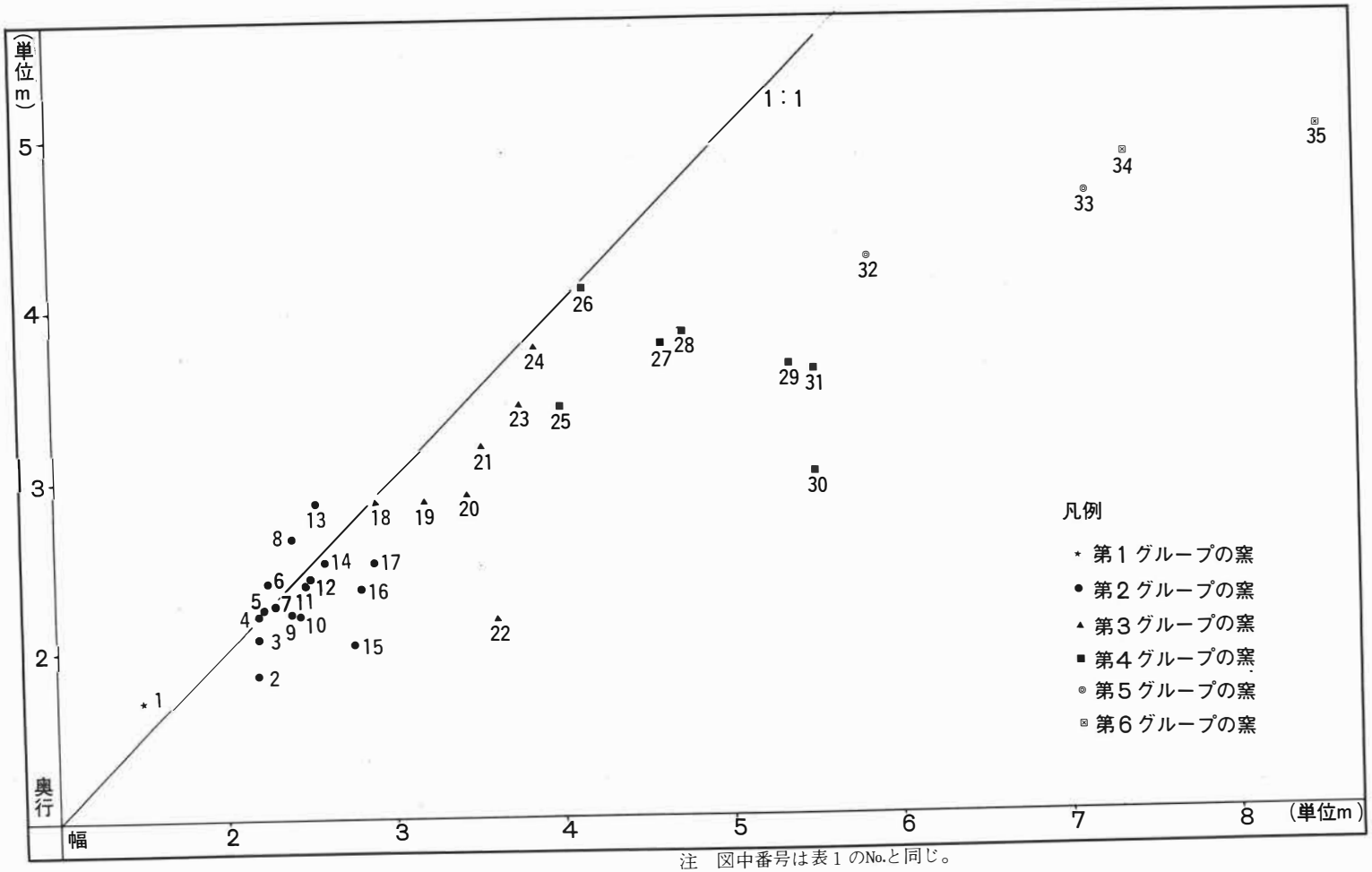

注　図中番号は表1のNo.と同じ。

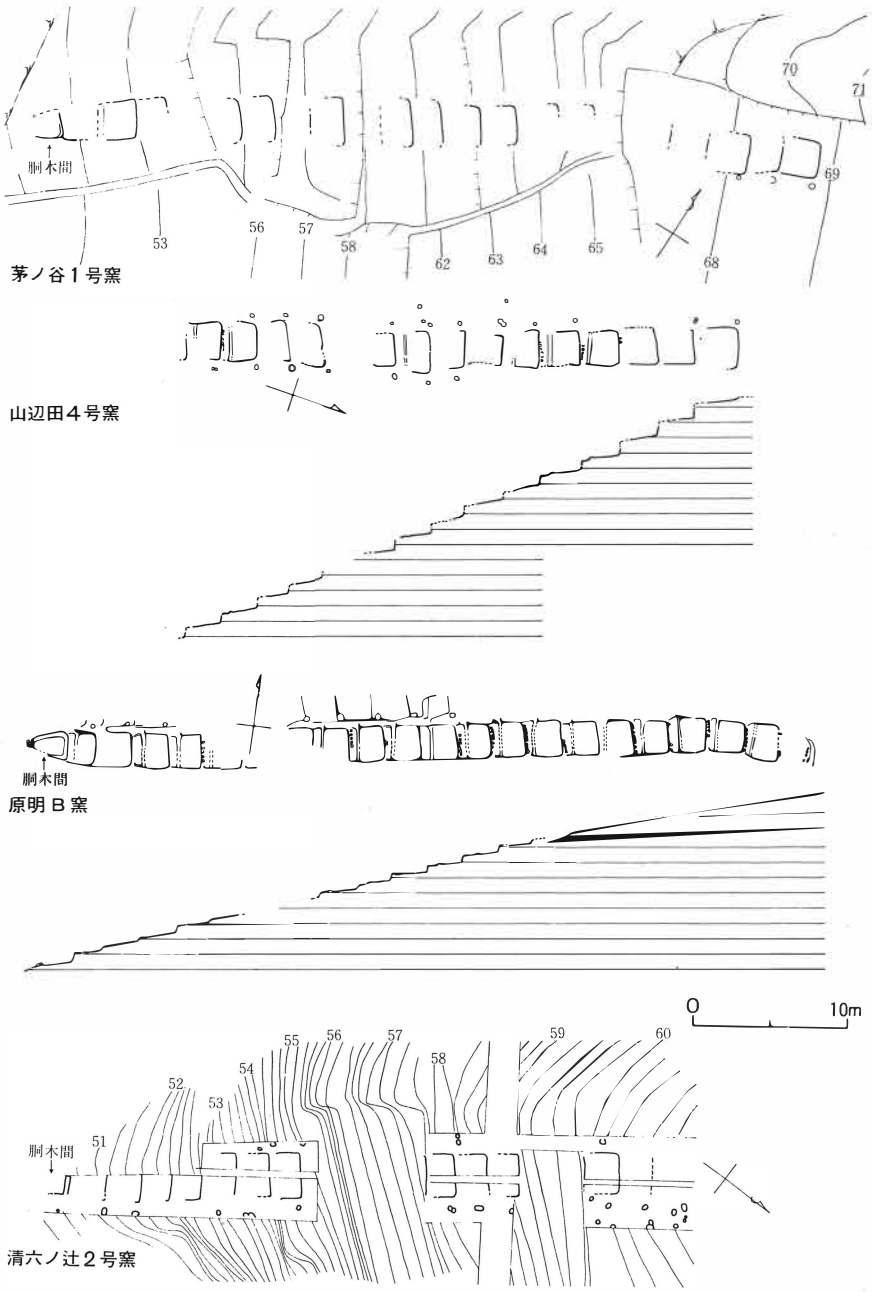

第２図　第２グループの窯跡

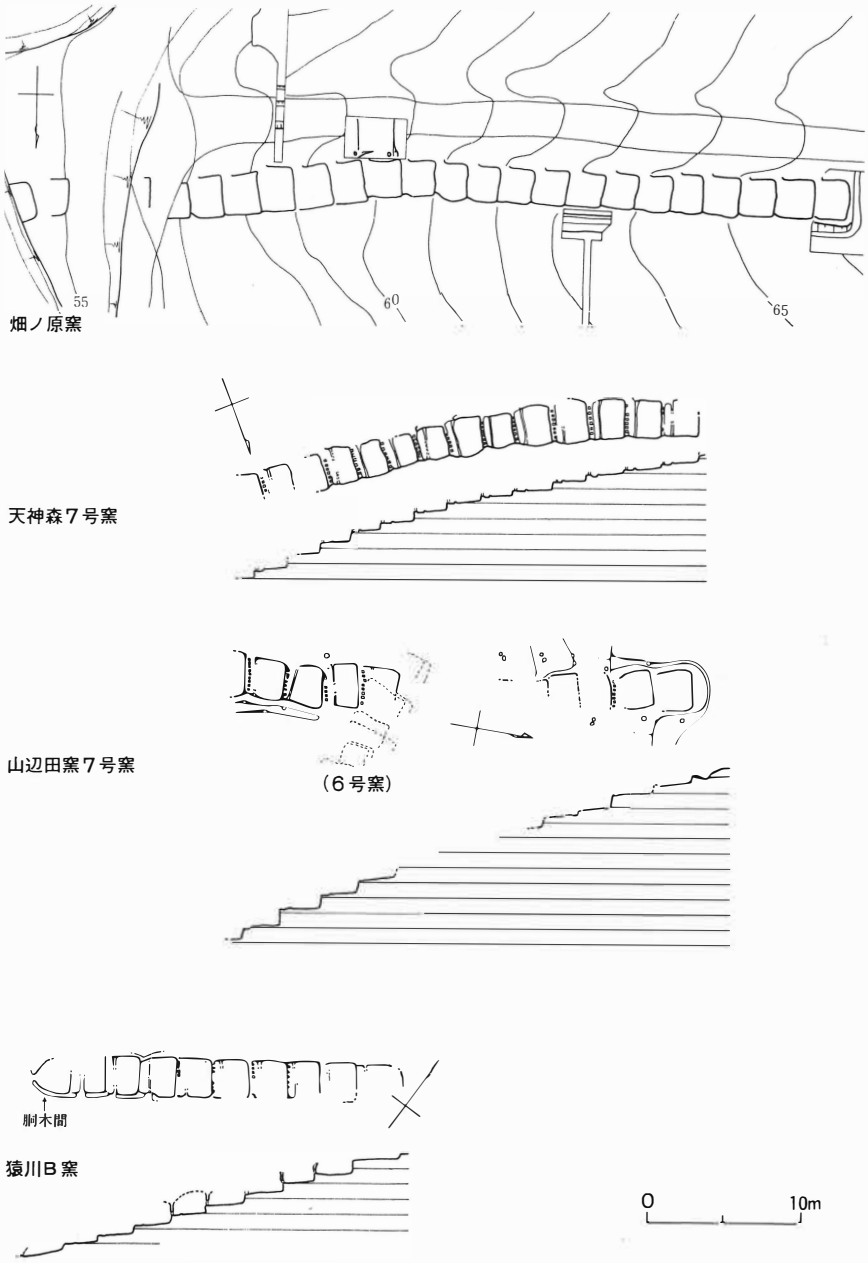

第3図　第2グループの窯跡

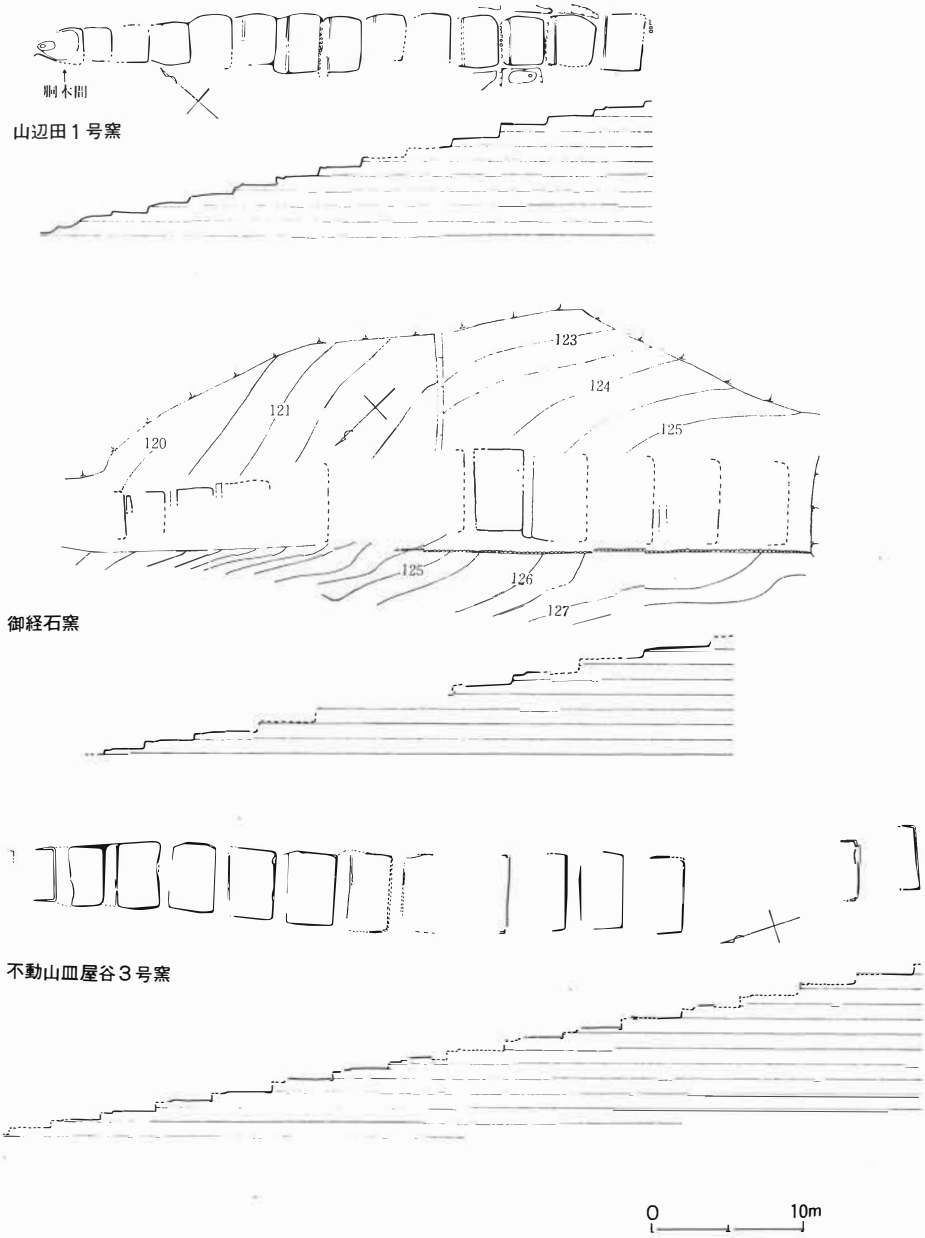

第４図　第３・第４グループの窯跡

が中心となる。山辺田四号窯は物原下層出土品は胎土目積で鉄絵が多いが、上層になると砂目積のものが少量みられ、上屋の柱穴と思われるピットからは胎土目積と共に砂目積の皿が得られている。

このように唐津系陶器窯における窯詰めは胎土目積から砂目積へとだんだん移行してゆき、一時期併存したことが、葭の本窯や山辺田四号窯、あるいは阿房谷下窯[注8]（伊万里市）から知られる。

陶器と磁器を併焼した窯は、天神森三、四、七号窯、原明A・B窯、畑ノ原窯、山辺田七号窯、清六ノ辻二号窯など多い。陶器の主たる製品は砂目積の溝縁皿であり、言い換えれば、砂目積の溝縁皿と磁器を併焼した窯はこのグループに属すると推測されるのである。迎の原上窯も廃窯時、窯床面に残された製品はすべて磁器と報告されているが、窯周辺から砂目積の溝縁皿が出土しているから両者の併焼期があった可能性が強い。原明窯の場合、窯床面から砂目積の溝縁皿と砂目積の染付磁器皿が多数出土しており、また砂目を挟んで重ね積みした溝縁皿が数枚熔着し、その一番上に磁器碗が熔着したものが二例ある。これによっても唐津系陶器と磁器が同じ焼成室内で焼成可能であり、また実際に焼成されたことが知られる。

窯内や窯周辺を含め、砂目積の唐津系陶器が出土していない磁器窯で焼成室平均幅が二～二・八九メートルの例は、現在のところ猿川B窯のみである。今後有田内山地域の窯の調査が進めばこの時期の事例が増える可能性は強い。

このグループの窯の窯道具をみると、主体は第一グループと同様、トチンとハマであるが、いくらかサヤの出土例がみられる。サヤは第六図11、13、16のような右回転ロクロ成形によるもので、底部には回転糸切痕を残す。蓋（第六図10、12、15）も同様のロクロ成形による。

このグループの上限年代は、唐津系陶器における胎土目積から砂目積に移行する時期に当るとみられ、砂目積や磁器など新しい技術は秀吉の朝鮮出兵によって連帰られた朝鮮人陶工たちがもたらしたものと推測されることから、慶長三年（一五九八）とみている。そして下限年代は唐津系砂目積溝縁皿が消え、磁器中心の生産に移行するのを、寛永十四年（一六三七）の窯場の整理・統合事件による[注9]と推測しているため、一六三〇年代末と考えられる。

(ハ) 第三グループ

焼成室平均幅が三メートル台程度であり、山辺田一（第四図）、二号窯、天狗谷E、A、D窯、掛の谷窯（以上有田町）、百間窯（山内町）などがあり、窯ノ辻窯（山内町）も上部一室の推定幅三・三メートルでこのグループに属するとみてよい。

このグループの焼成室は平均してみると横長プランとなり、占地

第5図　第4～第6グループの窯跡

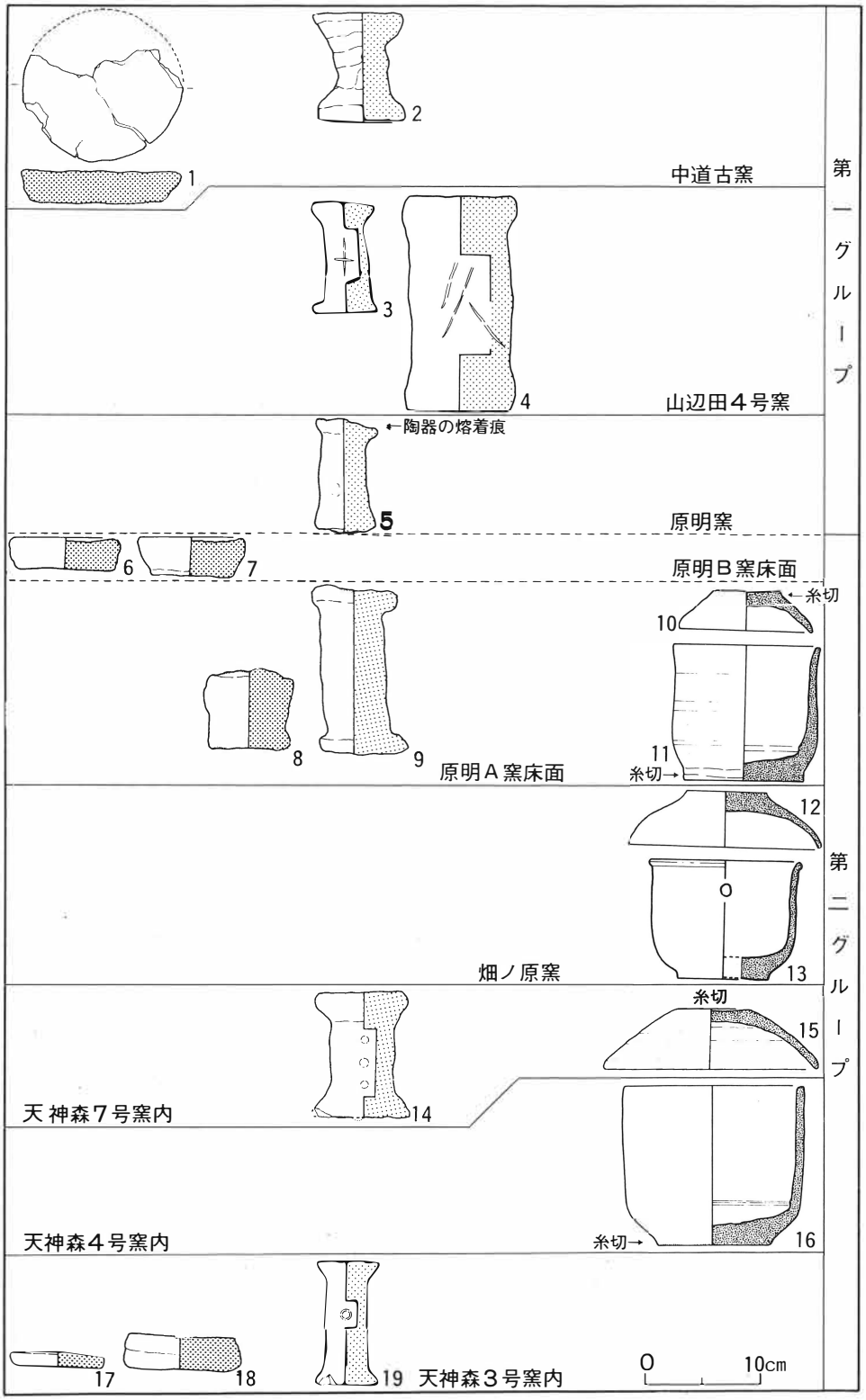

第6図　第1・第2グループの窯跡出土の窯道具

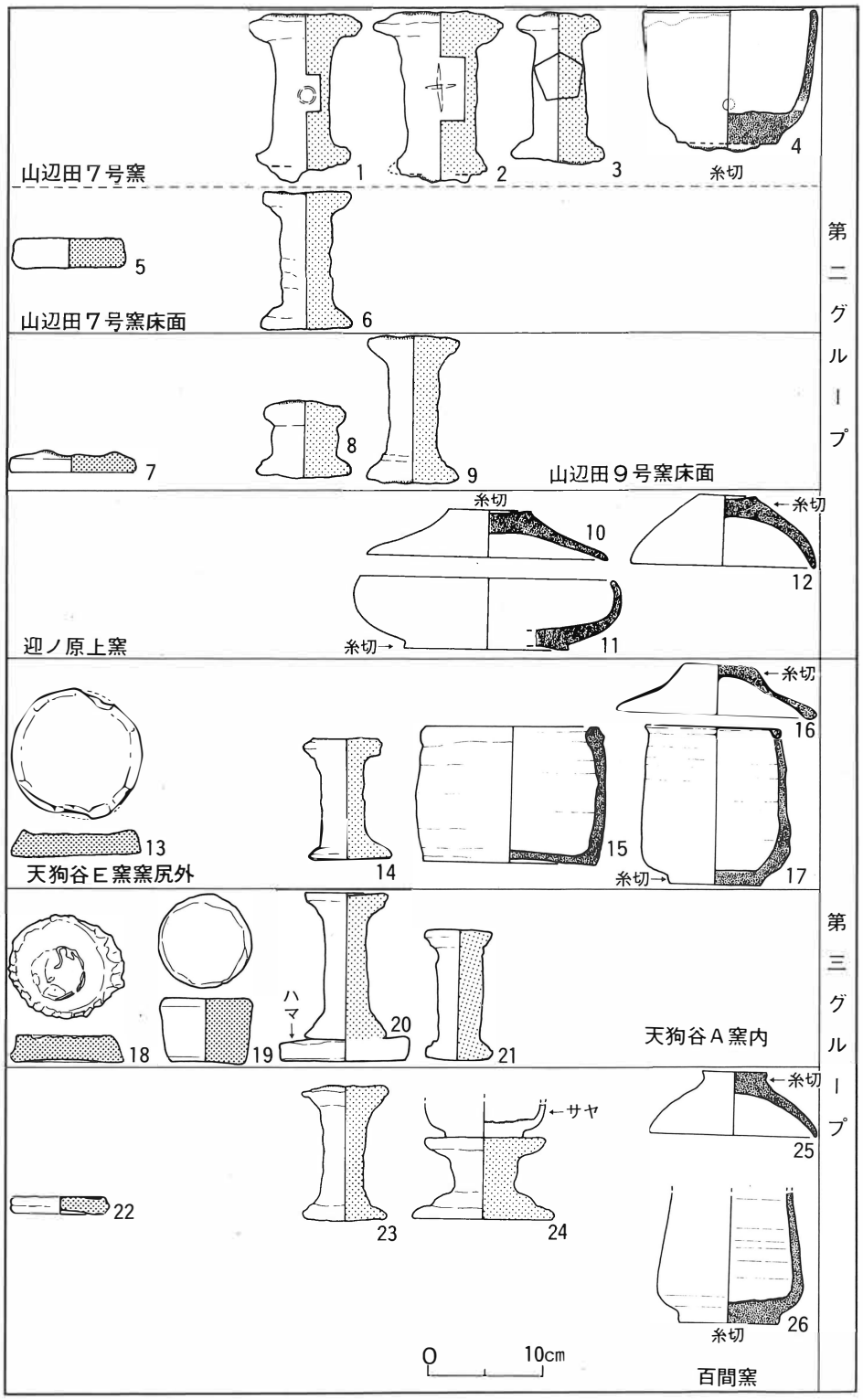

第７図　第２・第３グループの窯跡出土の窯道具

は山の斜面に対して斜行するものが多くなり、勾配は比較的緩くなる傾向がある。

このグループのうち、砂目積の唐津系陶器皿が出土したのは百間窯だけであるが、百間窯の場合、複数基の窯があるとみられ、廃窯時の窯床面に残された出土品には砂目積の皿はみられず、主体である磁器はその形態・意匠などから一六五〇年代の初め以前と推測した。[注10] このグループの窯に共通の製品としては、高台部分無釉の碗があげられる。この碗は青磁釉を外面に掛け内面を透明釉もしくは染付としたもの、青磁釉の替りに天目（鉄）釉を施したもの、染付の三つに大別できる。高台の削りは断面台形で高台内中央に兜巾を残すような粗放なものが多く、無釉であることと共に、碗の生産量の増大とコストを下げる方法として一時期採用されたものと推測される。それが寛永末から正保にかけての八年間に、課税額を約三五倍に増額されたことと関係があるであろうことは既に考えたことがある。[注11]

また、皿の口径に占める高台径の割合が大きいものが現れ始め、高台内に「大明」、「大明成化年製」、「大明成」や方形枠内に「福」字や変形字を染付したものが多くなる。口端に鉄銹を塗るいわゆる口紅装飾もこのころから現れ、比較的高級品中心に用いられる。

窯道具は第二グループのトチン、ハマ、サヤの組合せが引続き用いられ、百間窯や窯ノ辻窯のような高級品を比較的多く焼造した窯ではサヤ（第八図11～13、16～18）の出土量が多い。サヤに所有者銘を施す場合、へら書によるものが多く、次に押印銘である。またこのグループのうちから輪積成形による桶胴形のサヤ（第七図15）が現れる。窯体を未調査のダンバギリ窯（山内町）は物原の堆積が薄く、製品の種類が少ないため、操業期間が短い窯と推測されたが、この窯ではロクロ成形による糸切底のサヤ（第八図31～33）と輪積成形による桶胴形のサヤ（第九図3～5）が出土し、後者の方が量的に多い。そして平面変形の皿を糸切細工によって成形し、高台も変形に貼付けたものがかなり出土している。そのためハマにも平面楕円形などの変形のハマ（第九図1）が加わる。この種の楕円形ハマは百間窯においても一点出土しているが、百間窯出土の製品には貼付高台はみられなかった。しかし製品を比較すると、百間窯の廃窯年代とダンバギリ窯の築窯年代は同じころの可能性があり、百間窯の廃窯ごろに糸切細工技法を行い始めた可能性がある。しかし第三グループではこの技法はまだ一般的ではなかったと思われ、このグループの窯で貼付高台の変形皿が出土した例はない。

山辺田窯のうち一、二号窯や六号窯が山辺田窯址群の廃窯年代に近い窯とみられるが、これらの周辺からロクロ成形による断面逆台形のハマが出土していること、一六六〇年銘の例（長吉谷窯出土）[注12]

をもつ染付雲龍荒磯文碗・鉢類が少量出土していること、荒磯文碗と共に出土する例の多い日字鳳凰文皿が少量ある。日字鳳凰文皿は掛の谷窯においても出土しており、これらが第三グループの下限を示すものとみられ、年代は一六六〇年代と推測している。

(二) 第四グループ

焼成室平均幅は四～五・八メートル程度であり、天狗谷B窯、柿右衛門B窯（以上有田町、第五図）、地蔵平東A窯、江永C窯（以上佐世保市）、不動山皿屋谷三号窯（嬉野町、第四図）、清源下窯、御経石窯（以上伊万里市、第四図）などがある。

このグループになると焼成室の平面形は一層横長傾向が強まる。

製品は第三グループの末期に現れる染付雲龍見込荒磯文碗が、染付網目文碗と共に碗の中心をなす。伊万里市大川内山の清源下窯や御経石窯では染付網目文碗などの磁器と一緒に京焼風陶器が出土している。京焼風陶器碗には高台無釉で底裏に「清水」などの押印銘のある一群がある。この「清水」印の陶器碗は地蔵平東A窯（佐世保市）においても、染付雲龍見込荒磯文碗と共に出土している。同時代における流行の表れとみてよかろう。

このグループの製品のうち比較的高級品は底裏に染付銘をもつものが多く、また銘の種類は豊富になる。そして成形は比較的薄手になり、皿の口径に占める高台径の割合は増大する。この高台径の拡大に伴い、底裏を小円錐形のハリと呼ぶ道具（第二〇図24）で支える技法が一般化する。もちろん雑器窯では皿の高台の拡張は遅れるからハリの使用はみられない。またハリ支えの使用は山辺田窯の皿類の中にも認められるから、第三グループの時期に始ったとみられるが、普及するのは第四グループの時期と推測される。

青磁の皿・鉢類の高台内を蛇ノ目状に釉ハギして、そこに窯道具のチャツ（第九図19、第二〇図5、6、14、15）を当てて窯詰めする技法がこのグループで普及する。この技法による青磁は山辺田窯で少量出土しているから、これも第三グループから始ったと推測される。

窯道具は第三グループの末期に現れた可能性のある桶胴形サヤ（第九図3、5）、ロクロ成形の逆台形ハマ（第九図10、17など）、チャツ、シノ（第九図21、第二〇図8、20）などが普及する。逆台形ハマやチャツに磁土を用いた磁質のものが現れるのもこのグループの特徴としてあげられる。各窯の窯道具の内容は、製品の内容によって組合せや割合が変化する。つまり、柿右衛門B窯のように高級品焼造の窯ではサヤの割合が多く、チャツは磁質のものがかなり用いられている。いっぽう、不動山皿屋谷三号窯ではサヤはみられず、青磁皿・鉢が多いのでチャツが目立つが、そのチャツは耐火粘土製で磁質の

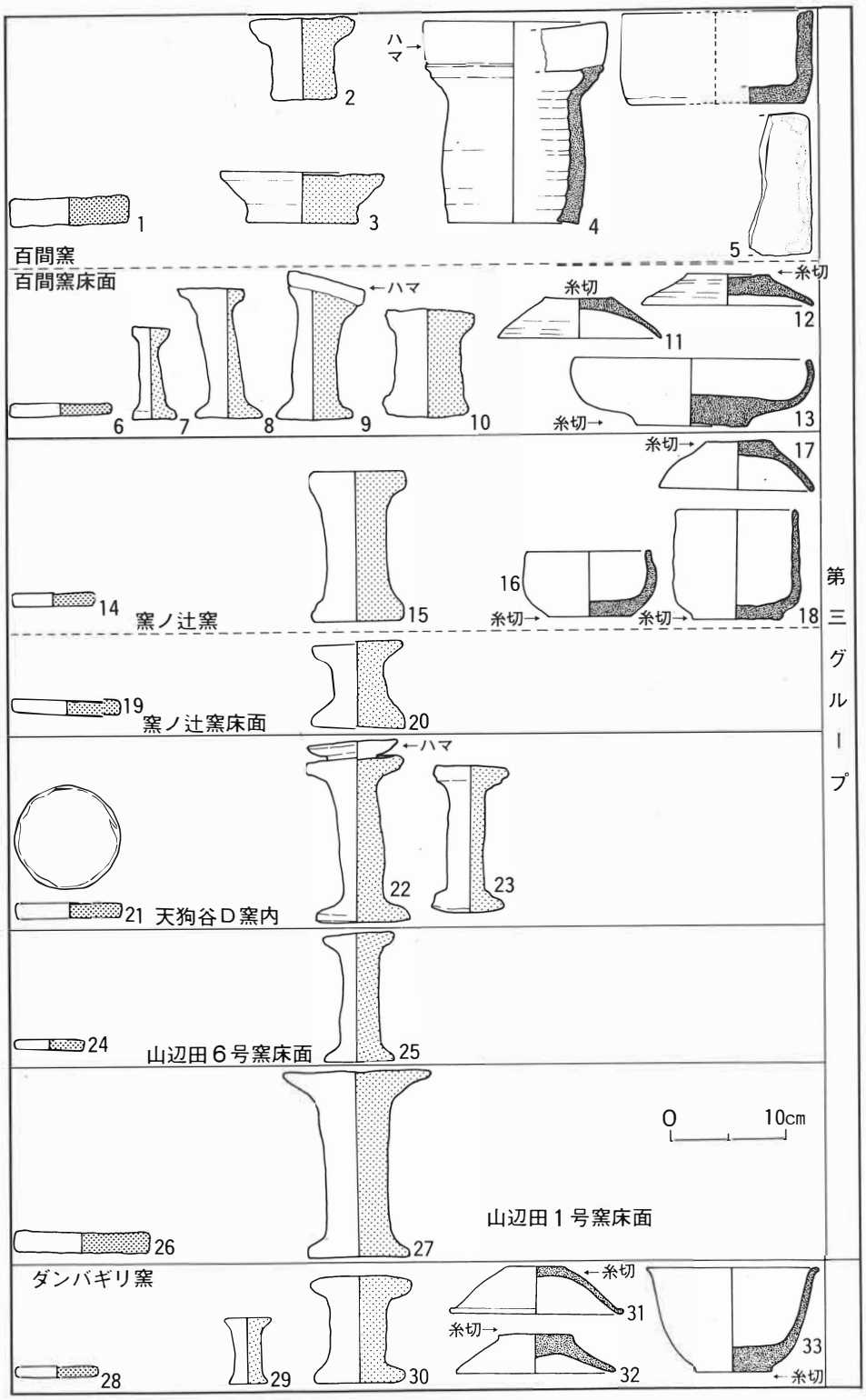

第８図　第３グループの窯跡出土の窯道具

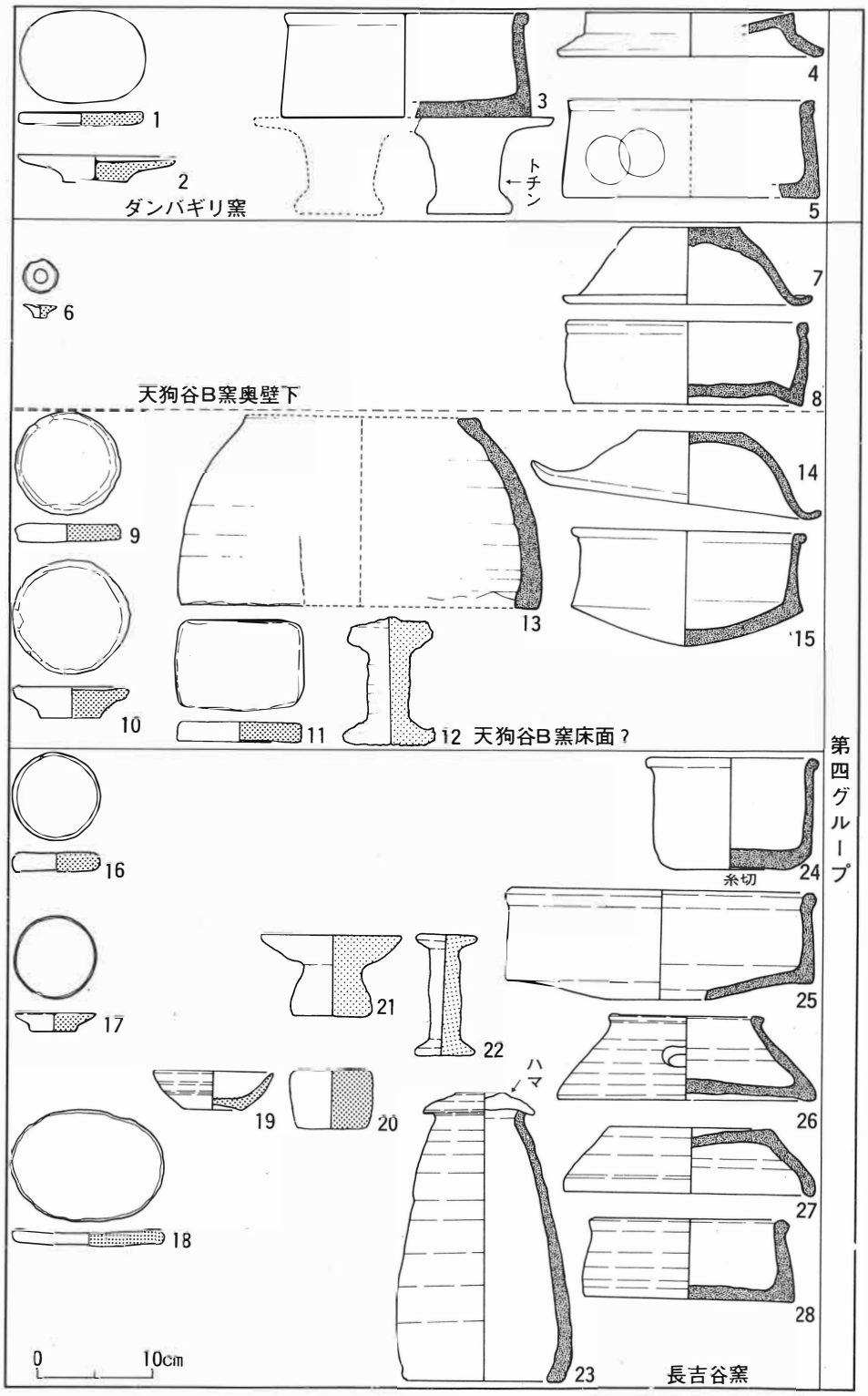

第9図　第4グループの窯跡出土の窯道具

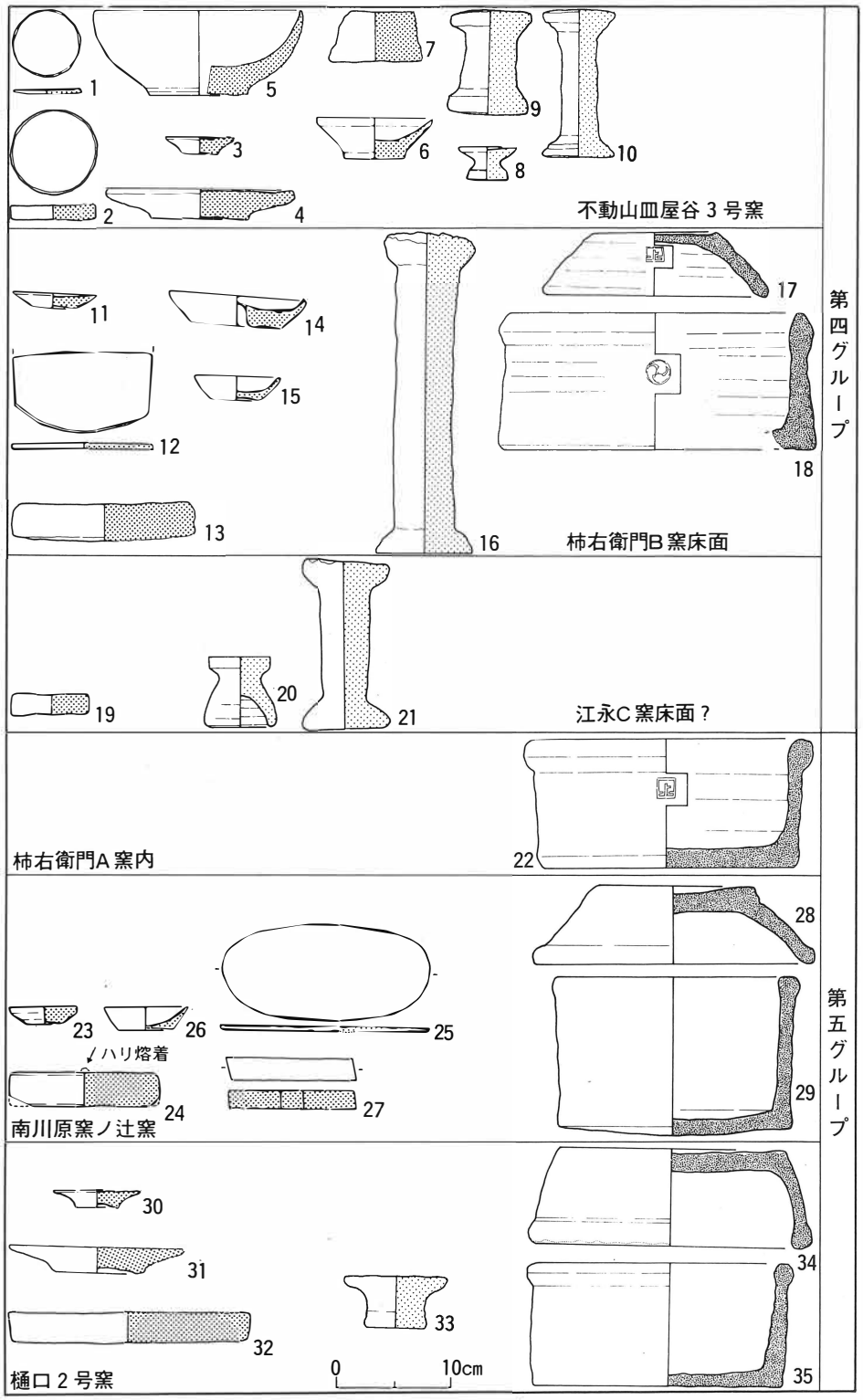

第10図　第４・第５グループの窯跡出土の窯道具

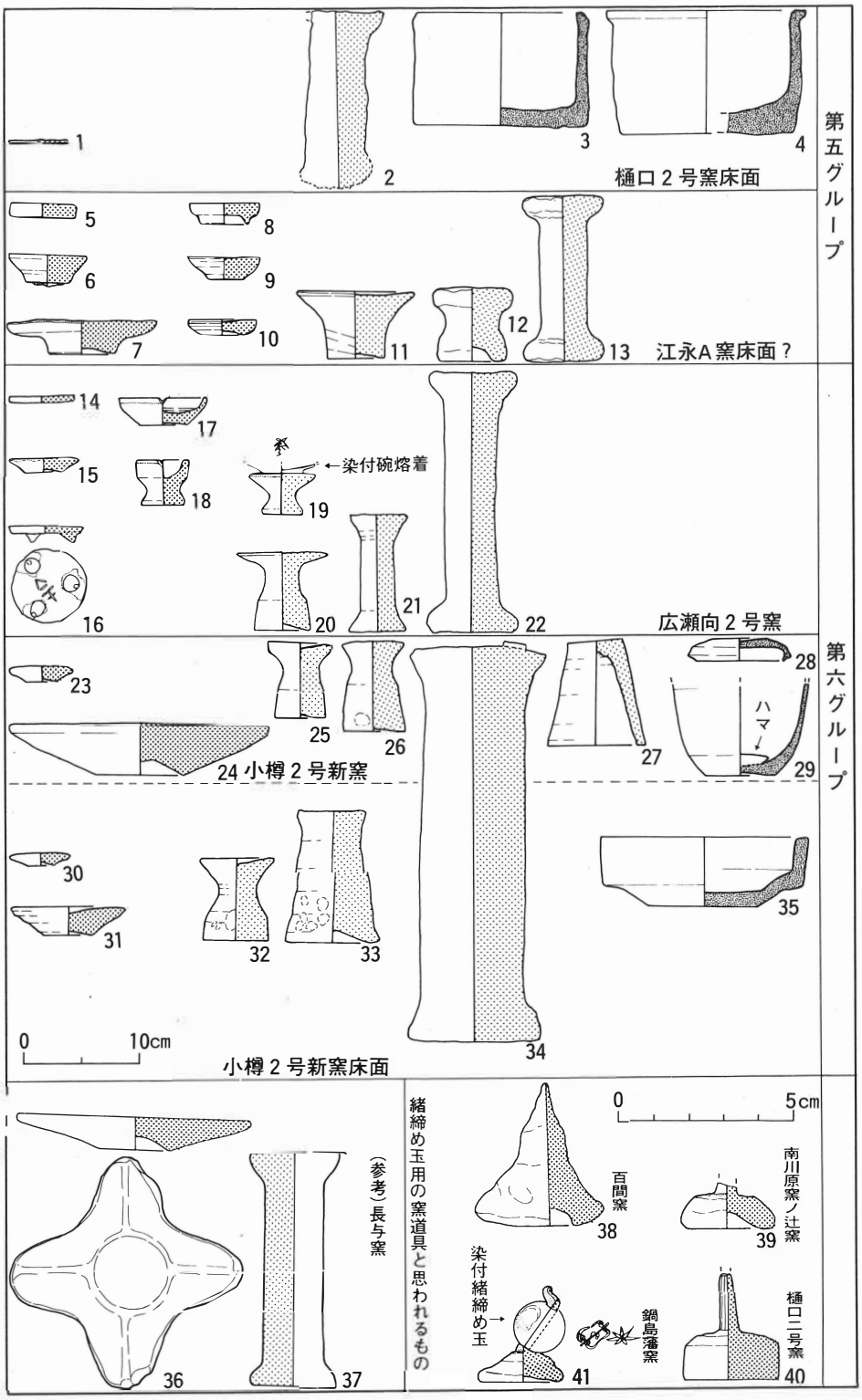

第11図　第５・第６グループの窯跡出土の窯道具他

ものは出土していない。地蔵平東A窯、江永C窯のように比較的雑器の碗類を主として焼いた窯ではサヤ、チャツは出土していないのである。また柿右衛門B窯や、製品からこの時期と推測される長吉谷窯のように高級品焼造の窯では窯道具の中に特殊なものがみられる。糸切細工による半磁質の薄い板で両面に耐火砂が付着したもの（第二図1、12）は、磁質の角材状の道具（第二図27）を両端に敷いて棚のように組んで製品を窯詰めしたのではないかと推測される。

このグループの上限年代は一六六〇年銘のものがある染付荒磯文碗・鉢が主体となることなどから一六五〇年代後半と推測される。下限は見込五弁花文やコンニャク印判装飾法がみられないこと、五弁花文は元禄年間には廃窯になったと推測される柿右衛門A窯において現れ、元禄ごろに始まると思われる南川原窯ノ辻窯[注13]で盛んに用いられていることなどから、一六八〇年代と推測される。

(ホ) 第五グループ

焼成室平均幅は五・六～七・三メートル程度であり、柿右衛門A窯（有田町）、江永A窯（佐世保市、第五図）がある。このほかこのグループに属するとみられる窯は樋口二号窯（有田町）があり、登窯中央より少し下方の一室を調査しただけであるが、焼成室幅は約四・八メートルであった。

江永A窯では焼成室砂床が平均二～四度で奥壁に向って傾斜していることが指摘されている[注14]が、こうした傾向は第四グループから現れ、第六グループまで続くようである。

このグループになると江永A窯のように奥壁構築材として耐火粘土をレンガ状に固めたトンバイを用い始めたようである。江永A窯では奥壁にのみトンバイを用い、側壁には使用していないらしい。柿右衛門窯や元禄ごろから一七三〇年代の間とみられる南川原窯ノ辻窯の物原ではトンバイは出土していない。このように現在のところトンバイを使用した窯で一七世紀に遡る例は知らない。

トンバイの使用は拡大化する窯の構築を容易にしたものと想像されるが、このトンバイによる窯壁構築がいつごろ始ったかの記録はないし、また有田周辺の江戸時代の記録にトンバイの語が現れた例もない。トンバイについての記録でもっとも古いのは熊本県天草の高浜上田家文書[注15]・明和二年（一七六五）の例であろう。これによると、

当村焼物山仕立候者、去ル宝暦十二（一七六二）午年当所野山之内ニ焼物ニ相成候石御座候ニ付（中略）肥前大村領ゟ焼物師共雇入当村焼物石并焼窯塗土、者田土、とちミ土、とん者り土、（傍点筆者注）水碓掛り等為見候処、焼物仕立ニ者何角勝手宜敷（後略）

とあり、一七六二年には陶石があるので窯場を興そうとし、肥前大

村領（同文書に長与山とある）の焼物師たちを雇入れて、陶石ならびに窯の塗土、者田土、とちみ土、とんばり土、水碓掛りなどを調べさせたところ、焼物（この場合は磁器）焼造には色々と勝手がよいとの結果が出たとある。こうして高浜焼が始まるのであるが、ここで「とんばり土」の名が初めて見え、同文書には明和二年（一七六五）に支配勘定岸本弥三郎らが視察に来た折に提出した「仕法書」に

石窯塗立候以前、とん者り壱窯ニ凡五百程作置、乾し置、上岸三尺程ニ右とんばりニ而岸を築立、其上ニおんざんの穴明ケ、上窯ニ火通リ候様ニ、次第上リニ築立申候

とある。「石窯」は同文書に、雇入れた大村領長与山の陶工が、長与では主に「土焼」を焼いていたので、「南京焼」の上薬（うわぐすり）の加減や焼き加減などを知らないので、最初の一、二年はたびたび焼損じたことを記しているが、この「南京焼」の説明に「石を製、焼候を南京焼と申候」とある。南京焼は磁器を指すものであるから、石から作ることが磁器の特質とみられていたのであろう。「石窯」も磁器窯の意とみて間違いあるまい。とすれば、磁器窯を築く前に「とんばり」を一窯におよそ五百個程作り、乾かして置き、窯の上岸（奥壁のことか）の（高さ）三尺（約九一センチ）程に、右の「とんばり」で岸を築き立て、その上に「おんざん（温座）」の穴（通焔孔）を明け、上の窯（焼成室）に火が通るようにして、だんだん上るように築き立てるという。

また上田家文書の絵図のうち「焼物窯内之図并ニ道具共ニ」（写真一）の中に、「トンバリ」と記し図が描かれている。写真のように直方体のものであることが判り、トンバイと同様のものと認められる。さらに「道具ハ皆、赤土ヲ以テ作ル、然シトチミハ土性トンバリヨリハ、上品ヲ用也」と記されており、耐火性の強い赤土を使ったが、窯道具よりは下等の土であったことが判る。実際、窯から出土する窯道具とトンバイの胎土を比べると、トンバイの方は小石粒の多い粗い土であることが判る。

以上のように「とんばり」がトンバイのことであることが明らかとなり、トンバイの使用が一七六二年以前に始まるものであることが推測されるのである。

ここで同文書・明和二年（一七六五）に記された築窯技術についてもう少しみてみよう。

焼窯之儀者、口窯、あんこう分、次第上リニ塗立候様、先、地均シ致、窯壱間毎ニ、満々木柱を数百本立、形リ能、室之様ニ垂木を結ひ、小竹ニ而、ゑつ里をりき（か）、其上を、土ニ而厚ク塗立申候、尤、上分毎日槌を以、何遍も擲付、凡三四拾日程之日数ニ、口を明ケ、右、立置候柱・長木・竹等取除、夫分内を、

鍬ニ而削取、値分(随カ)擲き、乾き候節、等原火を入申候

つまり、窯は口窯（火口か）、あんこう（安光）からだんだん上るように塗立てるが、まず、地面をならし、窯室一室ごとに「満々木柱」[注16]を数百本立て、形良く、室のように「垂木」を結び、「小竹」でえつり（桟）[注17]をかき、そうして組んだ上を、粘土で厚く塗立てる。そして上から毎日槌で何回も擲きつけ、およそ三、四〇日程の日数が経ったあと、口を明け、右の立置いた柱・長木・竹などを取除いて、それから内部を鍬で削り取り、擲き、乾いたら、もと火を入れるのである。もちろん前述の上岸などを「とんばり」で築き立てる工程が間に組込まれるのであろう。こうして築いた窯の内部には、

下之方ニ火なせ(あカ)を立、上之方ニ者目砂を多ク鋪、其上ニとちみを立、又其上ニ者満(はま)を置、或者ちゃつ・たたき者満を鋪候而、

焼物壱タ宛載セ、高積・中積・下積三段ニ積候而、焼申候、尤火なぜ(あカ)ニいたてを立、窯之口塞キ候而、漸七八寸程明ケ候而、

薪を投入焼申候

つまり、焼成室の下の方に火アゼ（火床境）を立て、その上（奥）方には目砂を多く敷いて（砂床を作り）、その上にトチミを立て、ま(ママ)たその上にハマを置き、あるいはチャツ・タタキハマを敷いて、焼物を一個づつのせる。そうして高積・中積・下積の三段に積んで焼くのである。焼く時には火アゼにタテ（火除け）を立て、焼成室の口を塞ぎ、漸く七、八寸程（の穴を）明けて、薪を投入するのである。

窯詰めの際、高積・中積・下積とあるのは、同文書絵図（写真一）の「陶器積之図」のように大・中・小のトチミを用いて積むのが高積・中積で、砂床に置いたハマの上に積むのが下積に当るのではなかろうか。江永B窯一室では窯道具と製品が、窯詰めされた状態で埋没しているのが検出された。これをみると砂床にハマを置き、碗をのせ、ハマの間にトチンを立て上に火入れを置き、無釉の火入内底にシノ（ナンキンとも呼ぶ）を据えて上に碗をのせる。高浜文書の図にはシノがみられないが、三段積であることは前述の記録と類似している。こうした窯詰めについては、有田の『皿山代官旧記覚書』（以下『旧記』と略す）天明六年（一七八六）に、藩からの借金返済方法として、

只今迄ハ下積間釜之儀ハ返上差除被置候得共、近き比ハ下積間釜勝ニ而御取納、後レニ相成候条

とあり、今までは下積（中積・高積はしないの意か）・間釜[注18]の場合には返済から除かれたけれども、近ごろは下積・間釜勝ちになって借金返済が遅れるようになったとある。よって以後は次のように返上するようにとして、

一、中釜ゟ下火口迄下積仕候節ハ、返上ニ不及、大釜ニ相懸候節

ハ、返上仕候事、

一、間釜并中天積之儀返上仕候事、

つまり、中釜より下方、火口まで下積の場合は返上しなくてよい。しかしそれが大釜に懸った場合にはその分は返上すること。間釜ならびに中天積[注19]の場合は返上することとある。このように窯詰めは下積、中天積もしくは中積・高積のように二～三段に積むのが一般的だったが、不景気などの折には下積一段だけの場合もあったことが知られる。上田家文書・明和二年（一七六五）には

焼方の儀、口窯あんこうゟ焼付、段々次第上リニ相成、窯も焼揚リ申候、尤あんこうゟ弐窯目迄ハ焼物少シも入不申、ぬくめを入候計ニ一夜余も焼申候、三番目窯迄ハ（ゟカ）焼物少々宛入申候出来方も不宜、六七番目之窯より段々余計ニ焼物入、拾番目ゟ者何拾番も窯之内法同様塗立申候

とあり、焼方について詳述している。つまり口窯・安光より焼付け、だんだん上方に上ってゆき焼揚る。もっとも安光より二番目の焼成室までは焼物を窯詰めしない。三番目から五番目までの焼成室には焼物を少し窯詰めするが出来方は良くない。六、七番目の焼成室からはだんだん余計に窯詰めし、十番目よりは何十番も焼成室の内法を同様に塗り築くという。上田家文書絵図（写真一）の窯の図の説明文には「此上何間モ下ニ同シ、五十間モ有ル間数多ク有程、宜キ陶器出来スルナリ」とあって、焼成室数が多いほど、良く焼上るという。

史料上にみる窯室の呼称は必ずしも一定していない。上田家文書の場合、燃焼室（胴木間）を「口窯」ないし「火口窯」と呼んでいるようであり、「安光」は焼成室第一室を指しているらしい。『旧記』天明七年（一七八七）に広瀬本登について、小釜、中釜十五軒を塗立て、そのうち火口灰釜・心見釜三軒は課税されないと記されている。これは前述の上田家文書の安光より二番目の室までは焼物を窯詰めせず、三番から五番目の室は少し窯詰めするが出来方は良くないと記している室あたりに該当すると思われる。降って天保年間（一八三〇～四三）の波佐見皿山の状況を記した『郷村記』中に、各皿山の「釜数」を掲げているが[注20]、例えば稗木場皿山では

釜数　二〇軒

内本釜一四軒、安光三軒、灰安光三軒

とあり、一つの窯に安光・灰安光を合せて六軒（室）あることが判る。他に六窯あるが、安光・灰安光の合計数は六～九室である。そして「釜運上銀」を記すが、「但本登一軒につき十五匁」とあり、安光・灰安光には「釜運上銀」が課税されないことが知られる。しかし「焼物出来高六、六三〇俵、但釜一軒につき三九〇俵、一ヶ年に六度焼立（平均）、尤も灰安光は軒数除外」とあり、焼成室一室が一

年間に六度焼いての平均出来高は一室につき三九〇俵といい、これには灰安光は含めないとある。続いて「焼物土八、七七二荷、但釜一軒に付安光も入れて一度に八六荷、尤も一ケ年六度の平均、灰安光はこれを除く」とし、焼物を作る陶土は安光も含めて焼成室一室につき、一度の焼成に八六荷を使う。もっとも一年間六度焼成の平均値であり、灰安光は除外すると記している。上田家文書にある安光より二番目の室までは焼物を窯詰めしないとあるのが、天保の波佐見例の陶土も不用という灰安光に当ると推測され、三番から五番の少し窯詰めするが出来は良くないという室が波佐見例の安光に相当すると思われるのである。以上のことをまとめてみると、

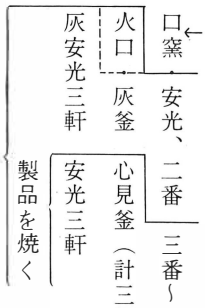

『波佐見史上巻』四二六頁の注に「灰安光は焚起し窯か」とし、四三七頁の窯の概念図には「焚き起し（灰あんこう）」と記しているが、焚起し（燃焼室）が三室もあるのが疑問として残り、灰安光＝胴木間（燃焼室）とは言い切れないように思う。

また、波佐見稗木場皿山では、年六度焼くとあったが、三股皿山の記録では年三度とある。

上田家文書・明和二年（一七六五）には

焼窯之儀何分手入塗立候而も、加減次第ニ而、一焼二焼ニ塗直シ候様損シ申候、又者加減宜敷候得者、五年七年程も相用申候、本窯、素焼窯共ニ素屋を拵、萱葺仕置申候

つまり、窯はいくら手入れし壁を塗っても、加減次第で一、二回焼いただけで破損する場合があるし、逆に加減が良ければ五～七年程も保持することがあるというのである。

前述の『旧記』天明六年（一七八六）や天明七年（一七八七）に小釜・中釜・大釜の区別がみられたが、『旧記』明和元年（一七六四）には「壱登之内小釜何間、中釜何間、大釜何間と書載可差出候事」とあり、同明和三年（一七六六）に

有田郷泉山本登リ釜之内、十番迄之処至而小釜ニ而、焼物不出来有之候ニ付、下ゟ十番釜迄之処少々宛太メ塗直度、

つまり有田郷泉山本登の内、十番までの焼成室はいたって小釜にて、焼物が良く出来ないので下より十番釜までを少々づつ大きく塗直したいという。さらに年代は降るが、柿右衛門文書・文政一二年（一八二九）下南川原登の史料[注21]は、小釜・中釜・大釜の位置関係を詳しく語ってくれる。これを表にまとめてみると次のとおりである。

番	種類	釜焼名	運上銀額
一	小釜	兵太夫	三匁三分
二	〃	〃	四匁三分
三	〃	徳兵衛	五匁四分
四	〃	清市	六匁六分
五	〃	柿右衛門	七匁七分
六	中釜	次吉	十匁三分
七	〃	清市	十五匁
八	〃	竹吉	十五匁
九	大釜	伊右衛門	十八匁六分
十	〃	竹吉	十九匁六分
一一	〃	兵太夫	二十匁六分
一二	〃	徳兵衛	二十二匁
一三	〃	兵太夫	二十匁六分
一四	〃	柿右衛門	二十七匁

表2　文政12年(1829)下南川原登各焼成室の釜焼と運上銀額

(柿右衛門文書より)

このように、兵太夫(四室)、徳兵衛(二室)、清市(二室)、柿右衛門(二室)、次吉(一室)、竹吉(二室)、伊右衛門(一室)の七名の窯焼が下南川原登一窯を共同で経営していたことが判る。そして下から五室が小釜、第六～八室が中釜、第九～一四室が大釜と区分されている。運上銀額をみると、第一室では三匁三分であるが、漸増し第八室、第一三室を除けば上方へと順次増加している。運上銀額は同じ窯では原則として窯詰できる製品量に応じて課されるのであろうから、焼成室の規模を表しているものとみてよかろう。中釜第六室は小釜第一室の約三・一倍、大釜第九室は小釜第一室の約五・六倍である。明和二年(一七六五)上田家文書にある六、七番目の焼成室からはだんだん余計に窯詰めするとあるのは、下南川原登をみると中釜からに当り、生産効率が良いものは中釜以上と推測される。

このように焼成室の規模が上方にゆくにつれてだんだん大きく(とくに一〇室位まで)作ることが史料上からも判るが、発掘された窯を見ると、その規模の拡大は主に焼成室幅の方に関ってくることが知られるのである。

以上のようにみてくると、第五室目の焼成室幅が五・六四メートルの松浦皿山窯(松浦市、第五図)は第四グループではなく、第五グループに属する窯と推測される。

製品は皿や碗の見込中央に五弁花文を染付したものが現れ盛行する。皿の外側面の唐草文の花の部分がハート形に描かれたものが現れるのもこのグループであり、高台内中央の染付銘としては「福」字を崩した𩰫(いわゆる渦福)や「大明年製」銘がもっとも多用される。また高台を蛇ノ目凹形高台に作るものもこのグループから一般的となる。装飾法としてはコンニャク印判や型紙摺が行われるのもおもにこのグループの時期である。江永A窯は白化粧土による刷毛目陶器碗と半磁器唐草文碗が主製品である。

主要な窯道具は第四グループの窯道具が引続き用いられている。柿右衛門A窯や南川原窯ノ辻窯ではサヤ(第一〇図22、28、29)の出土量が多いが、江永A窯ではトチン(第二図13)、シノ(第二図12)、

逆台形ハマ（第二図6、7、9）が主でサヤはみられず、物原トレンチでサヤの蓋が一点出土しているに過ぎない。製品の精粗の違いが窯道具の組合せの差違として現れたものとみられる。特殊な道具としては、南川原窯ノ辻窯や樋口二号窯出土の緒締め（おじめ）玉用と思われるもの（第二図39、40）がある。第二図38は第三グループの百間窯出土品であり、41は鍋島藩窯（伊万里市）出土の染付緒締め玉が熔着した状態で出土したものである。

第五グループの上限年代は柿右衛門A窯出土品と南川原窯ノ辻窯開窯期と推測される物原出土品などから元禄ごろとみられる。このグループの下限年代については明らかでない。しかし江永A窯の下限は一八世紀中葉ごろと推測される。

(ヘ) 第六グループ

焼成室平均幅は七・一～八・五メートル程度であり、谷窯、小樽二号新窯（以上有田町、第一図）がある。また広瀬向二号窯（西有田町）は窯体を発掘していないが、地表に露出した窯体部は幅約七・三メートル、奥行約四・六メートルであるからこれもこのグループとみてよい。三窯はいずれも『安政六年（一八五九）松浦郡有田郷図』（佐賀県立図書館蔵）に窯体が描かれている。それによると、谷窯は二五室、小樽二号新窯は一七室、広瀬向二号窯は一六室の登窯である。

このグループの窯は奥壁ばかりか側壁にもトンバイを用い、平面プランは第五グループと比べるとさらに横長形となる。また温座の巣の底面を火床面より二〇～三〇センチ高く築くことも特徴である。

窯体は操業期間に何度か塗直したであろうことは前述のとおりであるが、小樽二号新窯の場合、窯体の初築年代の上限は記録にみることができる。つまり小樽二号新窯は文化七年（一八一〇）にまったく新しい窯を築くことを藩に願い出て許可され、火入れは文化八年と判る[注22]（『旧記』）。広瀬向二号窯（往時は広瀬本登と呼ばれた）の場合、天明七年（一七八七）に窯が大破したので築き直しを願い出たが、資金難のために三三室あった窯を一五室に縮少して築いたとある[注23]（『旧記』）。よって窯体の上限は一七八七年と思われる。

第六グループの窯は発掘例が少ないことや、第五グループとの接点が明らかでないので、第六グループの上限を示す製品を提示することは現時点では難しい。確実に第六グループの製品とみられるのは小樽二号新窯と広瀬向二号窯に共通の製品である。それは蓋付の染付広東形碗、染付端反碗や蓋なしの染付小丸碗などである。これらが第六グループにおける文化以降の碗の主製品とみられる。底裏銘としては清朝年号の「乾隆」の「乾」字の篆書体を染付したものが多い。

窯道具は第五グループの逆台形ハマ、トチン、シノ、チャツに加

えて足付ハマ（第二図16）やタコハマ（第二図36）が現れ、特殊なものとしては小樽二号新窯出土の極真焼用とみられる「外匣」がある（第二図28、29）。これはサヤの一種であるが、焼成時に釉薬によって蓋と身を熔着させ、製品を取出す時には打壊すのである。

窯道具の所有者印は呉須書によるものが多くなるのもこのグループの特徴である。

前述の上田家文書には「宝暦十二午年開起、但当巳年迄年数九十ケ年ニ相成ル、高浜村陶山竈之図」（一七六三）と記された窯の絵図がある（写真二）。宝暦一二年より約九〇年後の巳年といえば一八五七年であろう[注24]。窯の図は一から一二までの番号が付された室が描かれ、図からも上へ登るにつれてだんだん規模が大きくなることが判るが、第二室から一二室までは室の寸法が記入されている。これをまとめてみると表三のようになる。比較のために第五室より一二室までの規模を平均してみると幅は約七・四メートル、奥行は約三・六メートルであり、第六グループの焼成室平均幅の範囲内に入る。

このグループの上限は、現在のところ第五グループの江永A窯の下限推定年代が一八世紀中葉であることなどから一八世紀後半と推測される。下限は明治であるが、一部の窯は大正ごろまで使用されたという。

表3　上田家文書『高浜村陶山竈之図』の焼成室規模

室番号	入（焼成室幅）		横（焼成室奥行）	
二	九尺四寸	二八四・八五	五尺一寸	一五四・五五
三	壱丈一尺五寸	三四八・四八	三尺七寸五分	一一三・六四
四	壱丈五尺	四五四・五五	四尺六寸	一三九・三九
五	壱丈七尺七寸	五三六・三六	七尺五寸	二二七・二七
六	壱丈九尺八寸	六〇〇・〇〇	八尺七寸五分	一六五・一五
七	弐丈四尺三寸	七三六・三六	壱丈二尺五寸	三七八・七九
八	弐丈六尺六寸	八〇六・〇六	壱丈四寸	三一五・一五
九	弐丈七尺五寸	八三三・三三	壱丈九寸	三三〇・三〇
一〇	弐丈七尺	八一八・一八	壱丈三尺五寸	四〇九・〇九
一一	弐丈六尺七寸	八〇九・〇九	壱丈五尺四寸	四六六・六七
一二	弐丈六尺七寸	八〇九・〇九	壱丈五尺四寸	四六六・六七
全体平均		六三九・六七		二九六・九七
五～一二の平均		七四三・五六		三五七・三九

（単位・センチメートル）

まとめ

以上のように焼成室平均幅によって区分した第一～六グループは製品・窯道具なども考え合せてみると、それが時代とともに拡大する窯の変遷を表していることが明らかになった。

第二グループの窯は、唐津系陶器と磁器を併焼していた時期に当り、第三グループは鍋島藩による皿山の整理・統合が行われ、磁器中心の生産体制が確立された時期の窯とみられる。そして中国の明末清初の動乱によって一六五九年にオランダ商社による海外輸出が始まると、第四グループの窯では製品ばかりか焼成技術にも大きな変化が認められる。第五グループはその後の築窯法に大きな影響を及ぼしたと推測されるトンバイの使用が始まる。第六グループの窯は窯体の肥大化が頂点に達した時期に当り、また巨大な共同窯の終末期といえよう。

このように肥前の登窯がたどった変遷を概観してみたが、なお長大な窯全体を発掘した事例が少ないため、焼成室規模の平均値とはいってもかなり大雑把な部分がある。また焼成技術の重要な要素である窯道具の変遷について詳述できなかったが、これについては稿を改めて述べたい。

●本稿で用いた窯や窯道具の図は各報告書などからトレースしたが、論旨を強調するために省略した部分がある。

注

1 秀島貞康『土師野尾古窯跡群』諫早市教育委員会、一九八五。
2 注1の四八頁～四九頁。
3 大橋康二「十七世紀における伊万里の窯跡とその製品」『十七世紀の景徳鎮と伊万里』佐賀県立九州陶磁文化館、一九八二の九七頁ほか。
4 倉田芳郎編『長崎・松浦皿山窯址』松浦市教育委員会、駒沢大学考古学研究室、一九八二。
5 副島邦弘「近世古窯の窯本体の構造について」『古高取永満寺宅間窯跡』直方市教育委員会、一九八三。
6 大橋康二「肥前陶磁の変遷と出土分布」『国内出土の肥前陶磁』佐賀県立九州陶磁文化館、一九八四。
7 葉宏明、曹鶴鳴、程朱海「関于我国陶器向青瓷発展的工芸探討」『中国古陶瓷論文集』一九八二の一五一頁。
8 盛峰雄『阿房谷下窯跡』伊万里市教育委員会、一九八五。
9 注6に同じ。
10 大橋康二『百間窯・樋口窯』佐賀県立九州陶磁文化館、一九八五。
11 注6の一五三頁。
12 大橋康二「伊万里染付見込荒磯文碗・鉢に関する若干の考察」白水九号、一九八二。
13 大橋康二『南川原窯ノ辻窯・広瀬向窯』佐賀県立九州陶磁文化館、一九八六。
14 久村貞男『江永古窯』佐世保市教育委員会、一九七五。

15 熊本県教育委員会『生産遺跡基本調査報告書Ⅱ』一九八〇の一頁～三二頁。

16 「真木柱」のことか。真木柱は「杉や桧などの材で作った柱」（『日本国語大辞典』小学館）。

17 「えつり（棧）」とは「割り木、竹などを縄で結び、並べて、屋根や壁の下地としたもの」（『日本国語大辞典』小学館）。

18 窯詰めが一杯にできず、平面的に空隙があるという意であろうか。

19 欽古堂亀祐『陶器指南』文政一三年（一八三〇）には窯中央の最上段に窯詰めしたものを「中天」と記す。

20 波佐見史編纂委員会『波佐見史（上巻）』一九七六の四二三頁～四二六頁。

21 有田町史編纂委員会『有田町史（陶業編Ⅰ）』の五四六頁～五四八頁。

22 大橋康二『小樽二号窯跡』有田町教育委員会、一九八六。

23 注12の三頁。

24 上田家文書「陶山再興歎願書諸入用凡積并麁絵図　扣」に安政四年（一八五七）、勘定奉行が天草郡を廻村した際に焼物山を再興するよういわれ、高浜焼の実態について述べた別紙を差上げたことが記されている。窯の絵図はこの折のものの可能性が強い。

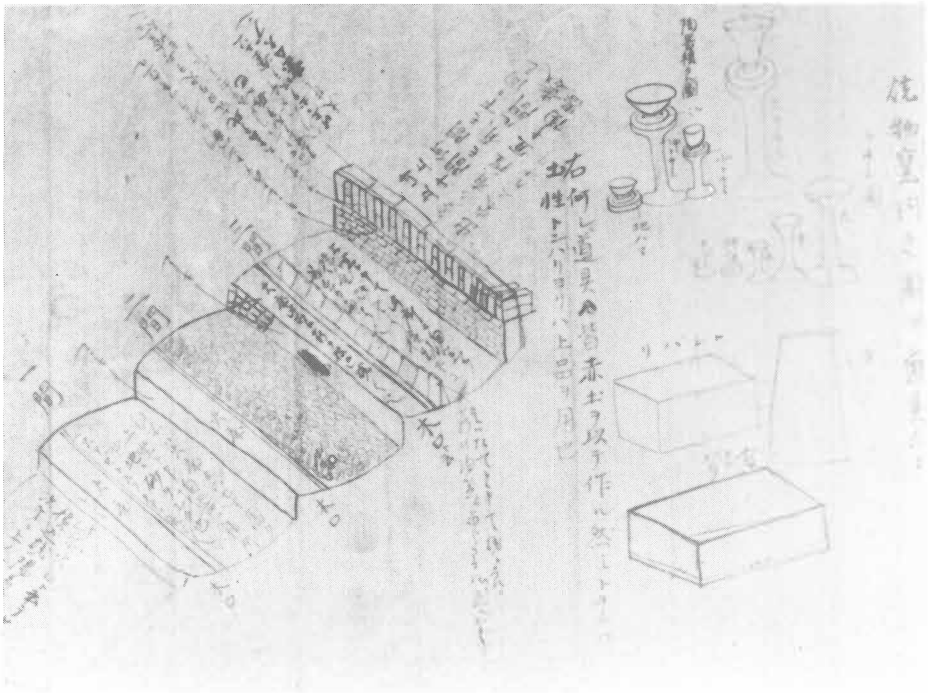

写真1　高浜焼窯内の図（上田家文書絵図、『生産遺跡基本調査報告書Ⅱ』より）

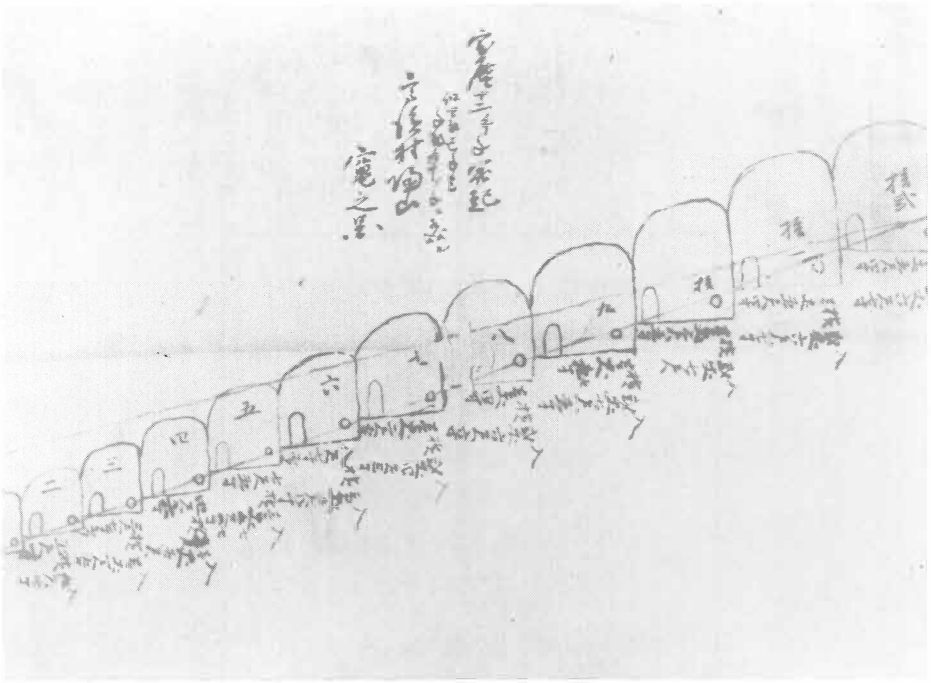

写真2　高浜焼窯の図（上田家文書絵図、『生産遺跡基本調査報告書Ⅱ』より）

佐賀県立九州陶磁文化館

研究紀要　第1号
昭和61年3月31日

発行　佐賀県立九州陶磁文化館
〒844 佐賀県西松浦郡有田町
中部田ノ平乙3100－1
TEL (09554) 3－3681

印刷　山口印刷株式会社